



文部科学省

日本私立短期大学協会 教務職員研修

短期大学を取り巻く高等教育政策の状況について

令和7年10月

文部科学省 高等教育局 大学振興課

目 次

1. 中央教育審議会 「知の総和」答申
2. 短期大学の現状
3. 新たな評価制度
4. 地域大学振興
5. 「2040年を見据えて社会とともに歩む私立大学の在り方検討会議」
中間まとめ
6. 大学設置基準等の改正
7. 高等教育の修学支援新制度の機関要件
(参考資料) 文部科学省概算要求

事前にいただいた質問事項

- ✓ 基幹教員制度の導入状況等（東北）
- ✓ 小規模でも真面目に運営している学校への助成（関東）
- ✓ 「少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援」の展望（関東）
- ✓ 研修目的に今後さまざまな変化が予想されるとあるが、文科省が想定している変化とは何か（東海・甲信越）
- ✓ 修学支援新制度の機関要件の見直し（東海・甲信越）
- ✓ 教務事務の複雑化について（関西）
- ✓ 地方私立大学・短期大学がこれから生き残るために必要なことは何か（九州）
- ✓ 教務業務において最も意識すべきことは何か（九州）

中央教育審議会 「知の総和」答申



1. 今後の高等教育の目指すべき姿

直面する課題

目指す姿

高等教育政策の目的

重視すべき観点

社会の変化 世界: 環境問題、国際情勢の緊張化、AI進展 等
国内: 急速な少子化、労働供給不足

高等教育を取り巻く変化 学修者本位の教育への転換等

大学進学者数推計 62.7万人 ▶ 59.0万人 ▶ 46.0万人 (約27%減)
(出生低位・死亡低位) (2021) (2035) (2040)

目指す未来像

一人一人の多様な幸せと社会全体の豊かさ(well-being)の実現を核とした、**持続可能な活力ある社会**

育成する人材像

持続可能な活力ある社会の担い手や創り手として、**真に人が果たすべきことを果たせる力を備え、人々と協働しながら、課題を発見し解決に導く、学び続ける人材**

我が国の「知の総和」の向上

- ▶ 目指す未来像の実現のためには、「**知の総和**」(数×能力)を向上することが必須
- ▶ 「**知の総和**」の向上のためには、教育研究の質を上げ、意欲ある全ての人が高等教育を享受できるよう社会的に適切な規模の高等教育機会を供給し、地理的・社会経済的な観点からのアクセス確保によって高等教育の機会均等の実現を図ることが必要

「質」の向上

: 教育研究の質の向上を図ることであり、学生一人一人の能力を最大限高めること

「規模」の適正化

: 社会的に適かつ必要な高等教育機会の量的な確保

「アクセス」確保

: 地理的・社会経済的な観点からの高等教育の機会均等の実現

3つの目的(価値)は、常に調和するわけではなく、**トレードオフの関係**になることもあり得るため、価値の選択と調整が必要

急速な少子化等を踏まえた高等教育全体の**「規模」の適正化**を図りつつ、それによって失われるおそれのある**「アクセス」確保策**を講じるとともに、**「規模」の縮小**をカバーし、**知の総和**を向上するために**教育研究の「質」を高める**

①教育研究の観点

ア. 未来社会を担う人材に必要な資質・能力の育成(文理横断・融合教育等)

イ. **成長分野**を創出・けん引する人材等の育成

ウ. **デジタル化**の推進(AI活用等)

エ. 国際競争の中での**研究力強化**

②学生への支援の観点

ア. 学生の**多様性**・流動性の向上(留学生、社会人、障害のある学生等)

イ. 学生への**経済的支援**充実(社会全体で支える学生の学び)

③機関の運営の観点

ア. 高等教育機関の**多様性**確保

イ. 高等教育機関の**運営基盤**の確立(ガバナンス改革等)

ウ. **国際化**の推進(留学モビリティ拡大等)

④社会の中における機関の観点

ア. **社会**との接続・連携強化

イ. 人材育成等を核とした**地方創生**の推進

ウ. **初等中等教育**との接続の強化

エ. **情報公表**による信頼獲得

2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策①

(1) 教育研究の「質」の更なる高度化

1 学修者本位の教育の更なる推進

ア. 学びの質を高めるための教育内容・方法の改善

- 学生が主体的・自律的に学修するための環境構築

➢ 教学マネジメント指針の見直し ➢ 同時履修科目の絞り込み促進

➢ レイオスペシャライゼーションを促進するための定員管理制度の弾力化 等

○「出口における質保証」の促進

➢ 厳格な成績評価や卒業認定の実施 ➢ 成績優秀者への称号授与 等

○高大接続を踏まえた大学入学者選抜等の改善

○遠隔・オンライン教育の推進

イ. 新たな質保証・向上システムの構築

○大学設置基準及び設置認可審査の見直し

➢ 基幹教員の配置に係る基準や指導補助者の基準等について制度改善

○認証評価制度の見直し

➢ 在学中にどれくらい力を伸ばすことができたのか等を含む教育の質を数段階で評価する新たな評価制度への移行

3 大学院教育の改革

ア. 質の高い大学院教育の推進

○体系的な大学院教育課程の編成の推進

➢ 修士・博士5年一貫プログラムの構築(特に自然科学系)等

○学士課程から博士課程までの連続性向上・流動性促進

➢ 学士・修士5年一貫教育の大幅拡充(特に人文・社会科学系)等

イ. 幅広いキャリアパスの開拓推進

○多様なフィールドで一層活躍するための環境構築、多様な進学者の受け入れ促進

➢ 学位の質保証を前提とした社会人の修士・博士の1年の学位取得推進 等

2 多様な学生の受け入れ促進(外国人留学生や社会人等)

ア. 多様な学生の受け入れ推進

○多面的・総合的な入学者選抜の推進

○転入学等の柔軟化

➢ 転入学の増加を図るための定員管理の見直し 等

○障害のある学生への支援 等

イ. 留学モビリティ拡大

○外国人留学生等の受け入れや日本人学生の派遣の推進、国際化のための体制整備

➢ 経済的支援の充実 ➢ 多文化共修環境整備 ➢ 留学生の定員管理方策の制度改善 等

○適切な在籍管理、技術流出防止対策の徹底・強化 等

ウ. 社会人の学びの場の拡大

○教育環境の整備

➢ 産業界と連携した教育プログラム開発

○産業界・地方公共団体等との組織レベルでの連携推進

エ. 通信教育課程の質の向上

○時代の変化を踏まえた通信教育課程の在り方の見直し

➢ 通信教育課程の更なる質の向上のための制度改善や学生支援に向けた検討 等

4 研究力の強化

○研究の質向上に向けた研究環境の構築

➢ 研究開発マネジメント人材等の量的不足解消
・質向上

➢ 大学共同利用機関等の機能強化 等

○研究環境の低下要因を取り除くための業務負担軽減の推進

➢ 研究と教育それぞれに重点を置く教員の活用促進

➢ 形式的な会議の見直し 等

5 情報公表の推進

○情報公表の内容・方法の改善

➢ 高等教育機関の情報を横断的に比較できる新たなデータプラットフォーム
(Univ-map(ユニマップ)(仮称))
の構築

○全国学生調査の活用



2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策②

(2) 高等教育全体の「規模」の適正化

1 高等教育機関の機能強化

- 意欲的な教育・経営改革を行うための支援
 - 一定の規模縮小しつつ、質向上、大学院へのシフトを行う大学等への支援
 - デジタル、グリーン等の成長分野への学部転換支援等の強化
 - 職員の高度化の促進 等
- 高等教育機関間の連携の推進
 - 大学等連携をより緊密に行うための仕組みの導入や支援策の検討 等

2 高等教育全体の規模の適正化の推進

- 厳格な設置認可審査への転換
 - 審査時の財産保有要件や経営状況に関する要件厳格化
 - 設置計画の履行が不十分な場合の私学助成減額・不交付 等
- 再編・統合の推進
 - 定員未充足や財務状況が厳しい大学等を統合した場合のペナルティ措置緩和
 - 再編・統合を行う大学等への支援 等

- 縮小への支援
 - 一時的な減定員を戻すことを容易にする仕組みの創設
 - 早期の経営判断を促す指導の強化 等
- 撤退への支援
 - 在学生の卒業までの学修環境確保
 - 卒業生の学籍情報の管理方策の構築
 - 残余財産帰属の要件緩和 等

(3) 高等教育への「アクセス」確保

1 地理的観点からのアクセス確保

- ア. 地域ごとのアクセス確保を図るための仕組みの構築
- 地域のアクセス確保・人材育成のための協議体構築
 - 地域構想推進プラットフォーム（仮称）（地域の高等教育機関、地方公共団体、産業界など関係者が議論する協議体）の構築
 - 地方公共団体における高等教育振興担当部署の整備（連携窓口の明確化等）促進
 - 国における司令塔機能の強化 等
- 協議体での検討を促す仕組みの整備
 - 国による地域ごとの人口予測や分野ごとの産業・雇用環境の変化等の量的・質的な情報提供
 - コーディネーターの育成・配置 等

イ. 都市から地方への動きの促進等を通じた地方創生の推進

- 地方創生を進めるための高等教育機関への支援
 - 国内留学 ➢学生寮整備
 - サテライトキャンパス
 - キャンパス移転
 - 等の取組推進 等

○遠隔・オンライン教育の推進

- 大学間連携による授業の共有化 等

2 社会経済的観点からのアクセス確保

- 個人への経済的支援の充実
 - 高等教育の修学支援新制度等の着実な実施
 - 企業等による代理返還の普及促進 等
- 高等教育機関入学前における取組促進
 - プッシュ型情報発信
 - アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）解消促進
 - キャリア教育促進 等



3. 機関別・設置者別の役割や連携の在り方

(1) 機関別の役割：機関ごとの違い・特色を生かしつつ、自らの役割を再定義して改善

①大学 (学士課程)	※「2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策」を参照
②専門職大学・専門職短期大学	実践力・創造力を備えた専門職業人の育成促進
③大学院・専門職大学院	※2 (1) 「③大学院教育の改革」を参照
④短期大学	時代の変化に応じた役割を踏まえた短大自身の変革、専攻科修了者の進学ニーズを踏まえた制度改善
⑤高等専門学校	高専教育の高度化・国際化の推進
⑥専門学校	実践的な職業教育の推進、社会人・留学生の受け入れ拡大

(2) 設置者別の役割：役割や機能を踏まえつつ、**自らのミッション**を改めて見つめ直し、**時代の変化**に応じて刷新し、自らの将来を定めていく必要

①国立大学	社会を先導する人材を、地方をはじめ全国で育成するための教育機会の確保、国として継続的に実施すべき多様な研究の実施 ▶ 国立大学の学部定員規模の適正化 (修士・博士への資源の重点化を図りつつ、国際化や地域のアクセス確保にも配慮) や 連携・再編・統合の推進 に向けた検討 ▶ 地域の高等教育機関のけん引役としての機能強化
②公立大学	地方公共団体の規模や実態、設置目的に応じた教育研究の実施 ▶ 地域の実態を踏まえた教育研究の実施や 定員規模の適正化 (見直しも含めた地域との継続的な対話) 、私立大学の安易な公立化の回避
③私立大学	建学の精神に基づく多様性に富んだ教育研究の実施 ▶ 意欲的な教育・経営改革や連携を通じた機能強化 ▶ 規模適正化の推進 (設置認可厳格化、再編・統合、縮小、撤退の支援)

(3) 機能や特性等に着目した政策の重視：それぞれの機能に即した高等教育機関の連携も含め、機能別分化の中で、教育研究の質向上につながる取組を設置者の枠を超えて支援

4. 高等教育改革を支える支援方策の在り方

- 高等教育の価値：高等教育は国力の源泉であり、**高等教育への投資は未来への先行投資**
- 高等教育への信頼：学生の満足度を高め、成長が得られるよう教育研究活動を高度化し、教育研究の成果や効果を社会に対して**情報公表**
- 必要コストの算出：教育コストを明確にした上で、社会に広くその必要性を訴えかけていくことが必要
- 高等教育投資の在り方：**公財政支援、社会からの投資・支援、個人・保護者負担**のどれか一つだけに依存するのではなく、それぞれについて、高等教育の持続可能な発展に資するような規模・仕組みを構築

短期的取組 (2～3年以内まで)	○ 公財政支援の充実 ▶ 基盤的経費助成の十分な確保 ▶ 競争的資源配分の不断の見直しと充実 ○社会からの支援強化 ▶ 代理返還制度の活用推進 ▶ 寄附獲得の促進 ○個人・保護者負担の見直し ▶ 個人・保護者負担の在り方について個人支援や機関補助とのバランスも勘案し検討
中長期的取組 (5～10年程度)	○ 教育コストの明確化と負担の仕組みの見直し ▶ 授業料等の最低ライン設定や公的支援の仕組みの見直しに向けた検討 ○高等教育への大胆な投資を進めるための 新たな財源の確保 ▶ 税制の在り方や寄附の充実等の検討

<参考1>新たな評価制度への移行・データベース構築（イメージ）

現行の仕組み

各大学の学内での取組 (内部質保証)

質の改善に向けた組織的な活動の実施

大学

自己点検・評価

教育研究活動

自己改善

現在の内部質保証システムの充実を図りつつ、新たな第三者評価への連動・活用を通じて内部質保証制度の更なる実質化を図る

新たな評価制度への移行を通じて、事務手続等の負担軽減を実施

社会へのアカウンタビリティ

・大学自らの情報公表

・大学ポートレート（※）による各大学ごとの教育情報の公表
※各大学間の比較不可

・認証評価機関における認証評価結果の公表

・大学自らの情報公表の充実

・国民が分かりやすい評価結果の公表

・新たな評価におけるデータベースと連携した新たなデータプラットフォーム（※）の構築
※各大学間の比較可能

⇒学修者や進学希望者が各大学の教育力を把握できるような情報を公表

・全国学生調査の結果のフィードバック

第三者評価

現在の認証評価

対象：大学の教育研究等の総合的な状況（機関別評価）

結果：大学評価基準への適合状況を評価（適合・不適合）

新たな評価制度

対象：学部・研究科等

結果：教育の質を数段階で示す

- ・定性的評価
- ・教育情報データベースを活用した定量的評価

<参考2>高等教育機関全体の規模の適正化（イメージ）

1. 厳格な設置認可審査への転換

- 教員の配置基準等の改善
- 財産保有や経営状況等の要件の厳格化
- リスクシナリオ等に関する審査の在り方、審査プロセス等の抜本的見直し 等



3. 意欲的な教育・経営改革への支援

- 大学院シフト、留学生、社会人增加大学等への支援
- 改革やチャレンジに取り組む大学への支援強化
- 複数大学等の連携による経営改革の支援強化 等



完成年度後

新たな評価制度における教育の質の評価と情報公表

撤退

縮小

2. 設置計画不履行に対する措置

- 設置計画の不履行（設置後、一度も定員充足率が一定の割合に満たない場合など）に対する私学助成の減額・不交付措置等



4. 縮小支援、撤退支援

- 一時的な定員減の仕組みの構築
- 経営指導の基準となる指標の見直し
- 規模縮小や撤退に係る指導の強化、経営改善計画の策定義務付け 等



＜参考3＞地域の高等教育へのアクセス確保を図るための仕組み（イメージ）

地域における協議体の実質化

従来

複数の大学等が地域関係者と恒常的に対話し、連携を行うための**地域連携プラットフォーム**の取組

※国による「ガイドライン」策定

発展

今後

地域構想推進プラットフォーム（仮称）

- ✓ 地域の将来ビジョンや大学等の研究・教育の構想・推進策を地域全体で情報共有・共通認識
- ✓ 大学等、地方公共団体、産業界等の地域関係者が一体となって、**国と連携しながら地域のアクセス確保等の取組を支援**



※地域連携プラットフォームの発展による構築等既存組織の活用も推奨

地域における大学等間の連携枠組みの強化

従来

連携開設科目を中心とした**大学等連携推進法人**（※）の取組

※文部科学大臣が認定

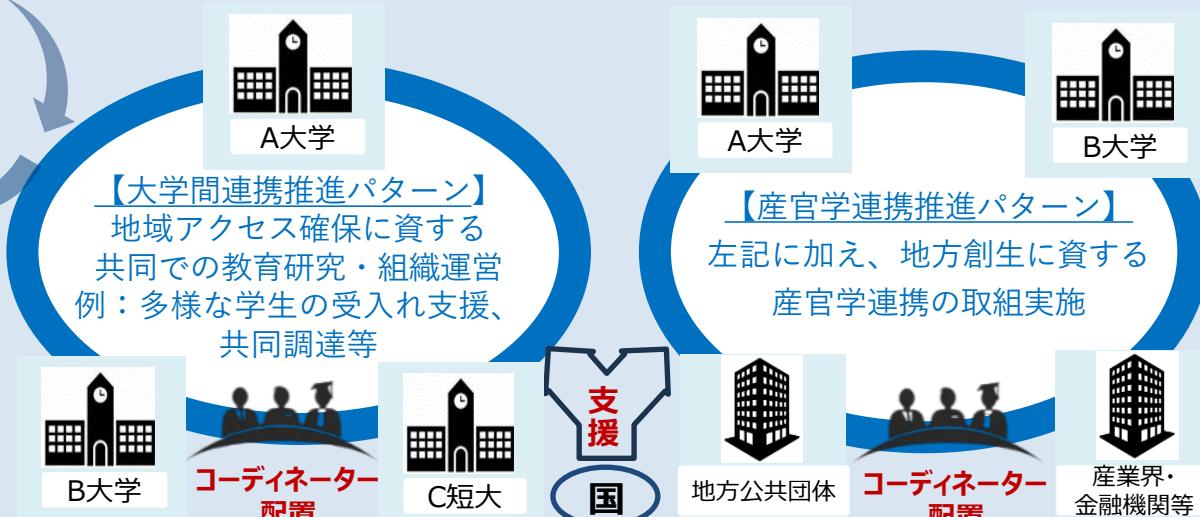
発展

今後

地域研究教育連携推進機構（仮称）

- ✓ 連携開設科目の開設に加え、**地域構想推進プラットフォーム（仮称）**等での議論を踏まえ、地域のアクセス確保・人材育成のための研究・教育の連携（※）に取り組むことを推奨

※入試、多様な学生受入れ支援、キャリア支援等の業務、大学関係施設の共同管理・運営、事務システムの共同化、共同調達などが想定。また、そのために必要な支援策についても検討。



※支援対象となる地域研究教育連携推進機構（仮称）の位置付けを検討

文部科学省

- ・地域ごとの高等教育へのアクセス確保を図るための司令塔機能の強化（「**地域大学振興室**」の新設）
- ・関係省庁や地域の産官学金等関係者と連携した、地域の高等教育へのアクセス確保・人材育成や地方創生の取組の推進

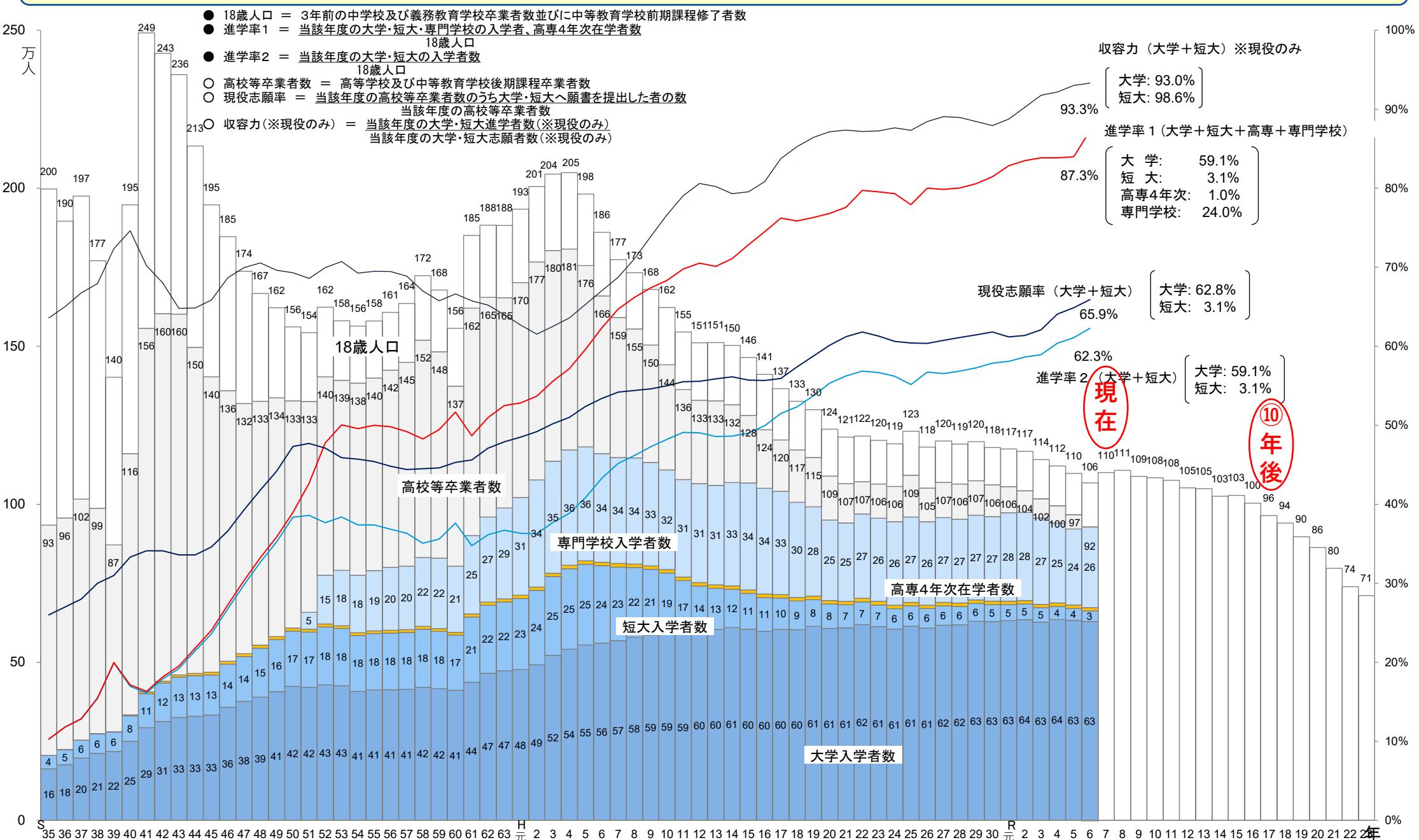
※地域により、地域の範囲の設定や、協議体の構築方法、協議体と大学等連携推進法人との関係・取組の進め方は多様であることに留意。

※地理的観点からのアクセス確保の観点からは、都市から地方への動きの促進等を通じた地方創生の推進も重要。

18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移

參考資料

18歳人口は、ピークであった昭和41年には、約249万人であったが、令和6年には106万人にまで減少。令和23年には71万人にまで減少することが予測されている。高等教育機関への進学率は概ね上昇を続け、令和6年には大学のみで59.1%、全体で87.3%となっている。



出典・文部科学省「学校基本統計」、令和7~23年については国立社会保険・人間開拓研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)(出生低位・死亡低位)」を基に作成。

※進学率、現役志願率については、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある

短期大学の現状

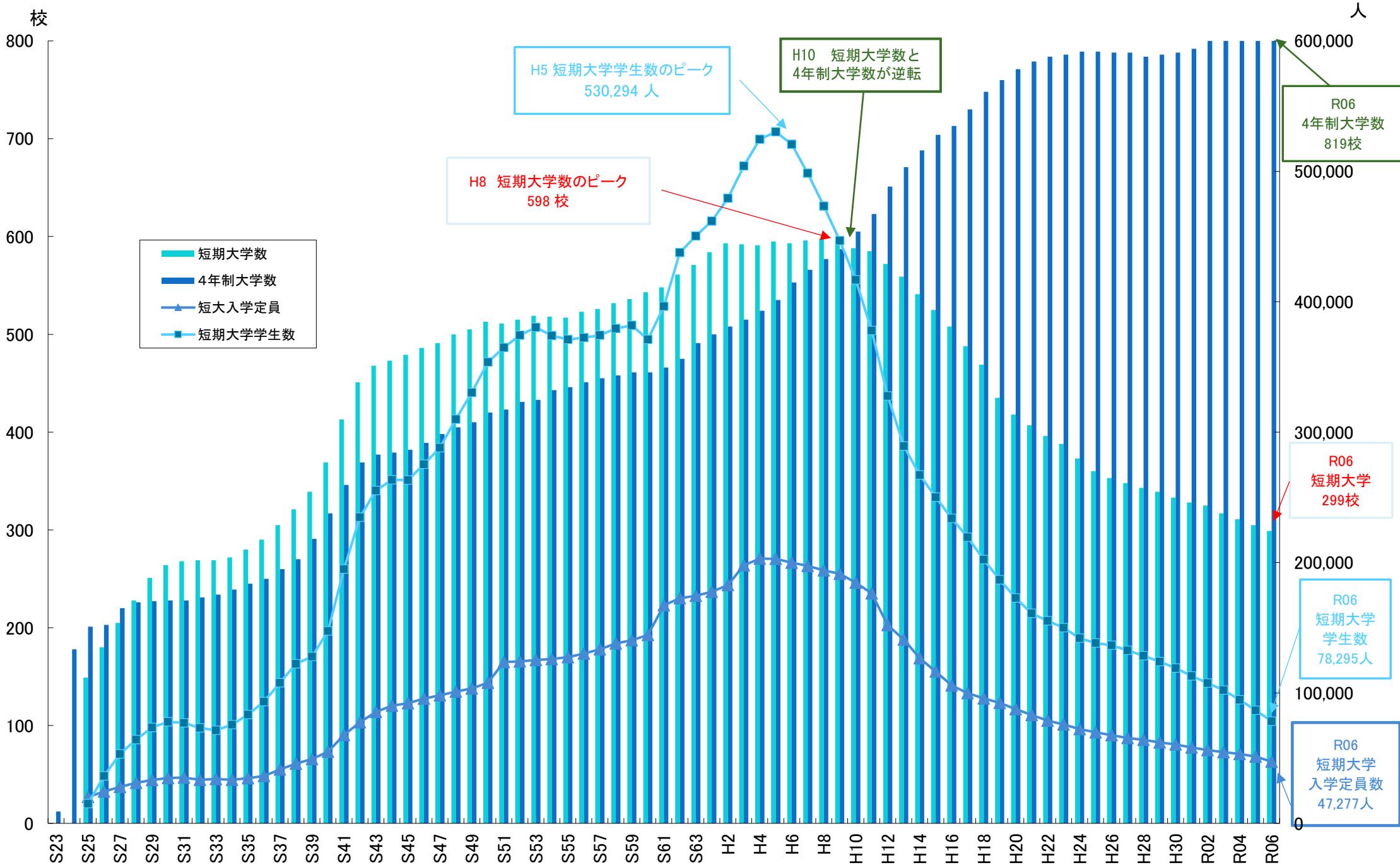
1. 短期大学制度の経緯

- 昭和25年4月1日（昭和24年6月法律第179号）
学校教育法の一部改正 **～修業年限2年又は3年の暫定的高等教育機関として発足～**
学校数：149校（国立：0校、公立：17校、私立：132校）
- 昭和39年6月19日（昭和39年6月法律第110号）
学校教育法の一部改正 **～短期大学制度の恒久化～**
学校数：339校（国立：29校、公立：40校、私立：270校）
- 昭和51年4月1日（昭和50年4月文部省令第21号） **～短期大学設置基準施行～**

2. 短期大学制度の概要

- 目的：深く専門の学芸を教授研究し、職業又は実際生活に必要な能力を育成する。
- 修業年限：2年又は3年
- 基本組織：学科
- 授業形態：一部（昼間部、昼夜開講制）、二部（夜間部）、三部（昼間2交替制）
- 卒業要件単位：2年制：62単位以上、3年生：93単位以上（二部、三部は62単位以上）
- 学位：短期大学を卒業した者には「短期大学士」の学位が授与
- 編入学：短期大学を卒業した者は4年制大学に編入学が可能

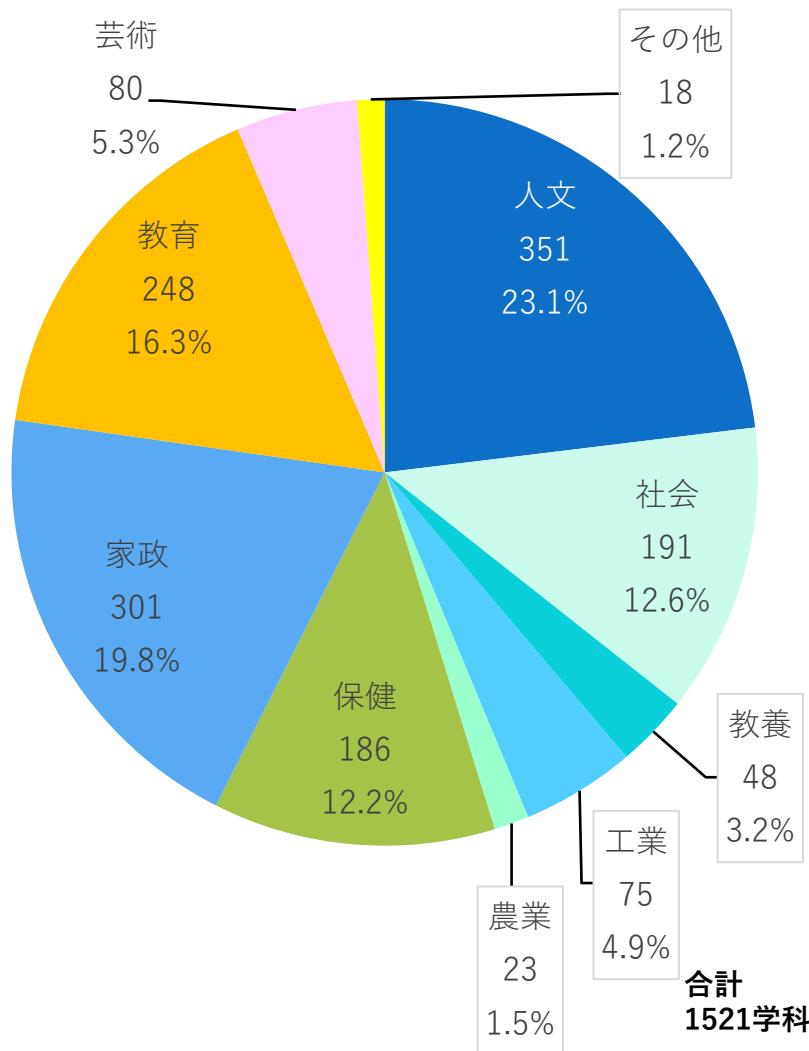
短期大学数、4年制大学数、短期大学入学定員・学生数の推移



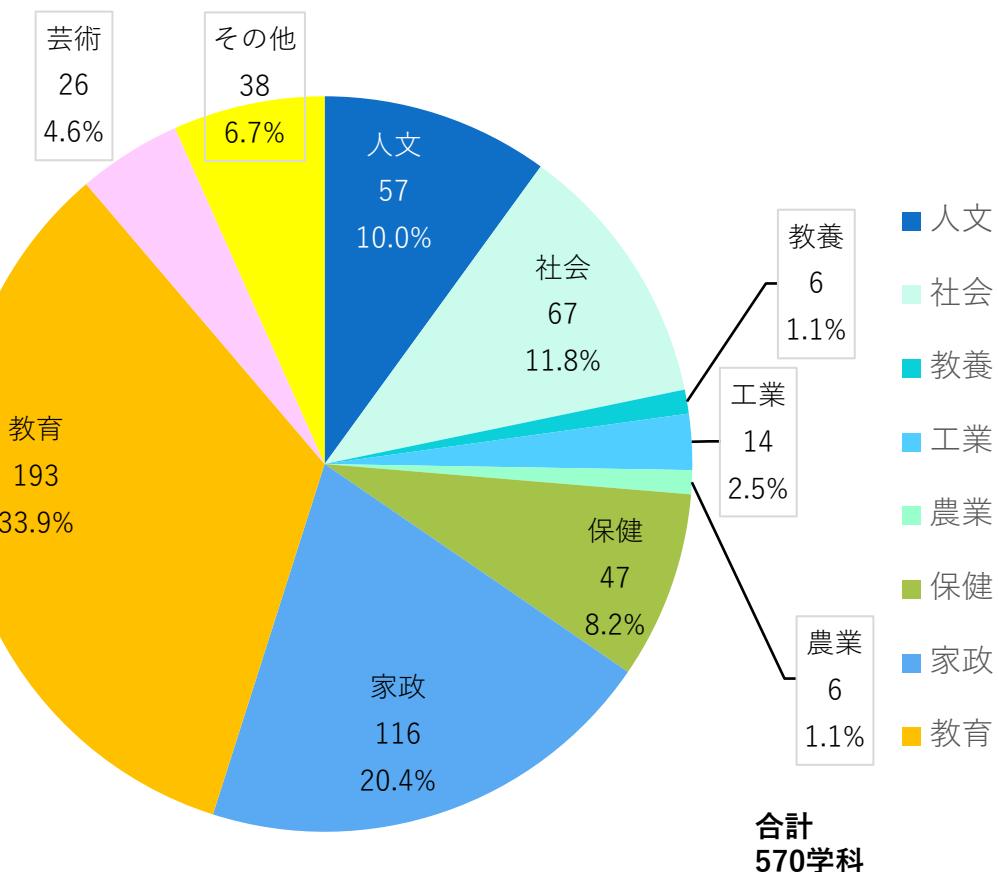
短期大学の分野別学科数の推移

対H8年度	人文	社会	教養	工業	農業	保健	家政	教育	芸術	その他	計
学科数	▲294	▲124	▲42	▲61	▲17	▲139	▲185	▲55	▲54	20	▲951
増減割合	▲83.8%	▲64.9%	▲87.5%	▲81.3%	▲73.9%	▲74.7%	▲61.5%	▲22.2%	▲67.5%	111.1%	▲62.5%

平成8年度 (学校数のピーク)



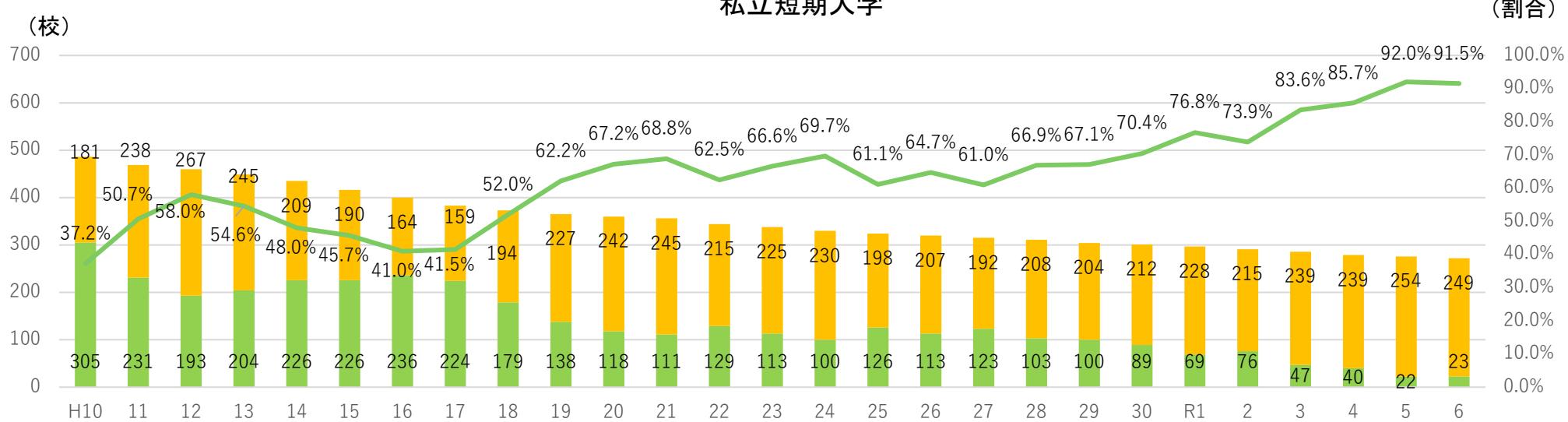
令和6年度



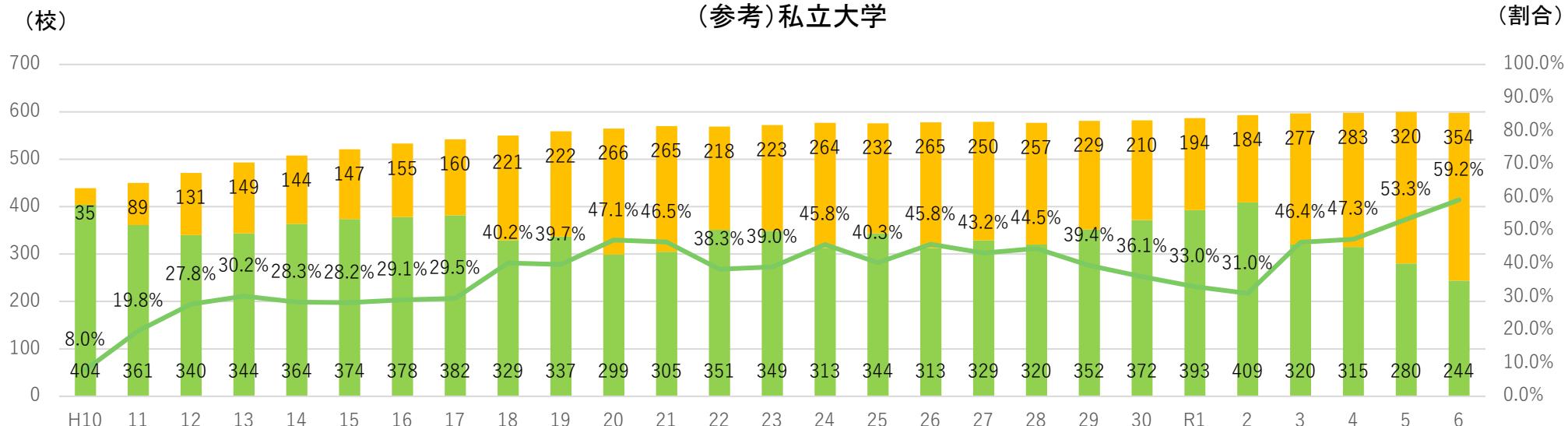
※出典：文部科学省「学校基本統計」
※本科学生のみ

私立短期大学の入学定員未充足状況（学校数）

私立短期大学



(参考)私立大学



■ 充足 ■ 未充足 ■ 未充足割合

全学科学生募集停止（廃止）する短期大学数

全学科学生募集停止する短期大学数

年度	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
公立	0	1	0	0	0	0
私立	6	7	2	4	24	22
計	6	8	2	4	24	22

(内数) 4年制大学・学部等へ転換した短期大学数

年度	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
公立		1				
私立	2	3		2	5	3

(注)R7.4.30時点で文部科学省へ報告があったもの

(参考) 短期大学数

年度	令和3	令和4	令和5	令和6
公立	14	14	15	15
私立	303	297	290	284
計	317	311	305	299

新たな評価制度

第1部 新たな評価の基本的な考え方

認証評価制度の現状と課題

- 制度導入から20年が経過し、各高等教育機関の努力と認証評価機関における様々な改善や工夫の結果、**内部質保証システムの導入が進んでいる一方で、以下のような課題も指摘されている。**

①社会的機能の再確認の必要性

社会からの期待は「教育の質」を明らかにすることであるが、複数の評価基準等により評価結果のわかりづらさが生じているのではないか

②評価者・被評価者双方の評価負担、インセンティブの不足

様々な項目や確認事項等による「負担感」と十分な動機付けがない等による「徒労感」があるのではないか

③内部質保証の意義の浸透

機関の改革には繋がったが、学生の学びと成長に寄与するカリキュラム改善まで至っていないのではないか

「新たな評価」への転換

- ✓ 学生が生涯にわたって学び続ける力、主体的に考える力を身につけ、学生自身が学修成果や成長を実感できるよう、高等教育機関は、学生の学ぶ意欲を醸成し、成長を後押しするため、「**教育の質**」を不断に見直すことが必要。
- ✓ 不断の見直しを行うためには、高等教育機関が、その使命や目的を実現するために自らが行う活動を継続的に点検・評価し質の保証を行うとともに、絶えず改善・向上に取組む「**教育の改善**」が必要。
- ✓ 「**教育の質**」と「**教育の改善**」を内部質保証と現行の認証評価制度の見直し等を通じた第三者評価で確認する「**新たな評価**」へ転換する。

※「**新たな評価**」制度の構築に当たっては、現在、高等教育機関が受審している様々な評価についてその必要性や代替可能性を整理する。

改革の方向性

(1) 学修者本位の教育を引き出す評価制度の構築

- 「**新たな評価**」においては、学位を授与する過程で**3ポリシーを基盤とする教育成果**と学生が在学中にどれくらい成長したかについて、**学生自身の成長実感**や**ステークホルダーによる評価**により可視化し、その結果を踏まえて各高等教育機関において**教育改善が進められているか**という観点から評価すべきである。
(※マイクロクレデンシャルについては必要に応じて別途検討する。)
- 「**新たな評価**」を通じて、**最低限の質保証のみならず、「教育の質」の向上を図る。**

(2) 社会に開かれた高等教育機関の質保証及び質向上の実現

- VUCA時代においては、高等教育機関はこれまで以上に自らが行う教育活動に対して社会からの理解と支持を得ることが必要。
- そのためにも、「**新たな評価**」の結果やその他必要な情報が**社会に理解されやすい形で公表される仕組み**が必要。

(3) 効果的かつ効率的な評価の実現

- 「**教育の質**」の向上を測るために真に必要な項目に厳選し、データベースを積極的に活用するなど、「**徒労感**」や「**負担感**」解消のための評価制度の抜本的な見直しを図る。

第2部 新たな評価制度の基本的な枠組み

1. 評価の主体【誰が評価するのか】

- 大学教員らを中心とした評価委員会による定性的評価（ピア・レビュー）を基本とし、産業界や高校関係者等の参画を促進する。また、学生代表者の評価への参画も検討する。
- 評価機関が複数存在する場合、評価の基準・観点のばらつきをなくすための調整組織の設置を検討する。
- 評価機関に対して認証を与えた文部科学大臣が評価が適正に行われているか確認するシステムを設けることも検討する。

2. 評価対象【評価する単位・対象はどこか】

- 養成すべき人材像やディプロマ・ポリシー等に照らして学生が学修成果を上げられているかという点の可視化を行うために、学位の分野に基づく学部・学科、研究科ごとの教育の質の評価を重視する制度の設計に向け、引き続き議論を進めていく。

3. 評価の視点【何を評価するか】

- 「新たな評価」では、養成すべき人材像やディプロマ・ポリシーに照らして学生が必要な学修成果が上げられているかという点を可視化し、教育改善へ活用がなされているかという点を評価の中心に据え、この観点からの評価に注力できるよう検討する。
- また、これらの観点について項目・指標等を共通化するとともに、具体的な評価基準・項目、指標等のモデルを示すことを引き続き検討する。
- 学修成果の可視化については、ディプロマ・ポリシーを達成目標として、成績等の直接評価と学生アンケート等の間接評価の双方の観点で行うことを検討する。
- 国際的な評価や先行している分野別評価については、「新たな評価」との関係性を整理し、これまでの取組が損なわれないよう検討する。
- 「新たな評価」制度導入において、ディプロマ・ポリシー等の再検証を実施することを検討する。

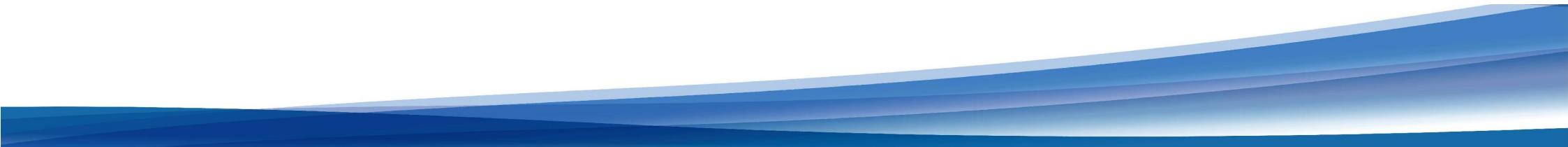
4. 評価手続【どのように評価するのか】

- わかりやすく、かつ、改善につながる段階別評価の導入を検討する。その際、課題の追求・指摘ではなく、自己改善につながる評価（絶対評価）にすることを検討する。
- 評価手続の効率化のため、データベースの構築・活用を検討する。実地調査は、実施義務を撤廃し一定の条件下のみの実施の方向で検討する。

5. 評価結果の公表・活用【どのように公表・活用するか】

- 評価結果を一元的に公表し、公表内容やフォーマットは統一することを検討する。
- 評価結果については、例えば資源配分等の国の政策に活用することや、段階別評価において高い評価を得た機関に対する受審期間延長等のインセンティブを検討する

地域大学振興



地域の大学の振興に向けて 「地域大学振興室」の設置

- 大学進学者数の大幅減(62.7万人(2021)→46万人(2040))が見込まれる中、我が国の「知の総和」の向上を目指し、質向上、規模適正化、アクセス確保を目的とした取組について中教審から提言。
- 文部科学省では、地域ごとのアクセス確保を図るための仕組みの構築等の提言を踏まえ、地域大学振興の取組を推進。令和7年4月より、その司令塔機能強化のため、高等教育局大学振興課内に「地域大学振興室」を設置。
- 「地域大学振興室」においては、地域大学振興に関する高等教育機関に対する情報提供を一元的に担うほか、大学・短大・高専等の高等教育機関や地方公共団体、各地域の協議体など各地域の関係者と連携し、地域のアクセス確保や地方創生の取組を推進予定。

地理的観点からのアクセス確保

- ア. 地域ごとのアクセス確保を図るための仕組みの構築
- 地域のアクセス確保・人材育成のための協議体構築
 - **地域構想推進プラットフォーム（仮称）**（地域の高等教育機関、地方公共団体、産業界など関係者が議論する協議体）の構築
 - 地方公共団体における高等教育振興担当部署の整備（連携窓口の明確化等）促進
 - 国における司令塔機能の強化 等
- 協議体での検討を促す仕組みの整備
 - 国による地域ごとの人口予測や分野ごとの産業・雇用環境の変化等の量的・質的な情報提供
 - コーディネーターの育成・配置 等
- 地域にとって真に必要な一定の質が担保された高等教育機関への支援
 - 協議体での議論を踏まえ、国が支援する仕組みの構築
 - **地域研究教育連携推進機構（仮称）**（大学等連携をより緊密に行うための仕組み）の導入 等
- イ. 都市から地方への動きの促進等を通じた**地方創生**の推進
 - 地方創生を進めるための高等教育機関への支援
 - 国内留学 ➢ 学生寮整備
 - サテライトキャンパス
 - キャンパス移転 等の取組推進 等
 - 遠隔・オンライン教育の推進
 - 大学間連携による授業の共有化 等



＜参考3＞地域の高等教育へのアクセス確保を図るための仕組み（イメージ）

地域における協議体の実質化

従来

複数の大学等が地域関係者と恒常的に対話し、連携を行うための**地域連携プラットフォーム**の取組

※国による「ガイドライン」策定

発展

今後

地域構想推進プラットフォーム（仮称）

- ✓ 地域の将来ビジョンや大学等の研究・教育の構想・推進策を地域全体で情報共有・共通認識
- ✓ 大学等、地方公共団体、産業界等の地域関係者が一体となって、**国と連携しながら地域のアクセス確保等の取組を支援**



※地域連携プラットフォームの発展による構築等既存組織の活用も推奨

地域における大学等間の連携枠組みの強化

従来

連携開設科目を中心とした**大学等連携推進法人**（※）の取組

※文部科学大臣が認定

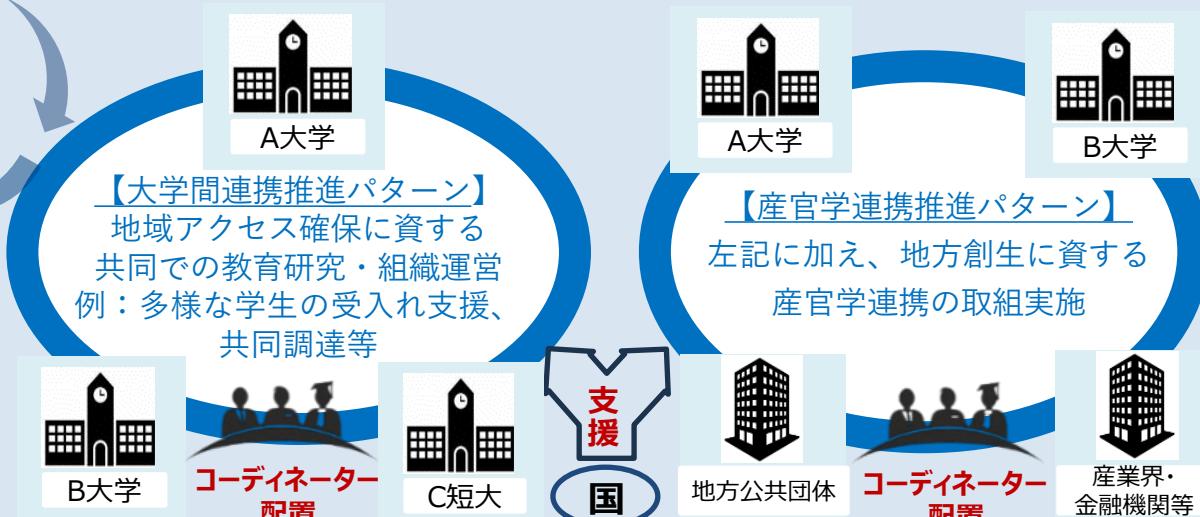
発展

今後

地域研究教育連携推進機構（仮称）

- ✓ 連携開設科目の開設に加え、**地域構想推進プラットフォーム（仮称）**等での議論を踏まえ、地域のアクセス確保・人材育成のための研究・教育の連携（※）に取り組むことを推奨

※入試、多様な学生受入れ支援、キャリア支援等の業務、大学関係施設の共同管理・運営、事務システムの共同化、共同調達などが想定。また、そのために必要な支援策についても検討。



※支援対象となる地域研究教育連携推進機構（仮称）の位置付けを検討

文部科学省

- ・地域ごとの高等教育へのアクセス確保を図るための司令塔機能の強化（「**地域大学振興室**」の新設）
- ・関係省庁や地域の産官学金等関係者と連携した、地域の高等教育へのアクセス確保・人材育成や地方創生の取組の推進

※地域により、地域の範囲の設定や、協議体の構築方法、協議体と大学等連携推進法人との関係・取組の進め方は多様であることに留意。

※地理的観点からのアクセス確保の観点からは、都市から地方への動きの促進等を通じた地方創生の推進も重要。

地域大学振興に関する有識者会議

1. 趣旨

「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～」（令和7年2月21日中央教育審議会答申）の提言等を踏まえ、地理的観点からの高等教育へのアクセス確保や地方創生など地域大学振興の在り方について総合的に議論するために設置。

2. 協議事項

- | | |
|-------------------------|-----------------------------|
| (1) 地域大学振興に関する基本的な考え方 | (2) 地域大学振興に関する重点施策 |
| (3) 地域大学振興に関する関係施策との連携等 | (4) 各地域における地域大学振興の取組に対する支援等 |

3. 構成員

【委員】(◎：座長)

県 修	静岡県企画部参事（総合教育担当）
◎大森 昭生	共愛学園前橋国際大学・短期大学部学長
田中 マキ子	山口県立大学長
中村 和彦	山梨大学長
廣瀬 克哉	法政大学教授
藤岡 健	神戸市企画調整局局長 (一社)大学都市神戸産官学プラットフォーム事務局長
山内 清行	日本商工会議所企画調査部長

【オブザーバー】

総務省、経済産業省
議題に応じ、内閣官房（新しい地方経済・生活環境創生本部事務局、
新しい資本主義実現本部事務局）、金融庁、厚生労働省、
国土交通省、こども家庭庁などに参画いただく予定

【特別委員】

小林 浩	※座長の求め（議題等）に応じ、会議に参画いただく委員 リクルート進学総研究所長・カレッジマネジメント編集長
高市 邦仁	三井住友フィナンシャルグループ社会的価値創造推進部長
富田 珠代	日本労働組合総連合会総合政策推進局長
長谷川 知子	日本経済団体連合会常務理事
松村 暢彦	愛媛大学社会共創学部長・地域協働センター南予センター長
高橋 壱	洲本市企画情報部企画課
藤田 美沙子	洲本市地域おこし協力隊
斎藤 舞奈	共愛学園前橋国際大学国際社会学部4年
堀越 丈稀	共愛学園前橋国際大学国際社会学部4年
雨宮 綾南	山梨大学生命環境学部3年
小林 寛明	山梨大学工学部4年
熊谷 智	愛媛大学農学研究科2年
近藤 美咲	愛媛大学社会共創学部4年

4. 今後の予定等

- ・8月までに3回の会議を開催し、関係各所からのヒアリングや「知の総和」答申を踏まえ、速やかに実施すべき取組について検討。
- ・また第3回会議においては、これまでの議論を踏まえ、国において短期的に実施すべき取組等をまとめた「令和8年度地域大学振興プラン(仮称)」の策定に向けた、議論の整理を実施。
- ・今後も有識者会議において、上記の取組促進策等について継続して議論を進め、令和8年度の取組につなげる予定。
(次回開催は10月22日の予定)

1. これまでの経緯と今後の進め方

- 「知の総和答申」を踏まえ、各地域の「知の総和」向上に向けた高等教育機関を中心とした取組を推進するための環境整備が必要。地方創生や地域の産業人材育成に関する政府方針においても地域の高等教育機関への期待は大きい。
- 「学」の代表格である大学等が積極的に関わり、各地域の地方創生や地域の産業人材育成の取組をリードすることができるよう、その取組基盤としての高等教育機関間・地域の产学研官金等間の連携強化の取組が不可欠。
- 各地域において真に必要な一定の質が担保された高等教育の機会が享受できるよう、各地域の進学者や地域産業等就業先のニーズを十分考慮した高等教育へのアクセス確保策に関し、関係者間の認識の共有・緊密な連携を図るための「地域構想推進プラットフォーム」の整備など各地域における地域アクセス確保の取組の促進が重要。
- 毎年度、中教審の議論や政府全体の政策動向、各地域のデータや取組状況等を踏まえ、2040年を見据えた取組の方向性や次年度を中心に短期的に実施する具体的な取組を議論し、毎年度の地域大学振興プランを改善予定。

2. 第3回会議までの意見・議論からの示唆

有識者会議委員と、学生を含む特別委員や、地域アクセス確保や都市・地方交流のテーマに応じ学生・卒業生を含む大学・短大関係者と意見交換を実施した結果、第3回会議までに得られた主な示唆は次のとおり。

①地方創生のための地域の产学研官金等の連携促進

- 地域の産業人材育成など地域課題を起点とした取組が地域の产学研官金等の意思疎通をより深められることや、地域の产学研官金等の相互理解を深められる人材が地域の产学研官金等をより強固に結び付けられる可能性
- 大学と地域産業界の強い結びつきが地域の産業発展・人材高度化に寄与する可能性

②地域アクセス確保を図るための大学間・地域関係者間の連携促進

- 設置者を超えた大学間連携や行政・専門職団体等との連携が地域アクセス確保を図るために必要不可欠となる可能性

③継続的な地域大学振興の取組のための人材・財源

- 創造的な人材のマッチング、多様な財源のマネジメントが継続的な取組につながる可能性

④地域での学生等の充実した学びの機会の確保やそれを支える大学・教員への評価

- 地域での高校・大学での充実した学びの経験が進学・就職先選択に影響を与えている可能性
- 各地域の大学・教員に対する評価の工夫がさらなる地域志向の取組発展につながる可能性

3. 今後10年程度を見通した取組の方向性

- 地域の高校教育改革やリカレント教育等の取組との連携も含め、実効性が担保された地域アクセス確保・人材育成等の在り方や取組の議論・推進の場(地域構想推進プラットフォーム)の構築、地域アクセス確保に資する共同での教育研究・組織運営の取組や地方創生に資する産学官金等連携の取組(例:地域研究教育連携推進機構)の促進
- 各地域における学生の教育機会の確保・充実に資する、複数大学が教育資源を共有しながら、より魅力的な人材育成に共同で取り組みやすい環境実現
- 学生の専門性向上や将来の進路選択に資する幅広い経験や多様な価値観に触れられる、地域内・都市地方間の多様な交流の促進、当該交流促進のための各地域の高等教育の場の充実
- 各地域の議論や取組の進捗に応じたコーディネーター等の人才の配置・育成、持続可能な取組に資する多様な財源確保の取組、各地域の取組事例・ノウハウ等の共有促進

4. すみやかに取り組むべき事項

ア. 地域構想推進プラットフォームの構築

- 各地域の地域アクセス確保・人材育成等の状況を踏まえ、国と連携した多様なモデル的な取組実施
※産官学金労言等地域の多様な関係者の関わり・情報共有、多様な財源マネジメント等が可能な連携基盤の構築促進
- 各地域の生活・産業基盤を踏まえた各大学等が果たす役割の認識共有、高校等や地域産業界等と連携した一体的な取組(※)の推進
※高大連携(地域の高校改革と連動した大学改革等)、地域でのPBL、インターンシップ・就職・リカレントなどの取組を想定
- 円滑なプラットフォーム運営のために必要なコーディネーター等の配置・育成、情報交換やノウハウ共有、研修機会の確保等の取組実施

イ. 大学間連携による地域アクセス確保の取組への支援

- 大学間連携による、地域における高等教育機会の確保のための取組に関する大学設置基準等の特例規定の整備
※必要な範囲で、自ら開設要件やオンライン等科目の上限単位数の緩和、外部基幹教員要件の柔軟化等を個別に認定

ウ. 都市部大学と地方の大学や地方公共団体間の連携促進

- 地方の大学・地方公共団体との連携推進体制整備、教育プログラム構築等の促進

エ. 大学等連携推進法人制度の普及、発展的な活用(地域研究教育連携推進機構)の促進

- ア～ウの取組と連動し、制度の普及、発展的な活用促進

- 大学、地方公共団体向けに、地域大学振興に関する国の関係施策説明、各地域における活用事例等を紹介するための説明会を、YouTube配信にて実施。
- 前回5エリアに分けて実施した情報交換会(4/22-25)では、全国から約1,000の大学・地方公共団体が参加。
- 各地域からの要望等を踏まえ、今後も情報交換会または説明会を検討。
- 今後も定期的に地域大学振興室との連携窓口に情報提供。

【地域大学振興室との窓口(変更)登録用フォーム】 <https://forms.office.com/r/4FMSVEEtpm>

【地域大学振興に関する説明会(9/11)】

- 地域大学振興にかかる令和8年度概算要求等について
 - ・文部科学省の施策について説明
 - ・関係省庁(総務省、経済産業省等)の施策について説明
- ※関係省庁から説明
- 事例紹介
 - ・国の補助金等の活用事例を紹介
- ※大学・地方公共団体から説明

● 背景・課題

- 急速な少子化が進行する中、各地域において高等教育へのアクセスや生活・産業基盤等に大きな影響が生じるおそれがあり、2040年の社会を見据え、各地域の「知の総和」の向上を図るために、各地域の高等教育を取り巻く状況や課題、将来の人才需要等を踏まえた大学等における人材育成機能強化や地域の高校改革と連動した大学改革など、高校・大学・大学院の一体的な改革等に取り組み、質の高い高等教育機会を確保することが喫緊の課題。
- このため、各地域の大学間・産学官金等の連携基盤の構築や都市・地方間の大学等間連携による人材交流・循環の促進など総合的な地域大学振興の取組の推進が必要。

地域の産業や社会、生活基盤を支える分野の人材育成、地域の高等教育へのアクセス確保や地方大学による人材育成機能強化など各地域の「知の総和」向上を図るためにの施策を展開

「地域構想推進プラットフォーム」構築等推進事業

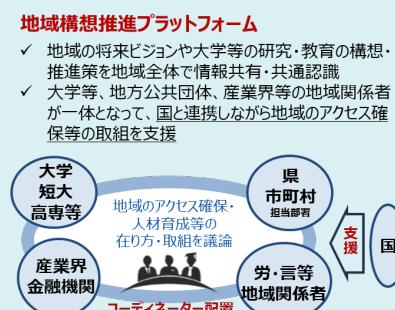
【令和8年度要求・要望額 15億円（新規）】

- 2040年の社会を見据えつつ、地域の高等教育機関へのアクセス確保・人材育成を推進するため、各地域の施策展開に資するプラットフォームのモデル構築を実施
- 地域の人才需給等を踏まえた高等教育機関における人材育成のあり方などについて、地域内の高等教育機関の長と地方公共団体の首長をはじめとした産学官金等の関係者が主体的かつ継続的に議論を行う協議体（地域構想推進プラットフォーム）を構築。
- 協議体に配置される大学間・産学官金等連携の推進役となるコーディネーターを中心に、高大の一体的な改革を含め各地域の魅力的な高等教育機関づくりに関する取組を推進。

【事業期間】3年（令和8年度～令和10年度）

【件数・単価】10件×1.5億円程度

※モデル構築という性質を踏まえ、採択に当たっては事例の多様性についても考慮。



都市と地方の連携を通じた国内留学等の促進

【令和8年度要求・要望額 10億円（新規）】

- 地方への人の流れの創出につながる取組を支援し、地方の高等教育機関や地方公共団体との交流・連携を推進することで、都市と地方の人材交流や循環を促進

- 都市部の大学等において、地方での教育活動を通じて、学生が地域課題に対する理解を深め、課題解決に取り組む教育プログラムや推進体制を構築。

【事業期間】3年（令和8年度～令和10年度）

【件数・単価】10件×1億円程度

国内留学等の実施を通じた地方への新たな人の流れの創出



○大学等を核とした地方創生事例の普及・展開 【令和8年度要求・要望額 0.5億円（新規）】

- 各地域において実施されている高等教育機関と地方公共団体・産業界との連携事例の普及・展開、高等教育機関に進学する高校生等に対する地方大学の魅力発信のためのイベント開催や、地域における連携推進を担うコーディネーター間のノウハウや情報共有のためのセミナー等を実施。

○地域アクセス確保に向けた高等教育機関の在り方等に関する実証研究 【令和8年度要求・要望額 0.3億円（新規）】

- 地域アクセスの確保や地方創生に関する重点課題について、高等教育機関や民間企業の知見を活用し、課題解決に向けた方策等の調査・実証研究を実施。

「2040年を見据えて社会とともに歩む私立大学の在り方検討会議」

中間まとめについて

2040年を見据えて社会とともに歩む私立大学の在り方検討会議について

1. 趣旨

日本社会において急激な少子化が進む中、科学技術力の向上や地方創生などの諸課題に対して、日本の高等教育を支える私立大学が、教育研究の質を高め、地域や経済界をはじめとした関係者と協働しながら、人材育成を充実し、それぞれの役割をますます果たすことが期待される。

中央教育審議会では、2040年の社会を見据えた高等教育の在り方について議論が重ねられ、この度「我が国の『知の総和』向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）」がとりまとめられた。この答申の方向性に基づき、私立大学を取り巻く環境の変化を見据えながら、私立大学の振興に向けて、私立大学に期待される役割を明確化し、その役割を果たしていくための具体的な方策等に焦点を当てて検討する。

2. 検討事項

- (1) 地域の人材育成に向けた私立大学の役割や関係者との協働の在り方等具体的な方策
- (2) 国際競争力の強化に向けた私立大学の役割や関係者との協働の在り方等具体的な方策
- (3) 急激な少子化を見据えた大学経営の在り方
- (4) 私立大学における教育・研究の質の向上について
- (5) その他

3. 委員

阿部 守一	長野県知事
石川 正俊	東京理科大学 学長
伊藤 公平	慶應義塾長
大野 博之	国際学院埼玉短期大学 理事長・学長
大森 昭生	共愛学園前橋国際大学 学長
尾花 正啓	和歌山市長
角田 雄彦	弁護士・上智大学大学院法学研究科 教授
○小路 明善	アサヒグループホールディングス株式会社 会長
田村 秀	長野県立大学グローバルマネジメント学部教授
鶴 衛	学校法人鶴学園 理事長・総長
中村 和彦	国立大学法人山梨大学 学長
日色 保	ウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社 代表取締役社長
○平子 裕志	ANAホールディングス株式会社 特別顧問
福原 紀彦	日本私立学校振興・共済事業団 理事長
村瀬 幸雄	岐阜県商工会議所連合会 会長
両角 亜希子	株式会社十六フィナンシャルグループ 取締役会長
	東京大学大学院教育学研究科教授

これまでの検討スケジュール

○2025年3月10日 第1回

- ・地域の人材育成に向けた私立大学の役割や関係者との協働の在り方等具体的な方策について
 - (1) 本検討会議の運営について
 - (2) 私立大学に関する現状等について
 - (3) 有識者等からヒアリング
 - ・伊藤彰浩 名古屋大学教授
 - ・吉村充功 日本文理大学副学長、大分県
 - (4) 意見交換
 - ・地域の人材育成に向けた私立大学の役割や関係者との協働の在り方等具体的な方策について
 - (5) その他

○2025年4月24日 第2回

- ・急激な少子化を見据えた大学経営の在り方について
 - (1) 急激な少子化を見据えた大学経営の在り方について
 - ・有識者等からヒアリング
 - ・意見交換
 - (2) 地域の人材育成に向けた私立大学の役割や関係者との協働の在り方等具体的な方策について（前回検討会議の議論の続き）
 - (3) その他

○2025年6月18日 第3回

- ・国際競争力の強化に向けた私立大学の役割や関係者との協働の在り方等具体的な方策について

○2025年7月28日 第4回

- ・中間まとめ（案）について
- ・その他（教育の質に係る有識者ヒアリング等）

○2025年9月26日 第5回

I 私立大学を取り巻く現状と役割の変遷

デジタル化の加速度的な進展と脱炭素の世界的な潮流は、これまでの産業構造を抜本的に変革、労働需要の在り方にも変化をもたらすことが予想される

人口推計の比較では、南関東は今後も一定水準を維持すると見込まれる一方、四国、北海道・東北、北陸では2050年時点では2020年時点の3/4弱程度まで減少する見込み。町村の人口減少も深刻。

就業構造の推計では、職種間のミスマッチとして、AI,ロボット等の活用を担う人材が約300万人不足するリスク
学歴間のミスマッチとして、事務職で需要が減少し大卒文系人材は約30万人の余剰が生じる可能性

地方を活性化させ、日本の活力を向上させていくためには、各地域において、地域の担い手の育成・確保や労働生産性の向上、生活基盤の確保などへの対応が必要不可欠。

①大学進学者数の激減

大学進学者数推計
(出生低位・死亡低位) 62.7万人 (2021) ▶ 59.0万人 (2035) ▶ 46.0万人 (約27%減) (2040)

相当数の法人が縮小や撤退を余儀なくされることを覚悟しなければならない

②大学分布の偏在

「地方」に立地する私立大学 ◀ ほとんどが小規模
(首都圏整備法既成市街地等・政令指定都市以外)

地方の人口減少の影響も考慮すると、地方の小規模私立大学から撤退する可能性

③私立大学の分野別学生比率の偏り

人文科学 14.9% 社会科学35.9% ⇄ 理学2.3% 工学12.0% 農学2.1%

我が国の理工系入学者の割合は諸外国に比べても低く、OECD平均よりも大幅に低い状況

私立大学は多様なニーズを持った学生に対して高等教育へのアクセスを確保するなど高等教育の量的な拡大に大きく貢献してきた。

近年、私立大学の役割の重要性は更に高まっており、**教師、保育士、看護師等地域のエッセンシャルワーカー**や地域経済の担い手となる**産業人材等の育成等**で**私立大学が主要な役割を果たしている**。

- ・私学出身の割合 小学校教員:約6割、看護師:約7割、社会福祉士:約9割等
- ・県内進学率・就職率の例 富山国際大学（私立）県内進学87.2%、県内就職84.4%

国立大学に対する私立大学（学生一人当たり）の財政支出の割合	約11分の1
経常的経費	約11分の1
施設設備関連補助	約22分の1

研究面においても、**世界の研究大学と伍する研究力を誇る大学**や、地域の知の拠点として**経済発展に資する研究を行う大学**等、それぞれが重要な役割を担っている。<世界大学ランキング上位6.1%に私大が50校（国立58校）ランクイン>

※なお、私立大学は運営上の自由度が高いものの、国立大学においても収益を伴う事業の明確化や資産運用の要件緩和等が進められてきている。

II 今後の私立大学振興の基本的な考え方（機能や成果に応じた国の支援の強化）

学部学生の約8割の教育を担うとともに、エッセンシャルワーカーや産業人材等の育成、国際競争力強化に資する研究振興、地域創生など様々な観点で重要な役割を果たす**私立大学の教育研究の充実は、「知の総和」の向上に資するとともに、経済社会・国民生活の向上にも貢献。このため、基盤的経費をはじめとする支援の拡充は不可欠。**

一方、従来の私学助成について一律の配分から、以下のような**観点に応じたメリハリ・重点化への転換**を図る。

- ①地方において、地域ニーズに応え、地域経済の担い手となる人材の輩出
- ②教師、保育士、看護師等のエッセンシャルワーカーの養成
- ③国際競争力の強化に資する研究環境の充実
- ④日本の産業を支える理工農系分野における人材の育成
- ⑤大学の教育研究の質の向上に向けた取組

このような基本的考え方や高等教育の**規模の適正化**の観点から、時間軸をもちらながら、次頁以降の3つの**施策の方向性の転換**を図る。

1. 地域から必要とされる人材育成を担う地方大学の重点支援への転換

- ✓ 地域の人材育成インフラとして私立大学の役割は重要だが、人口減少の影響も深刻
⇒ 地方の小規模私立大学から消滅し、地域に必要な人材が輩出できなくなる可能性
- ✓ 地域連携プラットフォームの構築は全国で広まっているものの、将来的な地域の人材需要を踏まえた大学間の連携や大学の改革が必要
- ✓ 教学・大学事務等に係る大学間連携は一部に留まる状況

目指すべき姿

- ✓ 各地域で、大学、地方公共団体、産業界等が人材需要を踏まえた高等教育の将来像を構築し、認識を共有。各大学が、将来像を踏まえた教育研究面の構造転換や大学間連携をしつつ強みをもつ分野への資源の集中等を推進
- ✓ 地域に必要な人材輩出の継続性確保に向け、地方公共団体や産業界等と私立大学が協力して人材を輩出する体制の構築
- ✓ 学生交流やオンライン等の活用により大学間（都市部と地方等）が連携し、教育の質の向上と効率的な運営を実現

＜施策の具体的な方向性＞

(1)自治体・産業界等との連携推進（地域経済の担い手やエッセンシャルワーカー育成支援等）

- 地域の高等教育機関、地方公共団体、産業界など関係者による連携強化・プラットフォームの構築や、それぞれの協力による人材育成に係る取組への支援
- 関係者による地域の実態や今後の見通しを踏まえた議論を行うためのコーディネーター配置等促進
- 地域経済の担い手等の育成等を行う地方中小規模大学への私学助成のメリハリ・重点化に加え、プラットフォーム等による高等教育の将来像等に基づき、教育研究・人材輩出等を行う私立大学に対する私学助成の一層の重点化
- 地域の人材需要や産業ニーズ等に応じた教育研究を行う私立大学について、定員充足率に応じた私学助成の在り方の見直し等も通じた、地方の私立大学の教育研究環境の充実

(2)大学間の連携推進

- 地域の大学間や、大都市大学と地方大学との連携強化に向けた支援の充実（国内留学やUターン協定促進、サテライトキャンパス設置支援など）
- 地方中小規模大学が引き続きその役割を果たしていくための、大学間連携によるオンライン授業をはじめとした開設科目の相互補完の円滑化や、事務の共同化を通じた効率化の促進

2. 日本の競争力を高める教育研究を担う大学の重点支援への転換

(1)国際競争力の向上に向けた私立大学の研究力強化

- ✓ 慶應大のWPI等、世界に伍する研究を展開するとともに、大学発ベンチャー創出数も国立大学に肩を並べる大学もある一方、施設等関係補助金は国立の約22分の1に留まる
- ✓ 科研費獲得が多い私立大学でも、基盤的経費に係る支援額は科研費が同程度の国立大学を大きく下回る状況
- ✓ 企業との連携を進め、産業界からの投資を一層呼び込む必要

目指すべき姿

- ✓ 国立・私立の設置者別ではなく、研究力や専門人材の養成を期待される大学が切磋琢磨し、世界をけん引するイノベーションを創出
- ✓ リードする大学に続く第二、第三の大学群に幅と厚みを持たせ、中小規模の大学も含め、全国の研究者のポテンシャルを引き出す基盤を強化
- ✓ 産学連携から産学融合による共同研究・共同教育の実現

<施策の具体的な方向性>

- 最先端科学技術立国の実現を目指し、**研究力の高い私立大学が国際的にも研究力で競い合える拠点となること**等に向けた施設設備整備と人件費等の**基盤的経費を一体的かつ集中的に支援する枠組みの構築**
- 研究基盤の大学の枠を超えた共同利用等の仕組み共同利用・共同研究拠点等の活用支援
- 産学融合の加速化に向けた企業等からの私立大学に対する基金等への寄付を促すための税制上の措置を通じた大学の収入源の多様化促進
- 若手研究者の積極的な確保に向けた、修士課程をはじめとした**大学院の定員増等の機能強化に向けた支援の充実**
- 優秀な研究者を確保するための**高額給与支給に係る私学助成の減額の仕組みの見直し**
- 研究設備・機器等を自大学内外の者が共用できる仕組みの構築に取り組む大学の支援

2. 日本の競争力を高める教育研究を担う大学の重点支援への転換

(2) 日本の産業を支える理工農系人材の育成

- ✓ 私大の分野比率は、理系（理学・工学・農学）は2割に満たないのに対し、文系（人文・社会）は約半数と文系に偏っている状況
地域の人材ニーズと大学の学部分野等のミスマッチも点在
- ✓ 理系では学修量の担保がなされている一方、学費負担が文系よりも重いことが進路選択における懸念となっている
- ✓ 理系は教育研究支出が多いため、支出に対する補助割合は文系よりも低い状況

目指すべき姿

- ✓ 主として学部卒で就職する学生を輩出する大学等において文理のバランスある構造転換を図り、産業ニーズや就業構造の変化に適切に対応した教育を実施、地域の経済成長に貢献
- ✓ 理系の支出に応じた重点支援の実現による教育環境の充実と学費負担軽減による理系進学者の増
- ✓ 産官の投資による产学共同教育体制の構築を通じた質の高い人材輩出と量的拡大の実現

<施策の具体的な方向性>

- **理工農系分野の学部**の教育研究費支出が多い傾向にあることを踏まえた**教育研究環境の充実に向けた、産官による重点的な支援**
- **理工農系分野の施設設備整備の支援の充実**と教育研究設備の共用促進
- 少人数教育の実施等を通じた教育研究の質の向上に向けた**ST比等の改善を通じた私学助成の効果的な配分強化**
- 地域に不可欠な産業人材を輩出する理工農系の分野を有する私立大学について、定員充足率に応じた私学助成の在り方の見直し等も通じた、理工農系の教育研究環境の充実
- 大学におけるクロスアポイントメント教員・実務家教員の配置充実に向けた教員審査等の改善
- **産学融合による教育の充実**に向けた、企業等の大学教育への参画・支援に対する**税制上の優遇措置の活用促進やマッチングファンド等の支援の検討**

3. 再編・統合等による規模の適正化に向けた私立大学の経営改革強化への転換

- ✓ 2040年には大学進学者数が3割減少、大学の収入も3割（1兆円）減少する見込みであり、縮小・撤退は不可避な状況
- ✓ 自力再生が「極めて困難な状態」は17法人（3.0%）、「困難な状態」は119法人（20.9%）で今後更に増加する可能性
- ✓ 円滑な撤退等に向けた支援、学生保護の仕組み整備が不可欠

- ✓ 全ての大学が2040年代の学生数等を念頭に、必要とされる役割を果たせるよう、短期・中長期の改革に今から計画的に着手
- ✓ 国による指導、制度、私学助成等の体系的な仕組みにより、円滑な連携、統合、縮小、撤退等を推進
- ✓ 学籍簿管理等の法人撤退に係る影響に備えた仕組み整備

<施策の具体的な方向性>

経営指導の強化等

- 学校法人の経営状況の評価指標を再検討・評価段階に応じた体系的な経営改革のシステムの構築
 - ・リスクが一定段階に至った学校法人における経営改革計画の策定・進捗状況管理等（私学助成の要件化）
 - ・リスクが高い学校法人への指導強化（指導対象法人の拡大（100校程度）縮小・撤退等の勧告、対応状況の公表等）
- 学校法人の経営力強化に向けた経営方針や経営状況を踏まえた**資産運用・寄附募集等による財源の多様化促進**

学校法人間の連携・合併、円滑な撤退に向けた支援等

- **学校法人の吸収合併や学校法人間の財政支援等に係る設置認可・私学助成上のボトルネック解消**
- **撤退に向けた伴走支援のための私学事業団における専門家チームの設置**
- 安易な公立化の回避に向けた私大の公立化に係る留意事項（人材需要、財政負担、学生確保の在り方）の明確化

学生又は卒業生の不利益を最小限にする取組

- 文部科学省や私学団体との連携を通じた**私学事業団における解散法人の学籍簿管理・証明書発行への対応等**

学部等新設の厳格化（スクラップ・アンド・ビルト、再編・統合の推進に向けた見直し）

- 審査体制の充実、経営面・定員充足率の基準の引上げ等

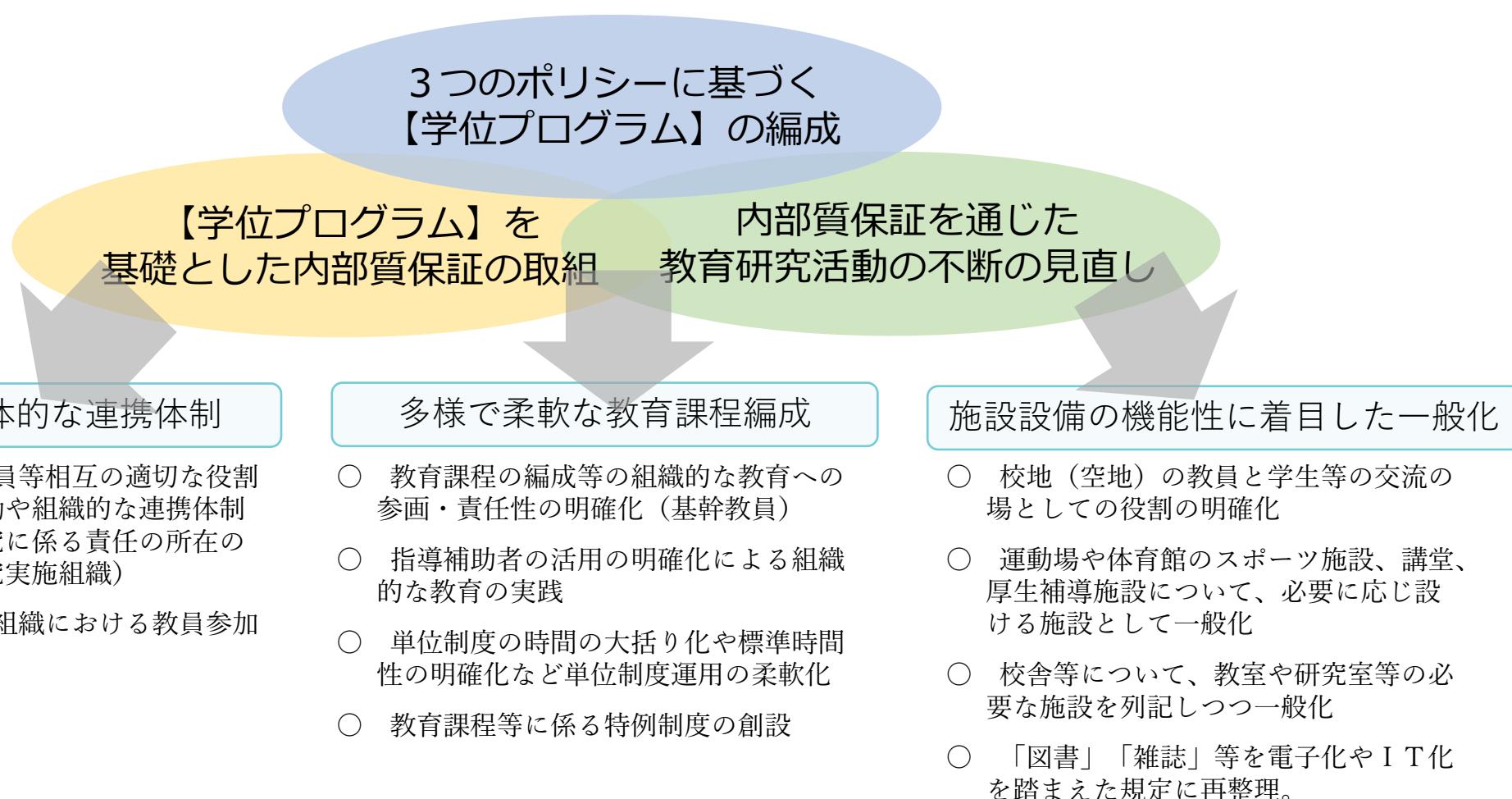
IV 更なる検討を要する事項

教育研究の質の向上方策として、文理横断・文理融合教育の推進、学修者本位の教育の更なる推進に向けた手厚い教育指導体制の構築、新たな評価制度の在り方や、附属病院の充実方策等については、本検討会議として、今後さらに検討を深めることとする。

大学設置基準等の改正

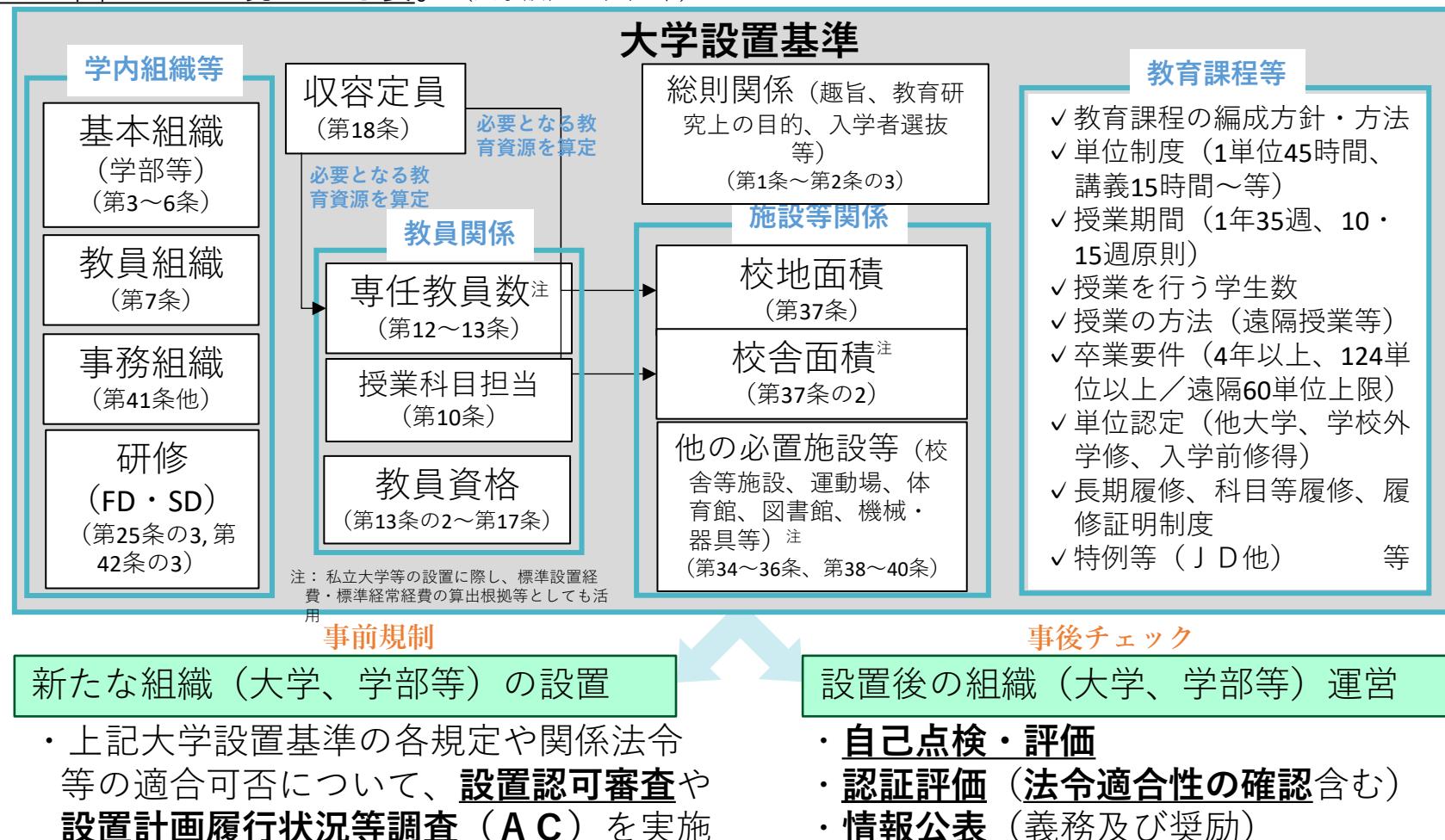
大学設置基準等の改正の考え方

R4.10の大学設置基準等の改正は、3ポリシーに基づく「学位プログラム」の編成とそれを基礎とした「内部質保証」による教育研究活動の不断の見直しの考え方が根幹。



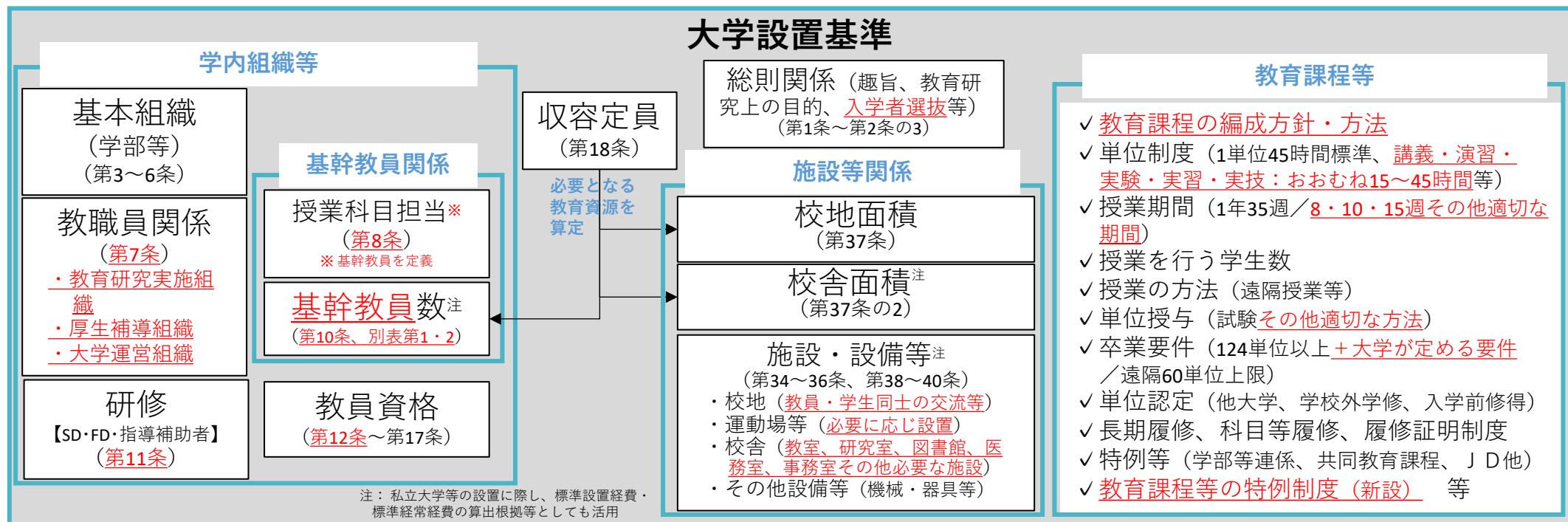
改正前の大学設置基準の性質・構造や役割

- 大学の設置者は設置基準に従い、設置しなければならない。（学校教育法第3条）
- 設置基準は設置に必要な最低の基準。設置後の運用で、同基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準向上を図ることに努める必要。（大学設置基準第1条）



改正後の大学設置基準の性質・構造や役割

- 大学の設置者は設置基準に従い、設置しなければならない。（学校教育法第3条）
- 設置基準は設置に必要な最低の基準。設置後の運用で、同基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、自己点検・評価結果や認証評価結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行うことにより、その水準向上を図ることに努める必要。（大学設置基準第1条）



事前規制

新たな組織 (大学、学部等) の設置

- ・上記大学設置基準の各規定や関係法令等の適合可否について、設置認可審査や設置計画履行状況等調査 (AC)を実施

事後チェック

設置後の組織 (大学、学部等) 運営

- ・自己点検・評価
- ・認証評価 (法令適合性、情報公表の状況確認含む)
- ・情報公表 (義務及び奨励)

基幹教員制度について

改正前

改正前の専任教員は、基準上「一の大学に限り、専任教員となる」「専ら当該大学における教育研究に従事する」としか定められておらず、各大学にとって専任教員としての登用では、慎重に判断せざるを得ない面があった。

審議まとめにおいて、「一の大学に限り」という「専任教員」の概念を「基幹教員」と改め、設置基準上最低限必要な教員の数の算定に当たり一定以上の授業科目を担当する常勤以外の教員について一定の範囲まで算入を認めることなどが提言。

改正後

従前の設置認可審査における専任教員の考え方等も踏まえながら「基幹教員」として定義を明確化するとともに、必要最低教員数の算定においては、複数の大学・学部での算入も可能（4分の1まで）とすることなどを規定
→教員が十分に養成されていない成長分野等において、民間企業からの実務家教員の登用の促進や、複数大学等でのクロスアポイントメント等の進展が期待

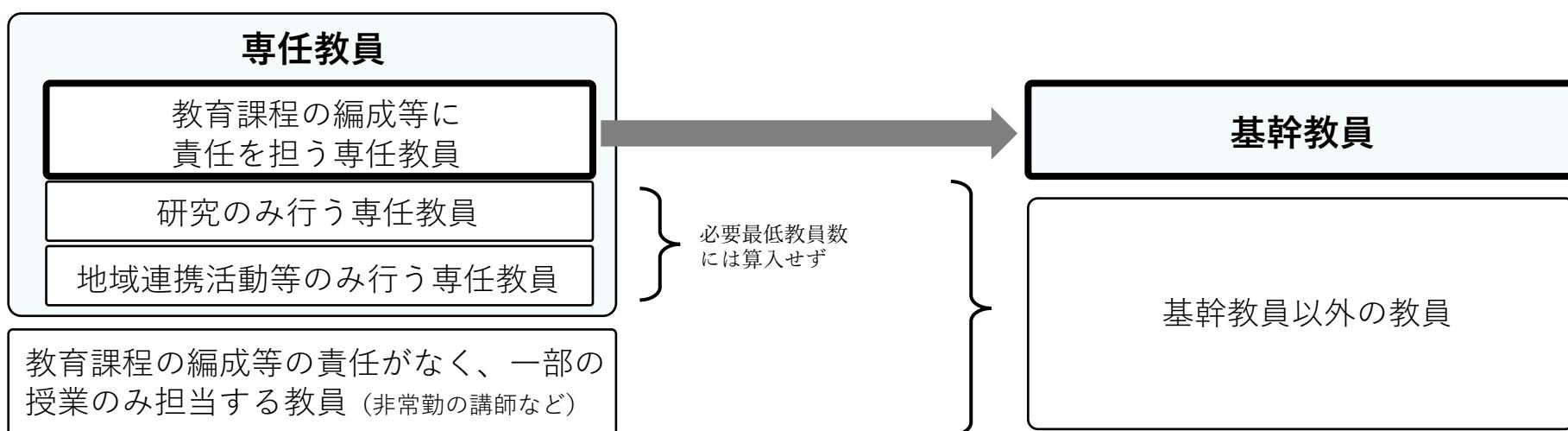
（授業科目の担当）

第八条 大学は、各教育課程上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として基幹教員（教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員（助手を除く。）であつて、当該学部の教育課程に係る主要授業科目を担当するもの（専ら当該大学の教育研究に従事するものに限る。）又は一年につき八単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当するものをいう。以下同じ。）に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく基幹教員に担当させるものとする。

2・3 [略]

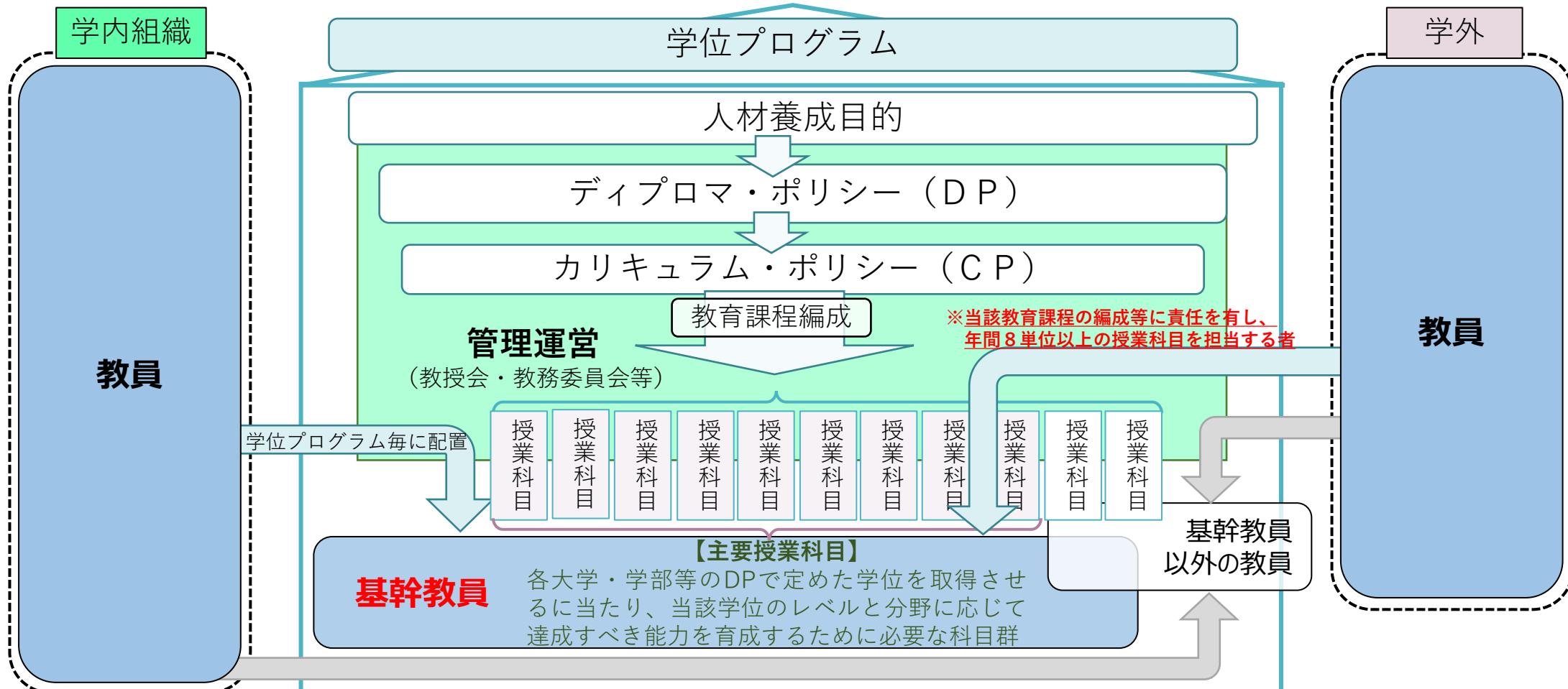
従来の専任教員と基幹教員との違い

- 今回新たに定義する「基幹教員」は、これまでの設置認可審査における専任教員の考え方や設置基準の別表で求める必要最低教員数の考え方に基づきながら、大学の各学位プログラムに責任を持つ教員として定義を明確化するものです。
- 従前も、専任教員として算入する場合、学位プログラムに責任を持つ立場かどうかは概念上求められていましたが、法令上明記されていませんでした。
- 学内で教育に携わっていた従前の学位プログラムに責任を有する「専任教員」は、引き続き設置基準上「基幹教員」として位置付けられるとともに、「一の大学に限り」とする規定を見直し、複数の大学・学部でも必要最低教員数に算入可能（4分の1以内）となります。



基幹教員制度の活用例①

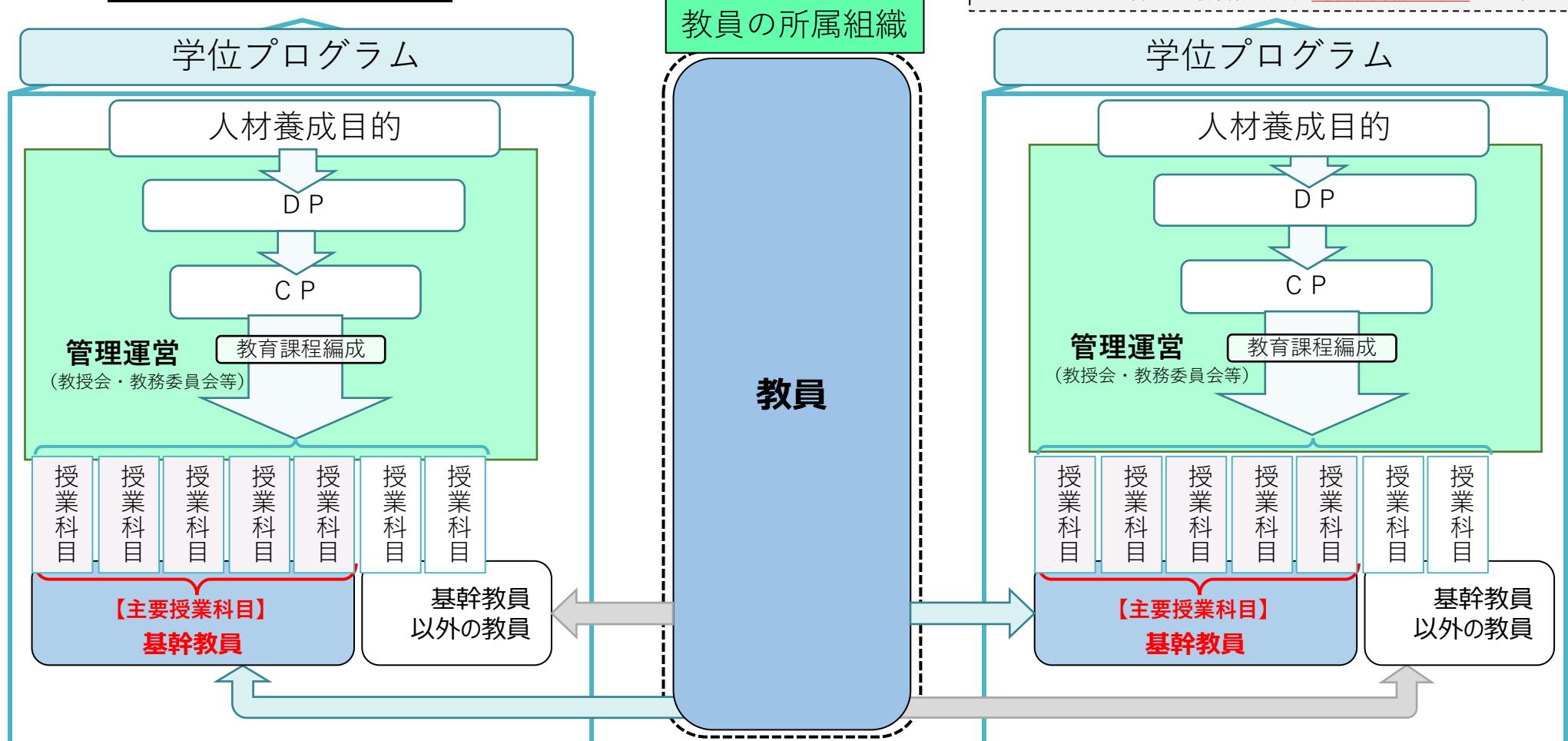
- 学内の教員だけでなく、学外の教員であっても学位プログラムに対し責任を有するなど、一定の要件を満たす学外の教員も基幹教員となることができ、社会ニーズに対応した迅速で柔軟な学位プログラム編成が可能となります。



基幹教員制度の活用例②

- 学内の基幹教員についても、一定の条件の下^注で、複数の学位プログラムに従事することが可能となり、社会ニーズに応じた新たな学位プログラムの構築・再編が容易になります。

注：一定の条件…当該各学部の教育課程の編成等に責任を負い、各教育課程における年間8単位以上の授業科目を担当、必要最低教員数の1/4まで 等

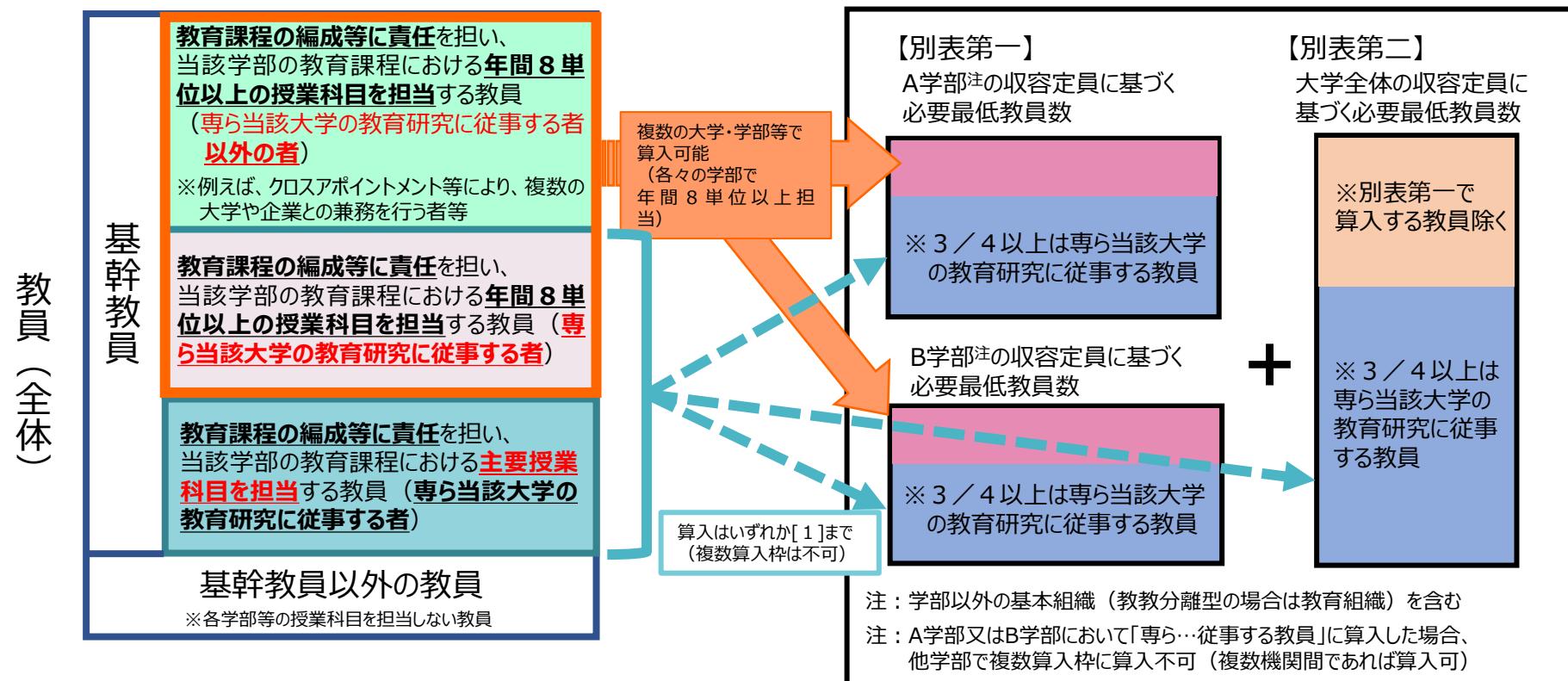


基幹教員の定義及び必要最低教員数の算出方法について

「定義：以下の①及び②を満たす教員

①	教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員 ^{※1}
②	(A) 当該学部の教育課程における主要授業科目を担当する教員 (専ら当該大学の教育研究に従事する者に限る。 ^{※2})
右に記載の A又はBの いずれか	(B) 当該学部の教育課程における年間8単位以上の授業科目を担 当する教員

※1 教授会や教務委員会など当該学部の教育課程の編成等について審議を行う会議に参画する者等を想定
※2 一の大学でフルタイム雇用されている者等（月額報酬20万円以上）を想定



大学設置基準改正（R4.10.1）の経過措置

- 改正に伴う急激な影響を受けることがないよう、以下の経過措置を設定
 - 現に設置されている大学等に対する「基幹教員」「校舎」「研究室」の規定の適用については、従前の例によること。 (特に期限なし)
 - 施行時に設置認可審査を受けている申請（令和5年度開設等）や施行日前の設置等に係る届出については、施行前の規定を適用すること。
 - 令和6年度に行おうとする設置等の認可の申請に係る審査や令和5年度・令和6年度に行おうとする設置等の届出については、大学等の選択により、施行前の規定を適用することも施行後の規定を適用することも可能であること。
 - 令和7年度に行おうとする設置等の認可の申請や届出については、施行後の規定を適用すること。 (ただし、改組を一部の組織（学部・学科等）で行う場合であっても、大学の組織全体に改正後の規定が適用されるため、改組に当たっては事前に全学的な確認・準備が必要です。)

高等教育の修学支援新制度の機関要件

高等教育の修学支援新制度 機関要件について(令和7年度以降)

- 以下の要件を満たす場合に、対象校としての確認を受けることができる。

※赤字部分が令和7年度からの見直し内容

教育要件 (すべての設置者に共通の要件)

★ 以下の4つの要件をすべて満たしていること。

1. 実務経験のある教員等による授業科目が、標準単位数の1割相当以上配置されていること。
2. 大学等の設置者たる法人の「役員」に外部人材が2人以上含まれること。
3. 授業計画書(シラバス)の作成やGPAなどの成績成績評価の客観的指標の設定、卒業の認定に関する方針の策定などにより、厳格かつ適正な成績管理を実施・公表していること。
4. 財務諸表等や定員充足状況、進学・就職の状況などの教育活動に係る情報を公表していること。

経営要件 (私立学校のみの要件)

★ 以下の2つの要件をすべて満たしていること。 ※R5までは、以下の2つの要件のいずれかを満たしていることとしていた。

1. 法人の決算に関する要件
 - ・直近3年度いずれかの収支計算書の「経常収支差額」
 - ・直近年度の貸借対照表の「運用資産一外部負債」の少なくとも一方がプラスであること。
2. 収容定員充足率に関する要件
 - <大学・短期大学・高等専門学校>
 - ・直近3年度いずれかの在籍学生数が収容定員の8割以上であること。
 - <専門学校>
 - ・直近3年度いずれかの在籍学生数が収容定員の5割以上であること。

- 上記の要件を満たさなくなった場合、対象校としての確認を取り消すことになる(毎年度確認)が、以下の場合は取消しを猶予する。

地方における学校の役割の重要性を踏まえたもの（経営要件2. 以外の要件を満たす場合）

<大学・短期大学・高等専門学校>

直近年度の在籍学生数が収容定員の5割以上であり、かつ直近年度の進学・就職率が9割を超える場合

(上記を満たさない場合)同一道府県内に、同種・同学位分野の代替進学先がない場合(首都圏大都市部を除く)

<専門学校>

重要な専門人材の育成に貢献していると都道府県知事が認める場合

- 大学・短期大学・高等専門学校において、過去に確認取消しとなり、再度、対象校として申請を行う場合、経営要件の2. に加え、直近3年度全ての在籍学生数が収容定員の6割以上、かつ、進学・就職率が9割超の場合も申請可とする。



文部科学省

御清聴ありがとうございました。

文部科学省概算要求について

高等教育局

高等教育局主要事項 －令和8年度概算要求－



高等教育機関の多様なミッションの実現

※（ ）書きは令和7年度予算額。★が付く項目は事項要求も行う。
※ 単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

卓越した研究力の強化、高校・大学・大学院の一気通貫の改革を推進するとともに、近年の物価・人件費の上昇等を踏まえつつ基盤的経費を確保

◆国立大学改革の推進

1兆1,470億円 (1兆836億円)

- 国際頭脳循環の実現や研究力強化、地域の人材育成等に向けた教育研究組織改革など、各大学のミッション実現に向けた改革を推進するとともに、物価・人件費の上昇等も踏まえつつ教育研究基盤を維持するために必要な経費を支援

◆高等専門学校の高度化・国際化

754億円 (630億円)

- 実践的・創造的な技術者育成のため、産業界との連携による半導体・エネルギー等の先端技術に対応した教育、起業家教育やスタートアップの創出、学生の海外派遣
- 充実、練習船の建造など、高専教育の機能の高度化・国際化を推進 ※大学・高専機能強化支援事業により高専の新設も支援

◆私立大学等の改革の推進等

4,525億円★ (4,073億円)

- 物価上昇等も踏まえた私立大学や高校等の運営に必要な経常費等の充実を図るとともに、理工農系・地域人材の養成、研究力強化に積極的に取り組む大学等を重点支援
- 安心・安全で持続可能な環境を確保するため、学校施設の防災機能強化や空調などの整備を推進

専門人材の育成等の推進

◆「知の総和」答申を踏まえた地域大学振興の推進

25億円 (新規)

- 「地域構想推進プラットフォーム」構築等推進事業 **15億円 (新規)**
- 2040年の社会を見据えつつ、地域の高等教育機関へのアクセス確保・人材育成を推進するため、各地域の施策展開に資するプラットフォームのモデル構築を実施

□ 都市と地方の連携を通じた国内留学等の促進

10億円 (新規)

- 地方への人の流れの創出につながる取組を支援し、地方の高等教育機関や地方公共団体との交流・連携を推進することで、都市と地方の人材交流や循環を促進

◆大学院教育改革の推進

24億円 (19億円)

□ 未来を先導する世界トップレベル大学院教育拠点創出事業

24億円 (19億円)

◆産業界と連携したデジタル人材等の育成の推進

25億円 (10億円)

□ 学部再編等による成長分野への転換等の更なる推進や数理・データサイエンス・AIを活用した文理横断・融合教育の強化

14億円 (新規)

- 今後の産業構造等の変化を踏まえ、成長分野への学部転換等を更に推進するとともに、数理・データサイエンス・AI教育の高度化を通じて、文系学生も含め教育の質的転換を推進

□ 半導体人材育成拠点形成事業

7億円 (6億円)

□ デジタルと掛けるダブルメジャー大学院教育構築事業～プロジェクト～

4億円 (4億円)

高等教育局主要事項 －令和8年度概算要求－

※ ()書きは令和7年度予算額。

※ 単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

◆高度医療人材養成の推進、大学病院の経営基盤強化 100億円 (34億円)

□ 高度医療人材養成等の推進 40億円 (34億円)

▶ 高度な医療や総合的な診療能力を有する医師等の地域医療を担う人材を養成するため、大学・大学病院における教育研究環境の充実を支援

□ 大学病院経営基盤強化推進事業 60億円 (新規)

▶ 大学病院改革プラン等に基づき病院運営の構造転換を図る大学病院に対し、診療報酬では補填されていない、教育・研究に必要となる経費（医療設備含む）の一部を支援し、経営基盤を強化することにより、地域医療を支える大学病院の機能強化に貢献

日本人学生の海外派遣、外国人留学生の受入れ・定着、教育の国際化の推進

◆グローバル社会で我が国の未来を担う人材の育成 411億円 (396億円)

□ 大学等の留学生交流の支援等 100億円 (96億円)

▶ 奨学金等支給による経済的負担の軽減。海外大学との協定に基づく留学生の派遣・受入れを支援するとともに、中長期留学の促進を図るため、海外の大学での学位取得目的の留学に対する奨学金支援を充実

□ 多様で優秀な外国人留学生の戦略的な受入れ 256億円 (250億円)

▶ 大学や日本学生支援機構などを始め、戦略的な留学生受入れのための情報収集・分析、海外の関係機関との連携による日本留学に関する情報発信等を強化し、多様で優秀な外国人留学生の我が国への受入れを進めるとともに、こうした留学生の受入れや国内定着を促進するため、奨学金の効果的活用や国内就職等に資する取組を支援

□ 大学の世界展開力強化事業 15億円 (15億円)

▶ 我が国にとって重要な国・地域の大学と質保証を伴った連携・学生交流を進め、国際通用性の高い教育を実現する取組を支援。新たに、アジア諸国の大学との質保証を伴う国際交流プログラムの構築・実施を支援する上を通じて、我が国の高等教育の国際競争力の更なる向上を図る
未来の国際化に向けたアカデミック教育拠点創設事業（4億円）（再掲）、人文・社会科学系国際アカデミック大学院構築事業（2億円）を含む

□

◆このほか、地域教員希望枠を活用した教員養成大学・学部の機能強化、障害のある学生の修学・就職支援を促進するための事業等を実施

誰もが学ぶことができる機会の保障

各教育段階の負担軽減による学びのセーフティネットの構築

◆高等教育の修学支援の充実 (こども家庭庁計上分含む) 事項要求 (7,494億円)

▶ 高等教育の修学支援新制度（給付型奨学金・授業料等減免）の実施（こども家庭庁に予算計上）
▶ 収還支援制度や授業料後払い制度の充実等による奨学金事業の推進

各大学の安定的・継続的な教育研究活動を支えつつ、ミッション実現に向けた改革等を推進

安定的・継続的な教育研究活動の支援



物価・人件費の上昇等を踏まえた教育研究基盤の維持

- 「骨太の方針2025」等を踏まえ、物価・人件費の上昇等が継続する中でも、各大学が、優秀な人材の確保や教育研究活動を実施するために必要な基幹経費を増額（620億円）



教育研究設備等の整備

- DX化を通じた業務効率化に資する設備や、老朽化が深刻な教育研究基盤設備の整備等を支援

ミッション実現に向けた改革等の推進



教育研究組織改革の取組に対する支援

- 国際頭脳循環や地域の人材育成等に向けた教育研究組織改革を支援



世界の学術フロンティアを先導する大規模プロジェクトの推進、共同利用・共同研究拠点の強化

- 人類未踏の研究課題に挑み、世界の学術研究を先導する大規模プロジェクトや、文部科学大臣が認定した共同利用・共同研究拠点の活動等を支援



成果を中心とする実績状況に基づく配分

- 各大学の行動変容や経営改善に向けた努力を促すため、教育研究活動の実績・成果等を客観的に評価し、その結果に基づく配分を実施

＜参考：令和7年度予算の状況＞

配分対象経費：1,000億円

配分率：75%～125%（指定国立大学法人は70%～130%）

【令和7年6月13日閣議決定】

経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2025

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現

- 主要分野ごとの重要課題と取組方針（3）公教育の再生・研究活動の活性化（研究の質を高める仕組みの構築）

物価上昇等も踏まえつ運営費交付金……等の基盤的経費を確保する。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025年改訂版

II. 中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の推進

- 官公需も含めた価格転嫁・取引適正化（1）官公需における価格転嫁策の強化
①労務費等の価格転嫁の徹底

官公需における適切な価格転嫁の実施に向けて、国・独立行政法人等と自治体の双方が必要となる予算を確保する。取り分け、義務的経費の物価上昇対応分については、概算要求段階を含む予算編成過程において的確な対応を行う。**国立大学法人運営費交付金についても、現場の実情を踏まえて適切に対応する。**

V. 科学技術・イノベーション力の強化

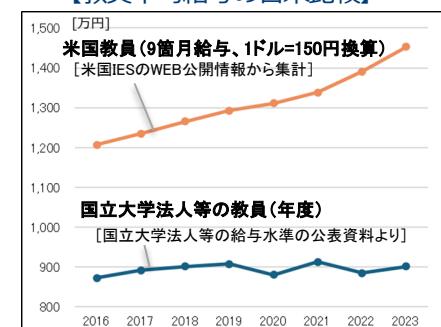
- 大学等の高度な研究・教育と戦略的投資の好循環の実現
⑤ガバナンス強化と一体となった基盤的経費・競争的研究費の確保

大学を始めとした研究機関の戦略を実現する柔軟な資金配分、人事給与・マネジメント改革等の実施とあわせて、
近年の物価・人件費の上昇等も踏まえつつ……運営費交付金等の基盤的経費を確保する。

【運営費交付金予算額と消費者物価指数の推移】



【教員平均給与の日米比較】



国立大学の経営改革構想を支援

（国立大学改革・研究基盤強化推進補助金）



国立大学経営改革促進事業

- ミッションを踏まえた強み・特色ある教育研究活動を通じて、先導的な経営改革に取り組む大学を支援
- 令和8年度においては、特に、地域の大学間連携や再編・統合等を見据え、法人経営の効率化、産学連携や教育研究活動の協働にも発展するシステム統合など、大学間の連携体制の構築を図る取組を支援



国立大学が実施する教育研究組織改革の取組例（令和8年度分）

▶先導的・意欲的な教育研究組織の整備により、ミッション実現を加速するための活動基盤を重点的に支援し、国立大学の活動展開を強力に推進することを通じて、社会変革や地域の課題解決を主導し、その成果は広く社会にも還元

京都大学 高等研究院

優秀な外国人研究者を獲得するための研究環境の構築に向け、高等研究院に国際連携先導部門と国際連携推進ユニットを設置し、海外の一線級研究者がPIとして参画できる組織制度を整備。海外PIラボの設置及び海外研究者の参画を促進し、外国人支援機能の集約化を行うことで、国際ネットワークの強化や研究及び教員の国際化に貢献。全国の大学への展開が可能な外国人支援体制の先導モデル。

群馬大学 統合研究戦略本部

研究推進や产学連携の機能とリソースを一元化し、知を結集した全学的な司令塔機能を担う「統合研究戦略本部」を新設し、研究マネジメント機能の強化や学際融合研究の推進による新しい学術を創出。自治体や地域産業との連携と大学の強みであるメディカル・マテリアル・モジュールの3分野をつなぐ協働を進展させることで地方創生や研究力向上にも貢献。

秋田大学 未来人材共創機構（仮称）

我が国の高度専門人材の不足の課題に応えるべく、秋田大学の重点研究分野を県内の重点産業に連動させ、学部から博士課程、研究、地方創生まで一気通貫した、一体的な教育研究体制を構築するために「未来人材共創機構」を設置し、学部入試改革を含めた大学院改組、県内公立大学との教育連携の推進、企業等との連携による奨学金支給の取組等により、博士人材を育成し、地域定着、地域産業の高度化・国際化を推進する。

九州大学 サステナブル水素研究所

世界的な水素研究拠点の構築に向け、大学の総合知を結集し、再生可能水素に立脚した社会の創出を目指す「サステナブル水素研究所」を新設。グリーン水素の製造、貯蔵、輸送、利用に関する基礎研究から社会実装までを一貫して推進する研究拠点を全学的に整備することで、カーボンニュートラル実現への戦略物質・技術となる水素の普及に向けた社会モデルを提案し、国内外を先導。

東京科学大学

Global Vision Coordination Center (GVCC)

社会とともに“善き未来”を創造するビジョン駆動型研究教育組織（VI）を整備し、研究・産連・医療・技術系の多様な研究開発マネジメント人材が協働してVIを伴走支援するGVCCを設置。研究の入口から出口まで総合的な支援を実施し、全ての教職員が自由かつフラットな関係で研究活動を推進することにより、産官学のエコシステムを加速度的に成長させ、人・知の循環やイノベーションを促進し、社会的インパクトの創出にも貢献。

鹿児島大学 奄美群島共創連携推進センター

サテライトキャンパスを奄美群島に整備し、中長期滞在型実践教育を通じて、離島へき地における地域医療・学校教育・社会教育や基幹産業である農業及び野生動物獣医療等分野の地方創生に関わる専門職人材を育成するとともに、高等教育機関不在地域における高等教育へのアクセス機会を確保し、若者の人生の選択肢や可能性を最大限引き出す。

愛媛大学 学習支援コモンズ

入学前から卒業・修了までを一貫して支援する履修指導体制を構築し、全ての学生一人ひとりの関心やキャリアに応じた学修を支援とともに、学内アカデミック・アドバイザーの育成と、学部・研究科等の学内組織との連携を強化することで、全学的に多様な学修支援を提供する日本型アカデミック・アドバイジングのモデルケースとして、全国の大学への展開・普及を図る。

三重大学 デジタル学際共創センター（仮称）

令和9年度設置予定のデジタルヘルス専攻に向けて、「デジタル学際共創センター」を設置し、医工連携による教育プログラムを開発する。更に、医療現場の課題解決に実践的に取り組むOPT型教育により、AIやデータサイエンスを活用できる人材を育成するとともに、デジタル化・情報化を発展させて学内外に教育・研究成果を展開し、分野横断型の大学院改革と地域・企業との連携を進める。

第4期中期目標期間における国立大学経営の方向性

- ◆ 自律的・戦略的な経営を進める中で、様々なステークホルダーとの連携・協働を介して、社会変革や地域の課題解決を主導
- ◆ 社会変革・地方創生の駆動力としての役割を果たすための取組を加速させるため、研究や教育活動の価値、それがもたらす社会的インパクトに応じて新たな投資を呼び込むパートナーシップを構築

事業の基本的な考え方

- 国立大学全体として、ミッションを踏まえた機能強化を図るべく、大学が連携して経営改革を構想し、実現を加速するための取組を支援

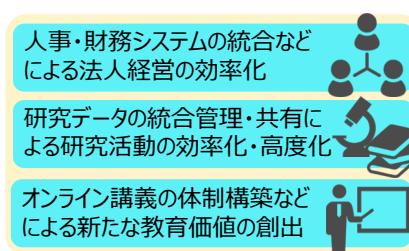
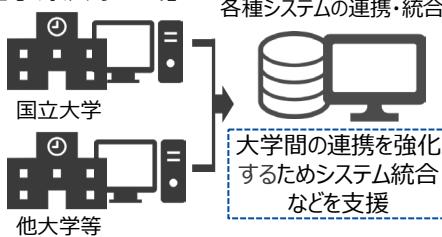
新規支援メニュー

- ✓ 第5期中期目標期間に向け、地域の大学間連携や再編・統合等を見据えた経営改革を先導する国立大学を支援
- ✓ 連携等によるメリットを活かした法人経営の効率化をはじめ産学連携や教育研究活動の協働にも発展するシステム統合など、大学間の連携体制の構築を図る取組を支援

(支援する取組イメージ)

- ・大学間の業務を共通化し効率化することで事務組織の再編等に繋がる人事・財務システムの連携や統合などを図る取組
- ・研究シーズの共有化による社会実装や新たな価値創出などに繋がる研究データの統合管理用のシステム構築を図る取組
- ・大学間連携のメリットを活かした教育コンテンツの開発などを見据えた遠隔講義やオンデマンド配信システムの構築を図る取組 等

【事業スキーム】



我が国「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～
中央教育審議会（答申）

令和7年2月21日

- ・文理横断・文理融合教育の必要性が高まるとともに、分野を超えた研究が今後更に進んでいく中において、より安定的かつ戦略的な経営を確立する観点から、大学間の連携強化はもとより、再編・統合等によって基盤を強化していくことも求められる。

経済財政運営と改革の基本方針2025（令和7年6月13日閣議決定）

- ・急激な少子化の進行や地域の人口・産業構造の変化を見据え、高等教育へのアクセスを確保しつつ国公私を通じた大学の連携、再編・統合による機能強化や縮小・撤退による規模の適正化を進めるとともに、教育の質の高度化を進める。

令和8年度

新規採択分

● 支援件数	6事業程度	※2年目は支援額を递減
● 支援期間	令和8～9年度	（2年間実施予定）

継続支援メニュー

メニュー1 “地域”や“特定分野”の中核となる大学が、強み・特色ある分野を中心として研究の苗床を厚くし、様々なステークホルダーからの投資を呼び込むなど、財務基盤を強化し全学的な教育研究の高度化を図る取組を支援。（継続：6件）

メニュー2

“トップレベルの教育研究”的展開のため、研究力の飛躍的向上と産学連携体制の抜本的強化などによる経営改革を実現する取組や、知的アセットの価値化による収入増など、より長期的な視点で財務・経営基盤を強化する取組を支援。（継続：6件）

産業ニーズを踏まえた専門人材の育成、社会課題解決に貢献し、国や地域に新たな活力をもたらす高専教育を飛躍的に充実

高度化

◆ アントレプレナーシップ教育の充実、スタートアップ創出支援

- ・起業家工房を活用したアントレプレナーシップ教育や起業家や専門家による伴走支援など、地域課題解決に貢献する高専発スタートアップ創出に向けた体制を構築。



起業家工房の活用

◆ 高専発！「Society5.0型未来技術人財」育成事業

- ・社会実装教育の高度化、成長分野をけん引する半導体、デジタル、エネルギー（蓄電池、風力）等の教育カリキュラムの構築を産学連携で推進。



半導体教材の開発

◆ 理工系人材の早期発掘

- ・小中学校への出前授業の実施、女子学生の拡充・活躍を促進し、高専のダイバーシティを高める取組を強化。



中学校への出前授業

◆ 高専における学びの充実

- ・大学、大学院との連携プログラム、全ての学生が安心して学べる学生支援体制の充実、教職員のスキルアップの実施をはかり、学びの環境を充実。

基盤的教育環境の整備

◆ 物価上昇等を踏まえた教育環境の維持

- ・人件費、物価上昇等に対応し、高専における教育環境の維持に必要な経費を増額。



金属3Dプリンタ、精密旋盤等

◆ 高専教育の基盤となる設備整備

- ・基盤的な学修環境の整備、機能の高度化に資する先端設備等の更新の実施。

国際化

◆ 海外で活躍できる技術者育成

- ・世界と渡りあえる技術者育成のため、高専生の海外派遣を推進。海外教育機関と連携した国際交流プログラムを実施。



モンゴル
(2014.9)



タイ
(2019.5)



ベトナム
(2019.9)

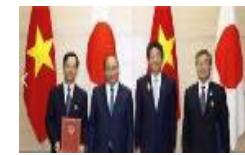
- ・諸外国における高専の導入支援の継続、留学生の日本語教育体制の充実、国際的な質保証に向け国際標準モデルを展開。



日本への留学生受入拡充、教職員の研修、学生の国際交流プログラムの実施 等



KOSEN
KANTO



練習船の更新

◆ 広島商船高専練習船「新広島丸」の建造

- ・代船建造により、学生等の安心安全、船舶法令の対応、女性に配慮した環境、災害支援機能を備え、海洋人材の高度化を図る。



現広島丸



実習の様子

私立大学等の改革の推進等

令和8年度要求・要望額

4,525億円 + 事項要求

(前年度予算額)

4,073億円)



私立大学等経常費補助

3,124億円 (2,979億円)

約8割の学生が在学し、社会の各分野において活躍する専門人材を数多く輩出している私立大学等に対して、教育条件の維持向上等を図るとともに、改革に取り組む私立大学等を重点的に支援

(1) 一般補助 2,884億円 (2,773億円)

私立大学等の教育研究に係る経常的経費を支援

- 物価上昇等を踏まえた教育研究基盤の維持・強化に必要な支援
- 地域経済の担い手やエッセンシャルワーカーの育成等を行う地方中小規模大学等や日本の産業を支える理工農系人材の育成等を行う大学等への重点支援
- 教育研究の質の向上に向けたST比（専任教員一人あたり学生数）に係るメリハリある配分の強化

(2) 特別補助 241億円 (207億円)

特色・強みを活かして改革に取り組む大学等を重点的に支援

○イノベーション創出に向けた教育研究環境整備支援 30億円 (新規)

科学技術・イノベーション人材の育成強化を図るため、研究力の高い私立大学等への施設・設備整備費と経常費の一体的かつ重点的な支援により、最先端の「知」を生み出し、日本の競争力を高める拠点機能を強化 ※別途、施設・設備整備費として21億円を計上

○大学院の機能の高度化等 125億円(116億円)

若手研究者の積極的な確保等に向けた大学院の機能強化への支援の充実

○少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援等 29億円 (25億円) +一般補助の内数

教育研究面の構造転換や大学連携等を通じた経営改革支援等により、将来を見据えたチャレンジや連携・統合・縮小・撤退に向けた支援の充実

○私立大学等改革総合支援事業 103億円 (103億円) (一般補助 + 特別補助)

特色ある教育研究の推進や地域社会への貢献、社会実装の推進など、自らの特色・強みを活かした改革に全学的・組織的に取り組む大学等を支援

私立学校施設・設備の整備の推進 351億円 (91億円) + 事項要求

(1) 安全・安心な教育環境の実現 123億円 (45億円) [国土強靭化関係は事項要求]

- 第1次国土強靭化実施中期計画に基づく非構造部材や構造体の耐震対策、避難所機能の強化等の防災機能強化を重点支援

注：上記ほか耐震化・施設の建替え等の融資事業を実施 事業規模600億円(うち財政融資資金 288億円)

(2) 私立大学等の教育研究基盤の向上 126億円 (23億円)

○イノベーション創出に向けた教育研究環境整備支援 21億円 (新規)

- 私立大学等の教育研究基盤（装置・設備・施設）の充実・強化
- 基盤的な教育研究設備の充実を図りつつ、日本の産業を支える理工農系人材の育成に必要な研究設備への重点支援

※単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。

私立高等学校等経常費助成費等補助 1,050億円 (1,003億円)

私立高等学校等の教育条件の維持向上等を図るとともに、自主性に基づく特色ある質の高い教育を充実するため、都道府県による私立高等学校等の経常的経費への助成を支援

(1) 一般補助 860億円 (833億円)

都道府県による私立高等学校等の経常的経費への助成を支援

- 物価上昇等を踏まえ幼児児童生徒1人当たり単価の増額
- 継続的な賃上げや幼児教育の質の向上のための処遇改善

(2) 特別補助 150億円 (137億円)

都道府県による私立高等学校等の特色ある取組への助成を支援

○教育の質の向上を図る学校支援経費 25億円 (18億円)

次世代を担う人材育成の促進、教育相談体制の整備、特別支援教育に係る活動の充実等、教育の質の向上に取り組む私立学校を支援することにより、教員の働き方改革や多様な児童生徒等の教育機会の確保を推進

○子育て支援推進経費 40億円 (38億円)

子ども・子育て支援の更なる質の向上を図るとともに、多様な保育の受け皿を拡充

○幼稚園等特別支援教育経費 80億円 (77億円)

幼稚園等における特別支援教育の充実

(3) 特別支援学校等への支援 40億円 (33億円)

- 物価上昇等を踏まえ幼児児童生徒1人当たり単価の増額

(3) 私立高等学校等の教育DXの推進 25億円 (22億円)

- ICT教育設備・校内LANの整備を支援することにより、各私立学校の特色を活かした個別最適な学び・協働的な学びを実現



(4) 持続可能な教育環境の実現 76億円 (1億円)

- 熱中症による事故を防止するため空調設備の整備を推進
 - 光熱費高騰等に対応するため省エネルギー化を加速
- (照明設備のLED化・空調設備の高効率化)

● 背景・課題

- 急速な少子化が進行する中、学生募集停止が相次ぐなど地域の高等教育機関に困難が生じており、地元進学希望者の高等教育機会の確保や、地域の生活・産業基盤等に大きな影響が生じる恐れ。
- このため、2040年の社会を見据え、各地域の高等教育を取り巻く状況や課題、将来の人材需要等を共通認識し、地域関係者と一体となって具体的な取組につなげることが必要。
- 地域の高等教育機関単独での取組には限界があり、地域にとって真に必要かつ魅力ある高等教育機関へのアクセス確保のため、各地域の大学間・産学官金等間の連携推進方策を講じる必要。

- 大学進学者数推計
(2024年) 約63万人 ⇒ (2040年) 約46万人
- 大学進学時の都道府県別流入・流出者
⇒ (2024年) 38道県で流出超過
(出典) 文部科学省調べ
- 若い世代が出身地域を離れた理由
⇒ 男女ともに、「希望する進学先が少なかったから」が最多の理由 (出典) 内閣府調べ

2040年の社会を見据えつつ、地域の高等教育機関へのアクセス確保・人材育成を推進するため、
各地域の施策展開に資するプラットフォームのモデル構築を実施

◆事業内容

- 地域の人材需給等を踏まえた高等教育機関における人材育成のあり方などについて、地域内の高等教育機関の長と地方公共団体の首長をはじめとした産学官金等の関係者が主体的かつ継続的に議論を行う協議体（地域構想推進プラットフォーム）を構築。
- 議論を行う協議体に配置される大学間・産学官連携の推進役となるコーディネーターを中心に、各地域の魅力的な高等教育機関づくりに関する取組を推進。
- 採択事業の参画機関（高等教育機関、地方公共団体等）と、文部科学省をはじめとする関係省庁との定期的な対話の機会を設け、モデル構築に向けた強力な伴走支援を実施。

【事業期間】3年（令和8年度～令和10年度）

【件数・単価】10件×1.5億円程度

※モデル構築という性質を踏まえ、採択に当たっては事例の多様性についても考慮。

アウトプット（活動目標）

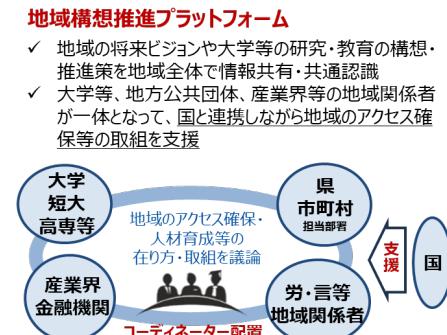
- モデル事業の採択数

短期アウトカム（成果目標）

- 目標値に達したKPI数/採択事業ごとに設定した全てのKPI目標数

長期アウトカム（成果目標）

- PFでの議論を踏まえ、地域アクセス確保や、地域において必要な人材育成に向けた取組を行なう大学の数

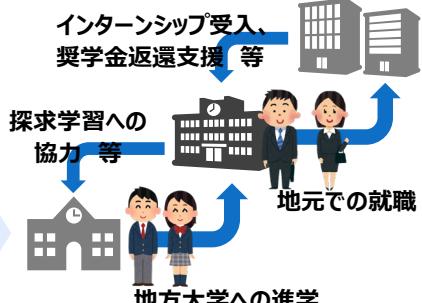


【プラットフォームでの議論を踏まえ期待される取組例】

- 地域の人材需給や産業構造のニーズ等や、高校教育改革と連動した教育組織・カリキュラムの変革



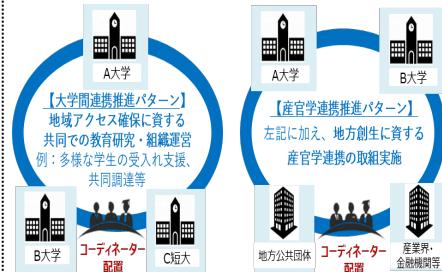
- 高校段階から地域の高等教育機関への接続強化や、自治体等による就職支援等を通じた地域への人材定着の強化



- 地元企業や金融機関、大学のリソース等を結集し、地域の強みを生かした新産業の創出



- 連携開設科目の設置にとどまらない、地域アクセス確保のための更なる教育研究の連携の実施



◆背景・課題

- 大学進学希望者に対する大学入学定員（大学進学者収容力）が、東京都をはじめとする大都市圏で100%を超えており、多くの道県で100%未満となっていることに加え、地方から東京都をはじめとする大都市圏への進学者・就職者の流入傾向が続いているなど、依然として都市と地方間の様々な課題が生じている状況。
- こうした状況を踏まえ、都市と地方双方の持続的な成長・発展にむけて、地方と都市部の高等教育機関間での交流・連携等を推進し、地方への新たな人の流れを創出することが必要。

地方創生2.0基本構想（令和7年6月13日閣議決定）

地方大学による人材育成機能の強化や、関係人口の創出に向けた都市と地方の新たな結び付き、人材の交流・循環・結び付きを促進する政策の強化、都市と地方の間や、地域の内外で人材をシェアする政策を進め、地方への新たな人の流れを創っていく。

◆事業内容

地方への人の流れの創出につながる国内留学等の取組を支援し、地域の高等教育機関や地方公共団体との交流・連携を推進することで、都市と地方の人材交流や循環を促進し、地方における関係人口の増加を図る。

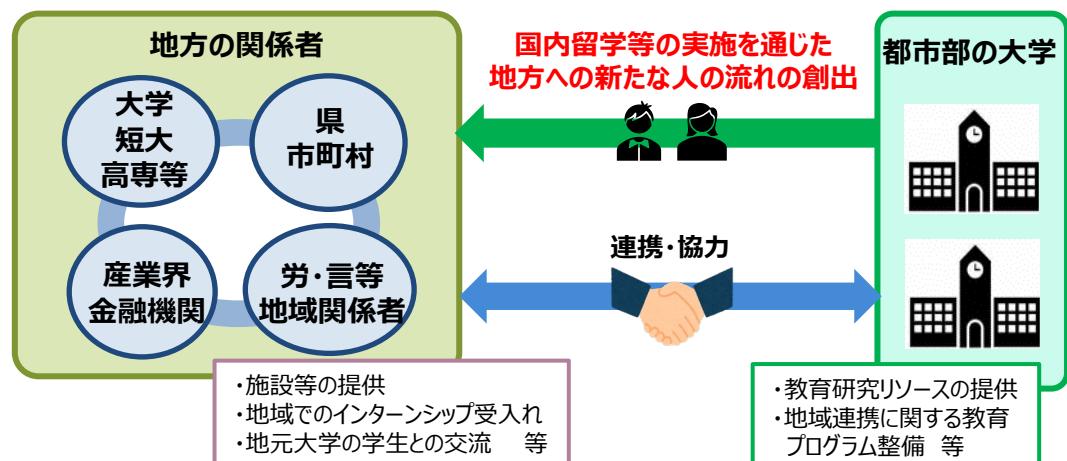
- 都市部の高等教育機関において、地方が抱える社会問題や課題に対する理解を深め、地方での実習等を通じて課題解決に取り組む教育プログラムを構築。
- 都市部の高等教育機関と地域の関係者が相互にリソースやフィールドを提供し、持続的な人材の交流・循環に向けた緊密な連携・協力体制を構築。
- 教育プログラムの実施を通じて都市から地方への新たな人の流れや結びつきを創出し、関係人口の増加を図る。

【支援対象】国公私立の大学・短期大学・高等専門学校

【事業期間】3年（令和8年度～令和10年度）

【件数・単価】10件×1億円程度

【取組イメージ】



アウトプット（活動目標）

- ・本事業の採択数

短期アウトカム（成果目標）

- ・構築された教育プログラム数

長期アウトカム（成果目標）

- ・採択機関における地方への学生派遣数
- ・学生の受入に協力する地方公共団体数

● 背景・課題

既に地域連携の取組を進めている地方公共団体や高等教育機関においても、「活動内容（何をやるべきか分からぬ等）」「構成員間の温度差」を運営上の課題として認識。

また、高校生が地元の大学を選択しない主な理由として、行きたい学校が地元には無かった、自分の学びたい分野等を学べる学校が地元には無かったという理由が挙げられており、各大学が自らの魅力づくりに取り組むとともに、その魅力を発信するための場を構築することが必要。

◆事業内容

- 各地域において実施されている高等教育機関と地方公共団体・産業界との連携事例の普及・展開、高等教育機関に進学する高校生等に対する地方大学の魅力発信のためのイベント開催や、地域における連携推進を担うコーディネーター間のノウハウや情報共有のためのセミナー等を行う。

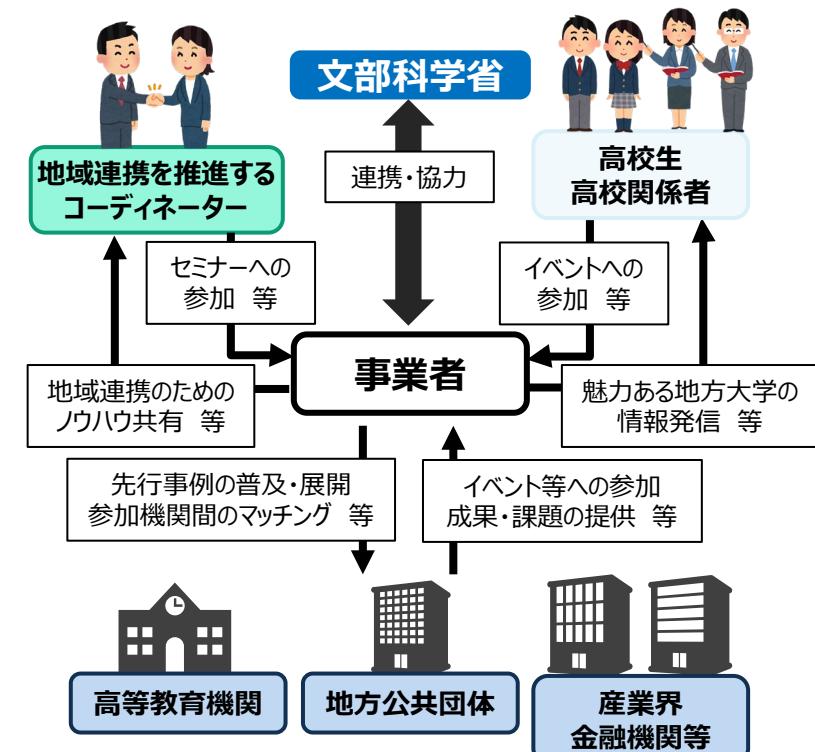
◆事業スキーム

文部科学省 → 民間団体等に運営業務を委託
(委託先は、公募の上で選定)

- 必要経費
- イベント・セミナーの運営・調整に必要な経費
 - 各地域における連携事例の収集に必要な経費
 - 広報関連経費（プロジェクト推進、WEBサイトの管理・運営）に必要な経費 等

- 事業の狙い
- 公開のイベント・セミナーを通じて、高等教育機関と地方公共団体・産業界等が連携した地方創生の取組推進に向けた機運を醸成
 - 高校生や高校関係者に対する地方大学の魅力発信を通じて、自県あるいは県内進学者の増加に寄与
 - 多様な連携事例を収集・共有し、地域が抱える課題解決のための知見を国全体で蓄積

高等教育機関を中心とした地方創生の推進



背景・課題

- 令和7年2月の中教審答申（我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～）において、高等教育全体の規模を適正化しつつ、意欲のある者の教育機会を確保し、誰もが進学をあきらめない社会を実現するためには、質の高い高等教育への「アクセス」について、地理的観点と社会経済的観点の両面から対策を講じる必要があることが示された。
- 特に、「地理的観点からのアクセス確保」の観点では、各地域における検討を促すために、国においてもより質的・量的に詳細な情報を収集・提供することが必要。

事業内容

- 地域アクセスの確保や地方創生に関する重点課題についてテーマを設定したうえで、その課題解決に向けた方策等を高等教育機関や民間企業の知見を活用して実証研究を行い、今後の施策立案につなげるとともに、調査・実証結果を各高等教育機関等へ周知・提供することで、各地域における高等教育機関へのアクセス確保に向けた議論や取組推進に向けた一助とする。

【事業期間・単価】 1件あたり1,000万円 ※事業期間については、実施する調査テーマを精査のうえ検討

(想定されるテーマ例)

- ・ 地方創生を担う大学教員の評価の在り方に係る調査研究
- ・ 都市と地方をつなぐ学生交流・大学間連携の在り方に係る実証研究
- ・ 地域アクセス確保に資する共同での教育研究・組織運営に係る実証研究 etc..

※調査・実証結果は、普及展開事業（大学等を核とした地方創生事例の普及・展開）も活用して広く関係各所への共有を進める。

未来を先導する世界トップレベル大学院教育拠点創出事業

～『徹底した国際拠点形成』と『徹底した産学連携教育』による博士人材育成強化～

令和8年度要求・要望額

24億円

(前年度予算額)

19億円



現状・課題

- 生産年齢人口が減少する中、我が国が国際的な競争力の維持・向上を図るために、一人一人の生産性・価値創造性を高めるとともに、技術革新を生み出す人材の育成が不可欠
- 大学院教育の国際性を高め、産業界と積極的に連携することによって、より多くの高度な博士人材の育成・輩出を図り、「博士＝研究者」というイメージを変革していくことが必要
- 高等教育全体の規模の適正化に伴い、研究大学は、学部から学内資源を大学院にシフトするなど各大学のミッションを踏まえた大胆な変革が必要

事業内容

【目的】産業界及び国内外の教育研究機関との連携強化や、学内外における教員・学生の多様性

・流動性を向上させることで、世界トップレベルの大学院教育を行う拠点※を形成する。

その際、豊かな学識と国際性、高度な実践性を身に付けた博士人材を育成する機能を高めるとともに、組織内の資源配分の見直し等により、質の高い博士人材の増加を図る。

※ 世界から優秀な学生・研究者を呼び込むことができ、産学連携や国際共同研究の環境が整い、世界水準の学術や実務の最前線を知る教員からの教育・研究指導により博士人材を多数輩出できる大学院

事業スキーム

支援対象

- 10年後の大学院教育の姿とそこに至るプロセス・具体的な取組等を示す『大学院改革ビジョン』を策定
- ディシプリンにとらわれない社会課題をテーマとした学位プログラム構築などの取組を改革の推進力(Driver)としながら、ビジョンの実現に向けた全学的改革の取組を支援

(総合型) 研究科等を越えて変革を目指す総合大学における全学的な取組を対象
(特色型) 一定程度の規模の博士課程を備える大学で強みや特色の伸長を目指す全学的な取組を対象

※ 大学アンドによる支援を受けていない大学を対象とする

大学院改革 ビジョン

①徹底した国際拠点形成(国際化)

②徹底した産学連携教育

③組織改革・推進体制等の基盤構築

の各要素を含み、それらを一体として実現する将来構想

- 併せて、課題発見から成果発表までの研究指導の在り方を、組織的なマネジメントを通じて検証し見直すことで、既存の研究科を含めて大学院教育の改善・充実を図る

選定年度

令和7年度(継続)

令和8年度(新規)

件数・単価

(総合型) 4箇所 × 3.7億円
(特色型) 2箇所 × 1.7億円

(総合型) 1箇所 × 3.7億円
(特色型) 1箇所 × 1.7億円

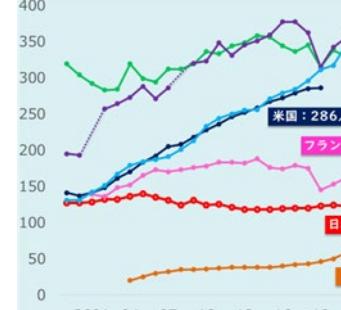
事業実施期間

7年間

中間評価等により金額が増減する場合があるとともに、自走化に向けた過渡措置2年を含む

諸外国との比較

人口100万人当たりの博士号取得者数



大学院修了者比率

大学院修了者比率

と労働生産性の関係

横軸: 大学院修了者比率

縦軸: 労働生産性 (USD)

※日本は、令和4年度就業構造基本調査より25-64歳人口における大学院修了者(卒業者)の割合を算出し文部科学省において推計。

出典: OECD.stats (2022) のデータを基に文部科学省作成

※ (公財) 関西生産本部「企業の人材ニーズと大学院教育とのマッチングに関する調査報告書」(2021年5月) を参考とした。

※日本の値は、令和4年度就業構造基本調査より25-64歳人口における大学院修了者(卒業者)の割合を算出し文部科学省において推計。

※各々の国時間当たりGDP (USD換算)

※最終学年が大学院修了課程修了と博士課程修了である者の25-64歳人口における比率

大学・高専機能強化支援事業（成長分野をけん引する大学・高専の機能強化に向けた基金）

令和8年度要求・要望額
(令和4年度第2次補正予算額)

9億円
3,002億円

事業実績・成果

- これまで3回の公募により、合計261件を選定 合計約2.2万人（※）の理系分野の入学定員増
⇒ 地方大学を中心に全国的な成長分野に係る定員の増加に寄与

（例）桃山学院大学

桃山学院大学
St. Andrew's University

工学部地域連携DX学科
(令和8年度改組予定)
※学部名は基金申請時のもの



現状・課題

- 少子高齢化に加え、2040年には、生産年齢人口の減少による働き手不足により、我が国の社会経済構造は大きく転換。
- 一方で、今後求められる理系人材を輩出する理系学部定員がまだ少ない状況。
- 特に、定員のボリュームゾーンである大都市圏の大規模大学における理系転換が求められるが、現状の基金事業では十分には対応しきれていない課題もあり、進んでいない状況。（主な課題：理系学部設置のための高額な施設・設備投資や土地確保、教員確保（人件費含む）、受験生確保、文系学部の規模・質の適正化等）
- 成長分野における即戦力となる人材育成を行う高専について、公立高専の新設の動きもある状況。

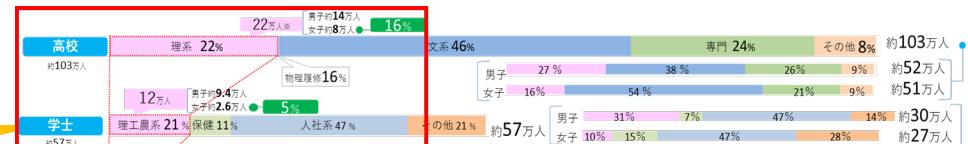
（※）既存の理系分野から成長分野への転換も含む

＜2040年における就業構造の推計＞



【出典】2040年の産業構造・就業構造の推計（2025年5月 経済産業省作成）

＜理系学部定員の少なさ＞



※出典：総合国際技術イノベーション会議（Society 5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ）

将来の社会・産業構造変化を見据え、大規模大学を含めて、成長分野への学部等転換を一層強力に推進

取組内容

① 学部再編等による特定成長分野（デジタル・グリーン等）への転換等（支援1）

- 支援対象：私立・公立の大学の学部・学科（理工農の学位分野が対象）※原則8年以内（最長10年）支援
- 支援内容：①「成長分野転換枠」（継続分）・学部再編等に必要な経費20億円程度まで（定額補助）

②「大規模文理横断転換枠」【新設】 大規模大学を含め、文理横断の学部再編等を対象にした支援枠を新設

- 施設設備等の上限額を引き上げるとともに、支援対象経費に「新設理系学部の教員人件費」、「土地取得費」、「定員減の文系学部の質向上支援（例：ST比改善支援等）」等を追加
- 高校改革を行う自治体、DXハイスクール・SSHとの継続的な連携や、大学院の設置・拡充、産業界との連携実施の場合に上限額・助成率引き上げ
- 理系・文系学部の定員増減数、収容定員の理系比率、教育課程や入学者選抜における工夫等の要件・確認を実施

- 受付期間：令和14年度まで

② 高度情報専門人材の確保に向けた機能強化（支援2）

※国公私立の高専（情報系分野）を対象に、受付期間を原則令和10年度まで延長 大学・高専
(支援内容は原則継続（10億円程度まで（定額補助）、最長10年支援等）)

期待される効果

大規模大学の学部再編等も契機にしつつ、我が国の大学等の文理分断からの脱却を含む成長分野への組織転換を図ることで、社会経済構造の変化に対応できる人材を育成・輩出し、一人一人の豊かさや我が国の国際競争力の向上、新たな価値の創造等に資する

【事業スキーム】

文部科学省

↓ 基金造成

（独）大学改革支援・学位授与機構（NIAD-QE）

↓ 助成金交付



数理・データサイエンス・AIを活用した文理横断・融合教育強化事業

5億円
(新規)
文部科学省

現状・課題

- 人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（令和7年6月4日施行）をはじめ、我が国として、様々な場面での生成AIやロボットの積極的な利活用を推進しており、文系理系問わず、一定の素養を有した人材の確保・育成が急務
- 経済産業省が推計した2040年の就業構造を踏まえると、AIやロボットを適切に活用できる人材の不足が見込まれる中、**高等教育機関においても産業界に適切な規模で人材を輩出**するために、**文系学生に理系的素養を身に付ける教育の質的な変換を加速化**していくことが必要
- 数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度により、全国の大学において、様々なデータやAIを活用するための素養を身に付ける環境は整ってきたが、**プログラムの履修率・修了率の向上や、急速な技術革新や社会の変容に適切に対応できる人材を輩出**するための教育の質的な向上が課題。



< 数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度 >

リテラシーレベル (2021年度～)	応用基礎レベル (2022年度～)
<p>MDASH University</p> <p>リテラシーレベル (2021年度～)</p> <p>学生の数理・データサイエンス・AIへの関心を高め、適切に理解し活用する基礎的な能力を育成</p> <p>認定数：592件（2025年8月時点）</p> <p>※1学年あたりの受講可能な学生数：約55万人（2025年度目標：50万人/年）</p>	<p>MDASH Advanced Literacy</p> <p>応用基礎レベル (2022年度～)</p> <p>数理・データサイエンス・AIを活用して課題を解決するための実践的な能力を育成</p> <p>認定数：366件（2025年8月時点）</p> <p>※1学年あたりの受講可能な学生数：約25万人（2025年度目標：25万人/年）</p>

各大学で実施している数理・データサイエンス・AI教育の高度化を通じて、文系学生も含めて様々な職種で活躍できる教育の質的な転換を図る

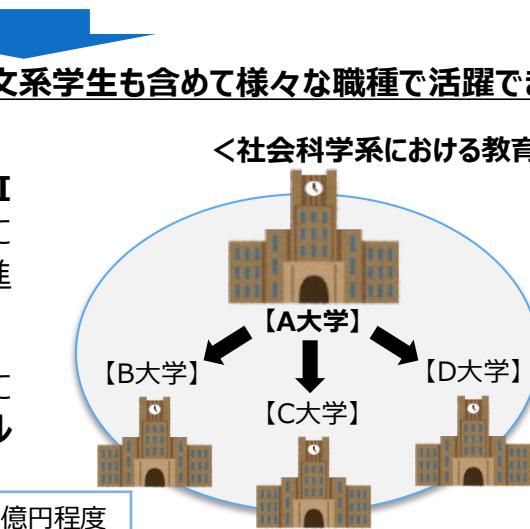
事業内容

- 文系学部も含めた各学部の教育カリキュラムに、**数理・データサイエンス・AI教育プログラムを卒業要件上必須と位置付ける教育改革**を進める大学において、プログラムの構成内容や大学の規模感等を踏まえつつ、改革を推進するための必要な環境整備を実施
- 選定大学においては、教育改革に伴う課題や必修化に伴って、学生の身に付けた能力や進路状況を検証し、**他大学においても導入可能な教育モデル等を作成し、横展開を図る**

事業実施期間 令和8年度～令和12年度（予定） 件数・単価 5拠点 × 0.8～1億円程度

期待される効果

選定大学を中心に、**専門分野に応じて数理・データサイエンス・AI教育が必修化されたカリキュラムを形成し、文系学生も含めてこれらの実践的な能力を有した人材を育成・輩出**



【A大学におけるプログラム構成科目】	
基礎科目	発展科目
データ・AIリテラシー	(2単位)
数学・統計学基礎	(2単位)
生成AI活用	(2単位)
サイバーセキュリティ入門	(2単位)
データサイエンス演習	(1単位)
ビッグデータ分析	(1単位)
統計学演習	(1単位)

併せて、数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度を通じて、全学での応用基礎レベルの認定を行うことで、大学の取組を後押し

半導体人材育成拠点形成事業

令和8年度要求・要望額

(前年度予算額)

7億円

6億円



現状・課題

- 半導体は、GX・DXの進展の中で世界的に需要が拡大し、経済安全保障面でも戦略的に重要となる一方、関連人材が各層で不足している。
- 大学等では、過去の半導体産業の停滞等に伴い、最先端の半導体技術や動向に通じ、実践的な教育が出来る教員の不足や、体系的な半導体教育の実施が難しいなどの課題がある。
- また、設計・製造等に係る技術が高度化し、AIや自動運転など新たな利用が広がる中で、各々の専門分野を持ちながら、半導体製造の一連のプロセスやユースケース等の俯瞰力を備えた高度な人材の育成も重要となっている。

事業内容

次世代の高度人材や基盤人材の持続的な育成に向け、各大学等の特色や地域性等を踏まえつつ、ネットワークを活かした教育プログラムの展開など、産学協働の実践的な教育体制を構築

- 半導体産業に係る地域性や大学等における半導体教育の強み・特色（試作・設計環境等）を踏まえ、**全国に半導体人材育成拠点を形成**。
- 運営拠点校**（幹事校）を中心に、標準的に学ぶべき半導体コアコンピテンシーや地域共通の教育プログラムのフレームワーク等を作成。【主に経産省やLSTC等との連携】
- 地域の拠点校**では、上記の共通的なフレームワーク等をもとに、地域の産業界等の人材ニーズを踏まえ、**域内の複数大学等が参画する連携型教育プログラムを推進**。
【主に地域の産業界や半導体人材育成コンソーシアム、半導体基盤プラットフォーム等との連携】
- 令和8年度は、新たに**全国的に活用する試作実習の環境整備や教材・コンテンツの共有化、国際的な連携体制の構築等、全国で共通して必要となる教育環境の整備等**を行い、オールジャパンとしての教育体制を強化。

【令和7年度選定】

事業実施期間 令和7年度～令和11年度（予定）

件数・単価 7拠点程度 × 0.6～1億円程度

【令和8年度拡充】

事業実施期間 令和8年度～令和11年度（予定）

件数・単価 3拠点程度 × 0.3億円程度

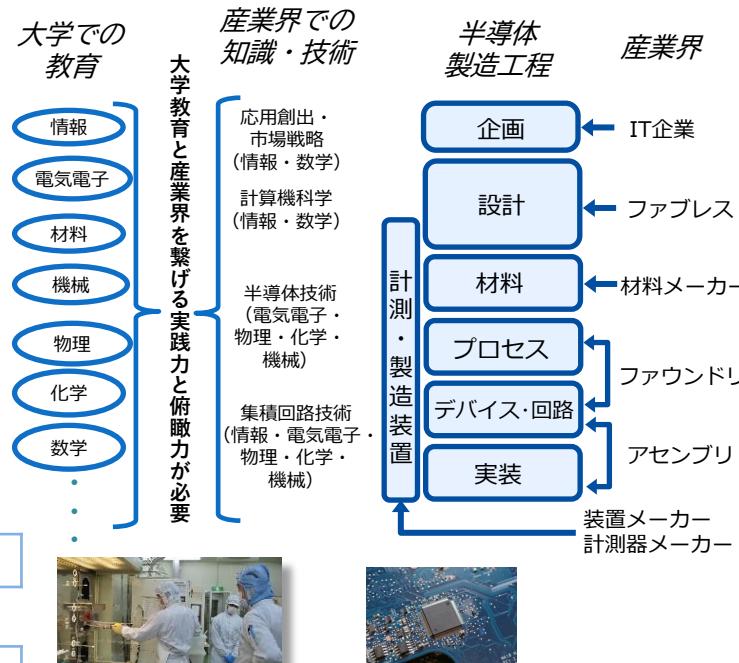
- JEITAの示した今後10年間の半導体人材の必要数（人）

北海道・東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州	合計
6,000	12,000	6,000	4,000	3,000	12,000	43,000

- 九州における半導体人材の調査結果（2023年度）

- 九州地域における工業高校～大学院の新卒輩出数のうち**理工系人材は約27,000人**
- そのうち、九州域外を含め**半導体企業に就職したのは約2,400人**（理工系人材全体の約9%）
- 一方で、九州地域の半導体企業における**人材需要は約3,400人**

「九州半導体人材育成等コンソーシアム」資料より



（担当：高等教育局専門教育課）

デジタルと掛けるダブルメジャー大学院教育構築事業 ～X（クロス）プログラム～

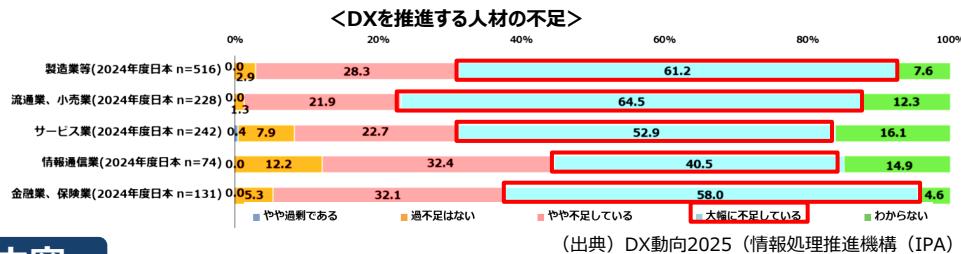
令和8年度要求・要望額
(前年度予算額)

4億円
4億円)



現状・課題

- 我が国において、様々な業種において、DXを担うデジタル人材が不足する中、学部・研究科の専門分野に関わらず、数理・データサイエンス・AI（MDA）の知識・技術等を活かして社会で活躍する人材が求められる
- 自然科学系の分野のみならず、人文・社会科学系等の分野を含むあらゆる専門分野で、高度なMDAの素養を持ち、自らの専門分野でデータの分析や生成AIなどの最新技術を利活用して、新たな価値を創造できる、文理横断的なデジタル人材の輩出が喫緊の課題



デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和7年6月13日閣議決定）

第1目標 指す姿、理念・原則、重点的な取組
4. 取組の方向性と重点的な取組（5）我が国のDX推進力の強化（デジタル人材の確保・育成と体制整備）
①社会におけるデジタル人材の確保・育成
教育を通じた人材育成については、教育カリキュラム等の充実や専門性の高い指導者・教員の確保等に引き続き取り組んでいく。例えば、数理・データサイエンス・AI 教育強化拠点コンソーシアムにおける活動や、大学等の優れた教育プログラムを国が認定する制度、大学院における人文・社会科学系等の分野と情報系の分野を掛け合わせた学位プログラムの構築等を通して、大学等における数理・データサイエンス・AI 教育を進めていく。

事業内容

- 人文・社会科学系等の分野を専攻する研究科等における、企業・行政等との協働・連携などによる、専門分野にMDA教育を掛け合わせた、実践的な教育を実施する学位プログラムの構築を支援
 - 経済・ビジネス・教育・芸術（アート・デザイン）など、多様な分野の情報分野と掛け合わせた文理横断的な教育の実施・展開を促進
 - 専門分野に応じた高度なMDAの知識・技術を習得した社会から求められる、各分野をけん引するデジタル人材を継続的に輩出し、多様なイノベーションを創出
- 支援対象：大学院（専門職大学院含む）を有する国公私立大学
- 支援内容：MDA教育に係る人件費、学位プログラム構築・実施の事業費 等
- 【令和4年度選定】

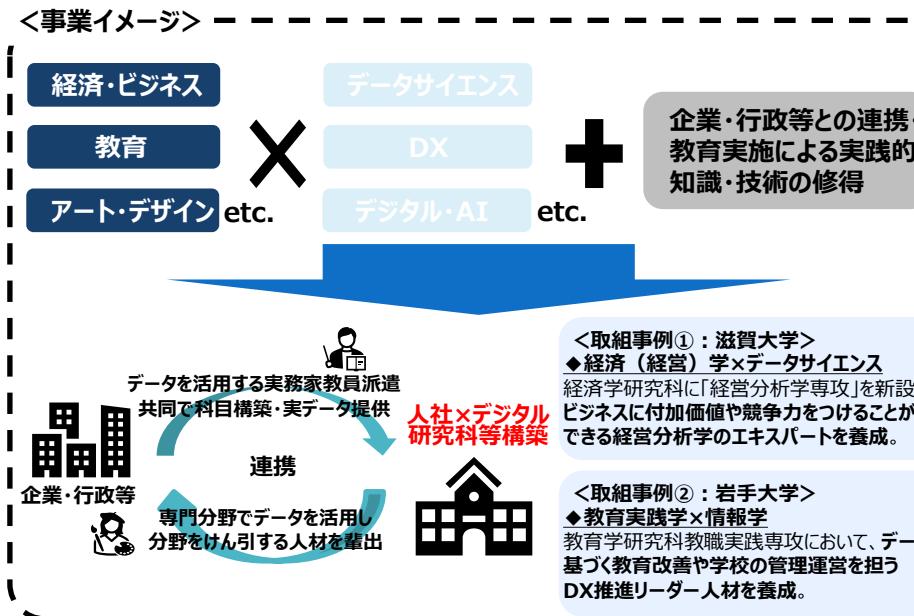
件数／単価 6大学／約47百万円 事業実施期間 令和4年度～令和9年度（予定）

・選定校：滋賀大学、岡山大学、広島大学、九州大学、東北学院大学、名古屋商科大学

【令和6年度選定】

件数／単価 3大学／約40百万円 事業実施期間 令和6年度～令和11年度（予定）

・選定校：岩手大学、東京芸術大学、金沢大学



事業成果

- 9大学においてデジタルと掛け合わせた学位プログラムが新設
 - 多様な実践科目の構築やノウハウが蓄積され、当該分野の先導モデル形成
- ⇒我が国における多様なデジタル人材の継続的な輩出・増加に貢献

（担当：高等教育局専門教育課）

大学病院経営基盤強化推進事業

令和8年度要求・要望額

 60億円
(新規)

現状・課題

大学病院は昨今の物価や人件費等の高騰の影響を受けて、コロナ禍以前より続いている増収減益傾向が一層強まっており、令和7年7月に国立大学病院長会議が実施した記者会見では、令和6年度の国立大学病院は法人化後最大の285億円の赤字となる等、極めて厳しい状況に置かれており、このままでは大学病院が潰れてしまうとの危機感も示された。

大学病院が担う医師の養成と地域への輩出や、新しい医療を創出するための研究、他の病院では実施できない高度医療などの機能を低下させ、大学病院のみならず、社会全体に悪影響を与えかねない事態にある。

大学病院は地域医療を支える人材と技術の拠点として、最先端の医療設備の整備を含め、教育・研究機能の更なる充実・強化が求められているが、そのためには、増収減益の経営から脱却し大学病院改革プラン等に基づき病院運営の構造転換を図るとともに、その前提となる経営基盤を強化することが必要である。

事業内容

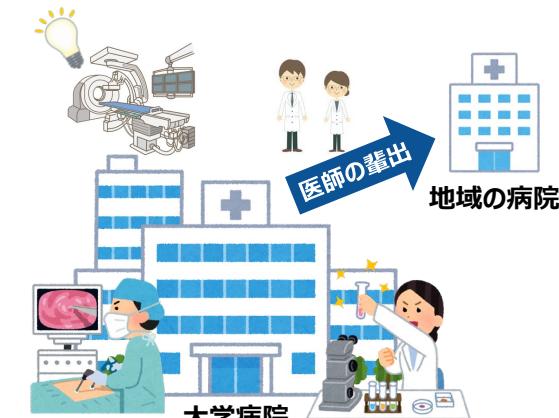
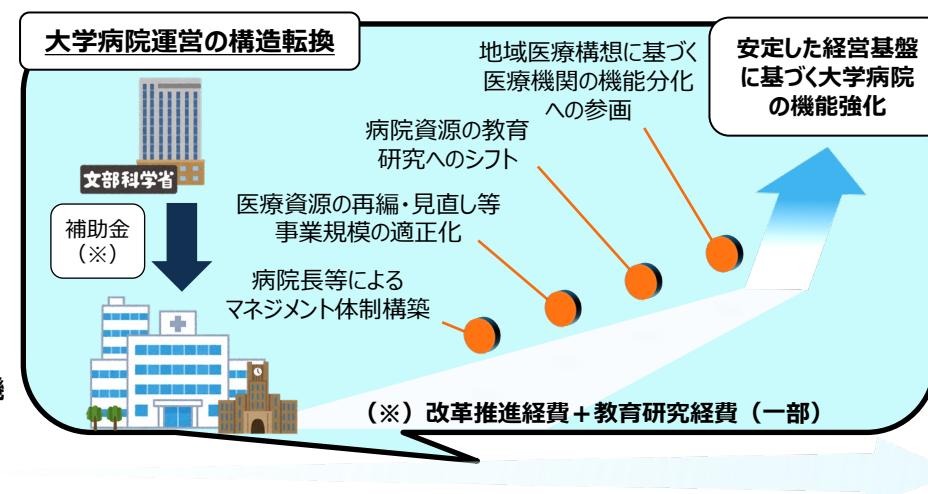
事業規模の適正化と教育研究へのシフト、マネジメント体制の構築等の病院運営の構造転換を図る大学病院に対し、診療報酬では補填されていない、教育・研究に必要となる経費（医療設備を含む）の一部を支援し、経営基盤を強化することにより地域医療を支える大学病院の機能強化に貢献。

件数・単価	50箇所×約1.2億円	交付先	医学部を置く国公私立大学
事業実施期間	令和8年～令和11年（予定）		

事業イメージ



- 増収減益と経費上昇による赤字構造、経営危機
- 医学生の臨床実習等の教育負担の増加
- 診療エフォートの増加と研究時間・環境低下
- 処遇を要因とする医療人材の不足



経営基盤の強化により、大学病院が実施する教育・研究を維持・充実へ

アウトプット（活動目標）

- 50の大学病院において、運営の構造転換等の改革を実施

短期アウトカム（成果目標）

- 大学病院全体の経常損益の改善
- 教育研究エフォートの増加

長期アウトカム（成果目標）

- 大学病院の教育・研究機能の高度化
- 大学病院による高度医療や地域医療への貢献

高度医療人材養成拠点形成事業 (高度な臨床・研究能力を有する医師養成促進支援)

令和8年度要求・要望額

21億円

(前年度予算額)

21億円



背景・課題

医学生及び医学系大学院生に対して、大学病院において、教育的配慮の下で、教育支援者を活用して効果的な臨床実習を行うとともに、研究活動に参画する機会を確保することが必要であり、もって、臨床教育・研究に関する知識・技能等を有する優れた医師を養成し、我が国の医学・医療の発展に貢献する。

事業内容

本事業では、医学生及び医学系大学院生に対して、大学病院を活用しTA、RA、SAとして教育研究に参画する機会を創出する取組や、教育支援者の活用による大学病院での診療参加型臨床実習の充実に係る取組を行うなど、医師を養成する大学を拠点とし、高度な臨床教育・研究に関する知識・技能等を有する医師養成の促進を支援する。

- 支援対象：医学部を置く国公私立大学
- 支援区分：【タイプA】臨床・基礎融合研究基盤人材養成拠点（10件）
【タイプB】特色臨床研究基盤人材養成拠点（30件）
- 支援内容：大学病院を活用した実践的な教育に要する、
 - ・TA、RA、SA等経費
 - ・教育支援者、研究支援者の経費
- 事業期間：令和6年度～令和11年度（6年間）

※TA（ティーチング・アシスタント）、RA（リサーチ・アシスタント）、SA（ステューデント・アシスタント）

経済財政運営と改革の基本方針2025（2025年6月）

大学病院における教育・研究・診療機能の質の担保に向けた医師の働き方改革の推進などによる研究環境の確保により、我が国の研究力を維持・強化する。

アウトプット（活動目標）

- TA・RA（大学院生）、SA（医学生）の増加
- 教育研究支援者の増加

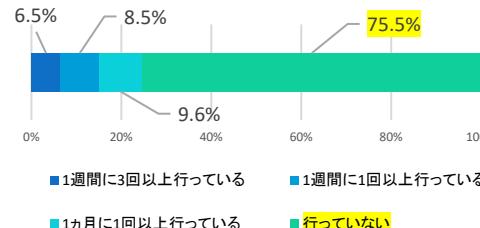
アウトカム（成果目標）

- 臨床研究論文数の維持・増加
- 医師の教育研究時間の確保 等

長期アウトカム（成果目標）

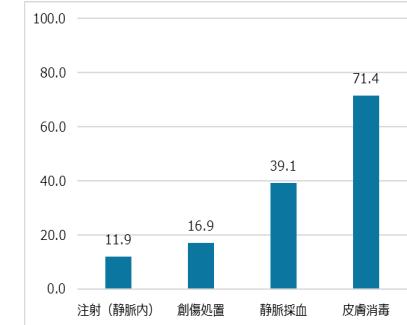
- 我が国の医学・医療の発展（研究力の強化、診断・治療法・医薬品・医療機器の開発等）
- 質の高い実践力のある医師の充実
- 医療情報等の共有促進

講座(研究室)で実験・研究を行っている医学生の割合



【出典】一般社団法人全国医学部長病院長会議「2022年医学部・医学科学生アンケート調査」を基に文部科学省医学教育課が作成

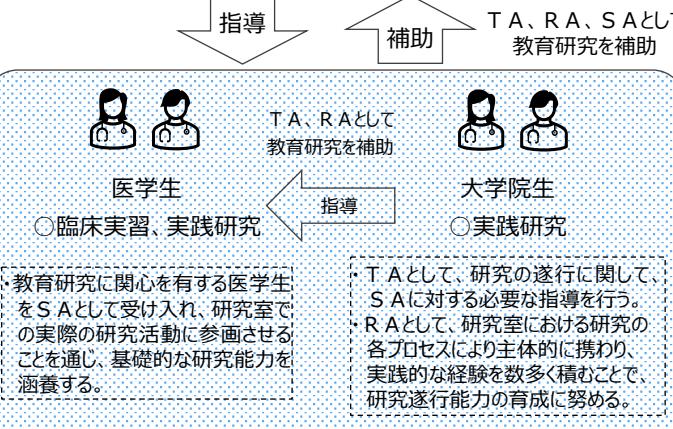
医学生が「自信を持って行える」と回答した医行為の例



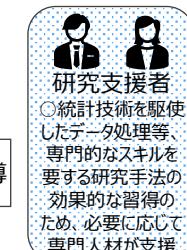
【出典】
令和6年度
医学部の臨
床実習にお
ける医学部生
の医行為の経
験・修得状況
に関する実態
調査

＜事業スキーム＞

医学部・大学院・大学病院



質の高い臨床教育・研究実施体制の構築



高度医療人材養成拠点形成事業 (死因究明に係る教育拠点形成プログラム)

令和8年度要求・要望額

1億円

(新規)



現状・課題

- 大学の法医学教室の常勤医師が1人以下である県が15県（令和6年5月時点）など、人材の不足が顕著に見受けられる。加えて、今後法医学教室の常勤の医師の定年退職者の増加見込。
- 大学における司法解剖等の実施件数は年々増加傾向。

事業内容

- 法医学教室の常勤医師がゼロの空白期間が生じないよう、地域偏在の解消を行うとともに、均てん化に向けて隣県等での連携・相互補完をすることが重要。
- 小児科や放射線科、精神科等の臨床医と連携して取り組む法医学等人材を養成するとともに、法医学に関する教育資源を共有化することにより、教育の全国的均てん化を図り、法医学等人材のすそ野を広げる。

事業実施期間 令和8年～令和10年（予定）

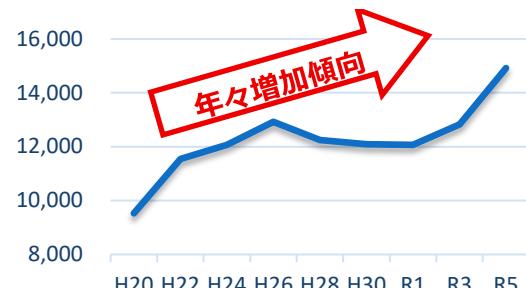
- 若年者自殺・児童虐待等に対応し、小児科や放射線科、精神科等の臨床医と連携して取り組む法医学・歯科法医学を目指す大学院学生の養成。
- 病理学・小児科・放射線科・精神科・救急科など法医学に関連する臨床医や、臨床歯科医に対し、法医学等人材を養成するための履修証明プログラムやインテンシブコースなどによる再教育の実施。
- 臨床検査技師、薬剤師、看護師などコメディカルに対して、インテンシブコースなどにより、解剖補助ができる人材を養成するためのリカレント教育を実施。
- 上記プログラム等をeラーニングによる教育教材として整備し、全国に配信することで、法医学に関する教育の全国的均てん化を図る。

件数・単価

4箇所×約25百万円

交付先

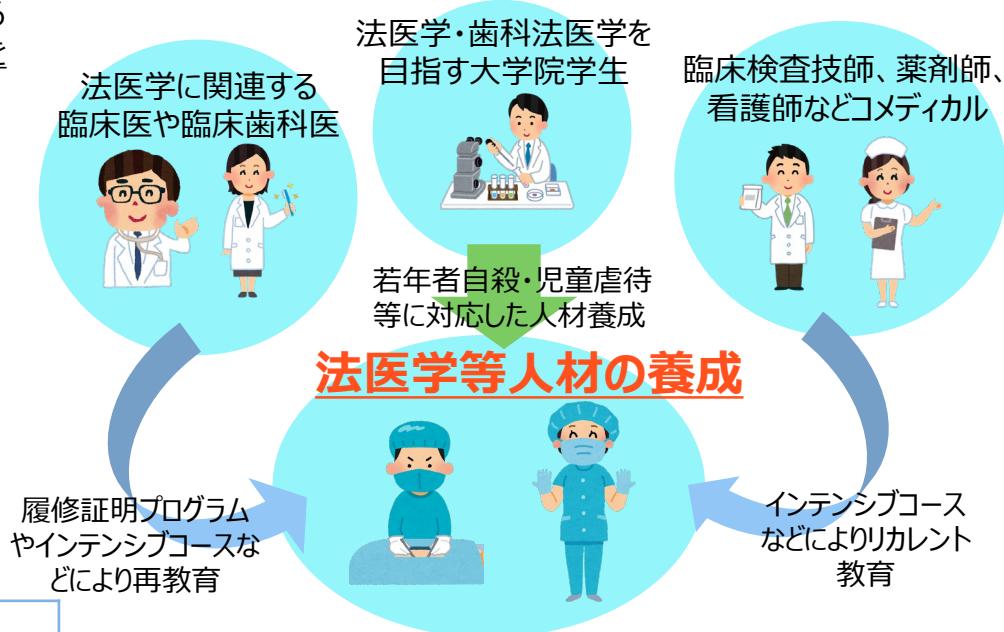
法医学教室をもつ国公私立大学



死因究明推進計画(令和6年7月)

文部科学省において、(略)、法医学、歯科法医学、法中毒学等の死因究明等に係る人材養成と研究を推進する拠点を整備し、その成果の普及を促すこと等を通じ、引き続き、取組の継続及び拡大に努める。

大学における司法解剖等の実施件数（文部科学省医学教育課作成）



アウトプット（活動目標）

- 4拠点による先導的な法医学等人材養成プログラムの構築

アウトカム（成果目標）

- 法医学分野を目指す大学院学生の増加
- 臨床医や臨床歯科医の学び直しを行う人材の増加
- 臨床検査技師、薬剤師、看護師などコメディカル人材の学び直しを行う人材の増加

長期アウトカム（成果目標）

- 死因究明を行う体制における地域偏在解消の貢献
- 司法解剖体制の充実

ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業 (医療ニーズを踏まえた課題解決型医療人養成プログラム)

令和8年度要求・要望額

5億円

(前年度予算額)

5億円



現状・課題

- 新型コロナウイルス感染症を契機に、医療人に求められる資質・能力が大きく変化。
- 高齢化の進展による医療ニーズの多様化や地域医療の維持の問題が顕在化。
- 高度医療の浸透や地域構造の変化（難治性疾病の初期診断・緩和ケアの重要性等）**により、従来の医師養成課程では対応できていない領域が発生、**新時代に適応可能な医療人材の養成**が必要。
- ◇社会の変化等により、看護師に求められる能力や看護を提供する場が多様化してきたことにより、**社会的な要請に対応できる看護師の養成が急務**となっている。
- ◇医療技術の進歩に伴い、特別支援学校のみならず、地域の小・中学校等においても医療的ケア児は増加しているが、その支援体制は十分ではない。**医療的ケア児の地域における支援体制構築のためにリーダーシップを発揮する看護師の養成**が求められている。
- ◇改正感染症法の成立を踏まえ、コロナ禍で必要性が顕著となった**重症患者の対応が可能な看護師の養成**が求められている。

事業内容

【医師養成】

医療ニーズを踏まえた課題解決型教育プログラムを構築・実施

- ◆医療ニーズの高い**複数分野（救急医療、感染症等）**を有機的に結合させ横断的に学ぶ教育の実施により、**課題解決型医療人材の養成**
- ◆人工知能等の情報・科学技術の活用による**医療技術の高度化**等、医療の在り方の変化に対応する**人材の養成**
- ◆感染症の流行や超高齢社会での多疾患併存患者の増加など**医療ニーズの多様化**に対応した**オンデマンド教材**等の教育コンテンツの開発

社会環境の変化に
対応できる資質・
能力を備えた医療
人材養成のための
教育プログラムの開
発及び教育・研究
拠点の形成

【支援期間】
7年間（令和4年度～10年度）

【単価・件数】
450万円×11拠点

【選定大学（代表校）】
弘前大学、筑波大学、千葉大学、
富山大学、名古屋大学、岡山大学、
高知大学、長崎大学、宮崎大学、
琉球大学、埼玉医科大学

＜医療ニーズを踏まえた教育＞



【看護師養成】

以下の2課題に対応できる看護師を養成するための教育プログラムを開発し、
社会的な要請に対応できる看護師の養成を行う

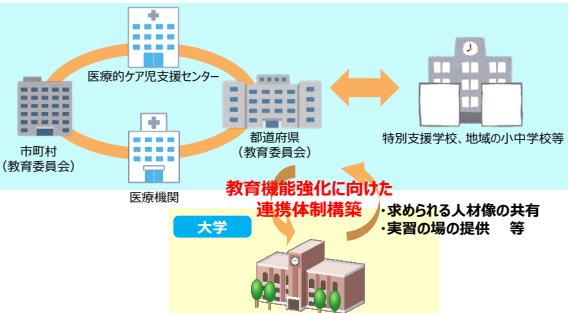
◆テーマ1「医療的ケア児支援における指導的立場等の看護師養成」

看護学部生：医療的ケア児支援のための実習等の試行的実施
現役看護師・潜在看護師等（保健師・助産師含む）：医療的ケア児支援における
指導的立場等の看護師養成のためのリスキリング教育プログラムの構築

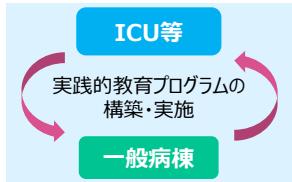
◆テーマ2「重症患者に対応できる看護師養成」

クリエイカルケア領域（集中治療・救急部門等）における長期のOJT（On-the-Job Training）を含む**重症患者に対応できる看護師養成のための実践的教育プログラムの構築**

【テーマ1】



【テーマ2】



看護実践能力の向上
医療ひつ迫時ににおける緊急派遣

【支援期間】3年間（令和6年度～8年度）

【単価・件数】100万円×各1拠点

【選定大学】テーマ1：名古屋市立大学、テーマ2：京都府立医科大学

ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業 (総合的な診療能力を有する医師の養成加速化プログラム)

令和8年度要求・要望額

5億円
(新規)



現状・課題

- 医師の需給は令和11年を目途に均衡し、今後需要は減少局面に入る予定だが、医師の地域偏在や診療科偏在は依然として課題。
- それらの課題を解決するためには、特定の臓器や疾患に限定することなく患者ニーズに応じた総合的な診療能力を有する医師を養成することが必要。
- そのためには、医学生の実習において多くの疾患への対応経験が重要だが、大学医学部においては、地域の医療機関での実習を含め、充実した診療参加型臨床実習を実践している例が少ないことが課題。

経済財政運営と改革の基本方針 2025（6月13日閣議決定）

医師の適正配置のための支援の在り方について、全国的なマッチング機能やリカレント教育、**医学教育を含めた総合的な診療能力を有する医師の育成**、医師養成過程の取組と併せて、2025年末までに検討を行う。

事業内容

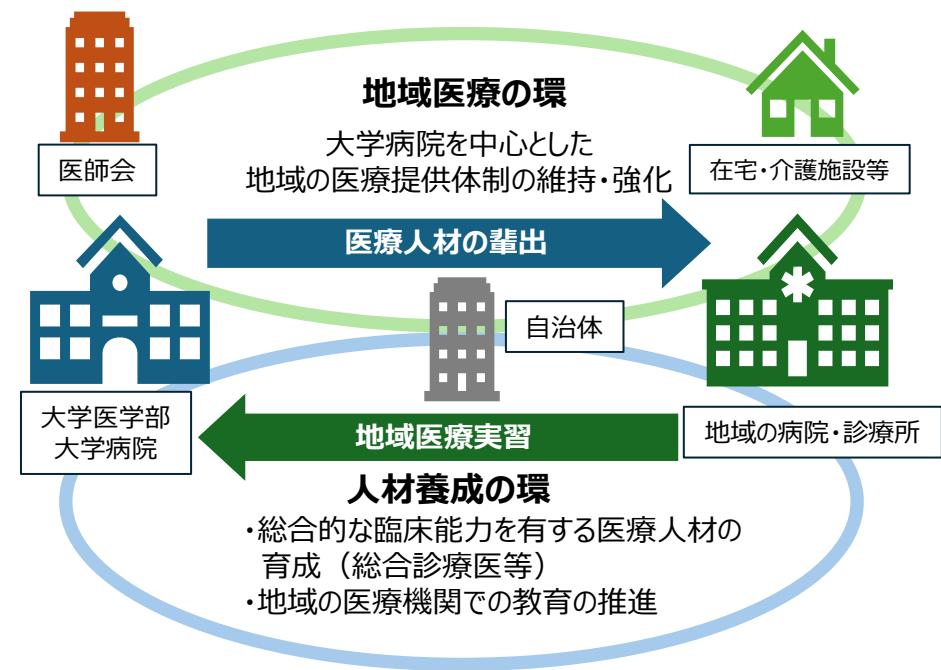
- 地域医療に従事する総合的な診療能力を有する医師を養成するために、地域の医療機関において一定期間の実習を行うための地域実習プログラムを構築する。
 - 併せて、診療参加型臨床実習ガイドラインにおいて必須項目とされる学生の医行為を確実に修得するために、診療参加型臨床実習を加速化させる。
- 構築したプログラムを横展開することで、各地域における総合的な診療能力を有する医師養成を推進し、卒前・卒後のシームレスな教育を充実させる。

事業実施期間 令和8年～令和10年（予定）

【イメージ】

自治体による地域の医療需要に基づいた、人材養成・出向等の要請・支援に基づき、大学医学部・大学病院を中心とした総合的な診療能力を有する医療人材を養成し、地域医療に貢献

医師偏在等の課題を克服し、地域住民が持続的に安全・安心な医療を享受でき、大学を中心とした地方創生が実現



件数・単価

10箇所×約50百万円

交付先

医学部をもつ国公私立大学

アウトプット（活動目標）

- 10拠点における先導的モデルの構築

アウトカム（成果目標）

- 全ての大学医学部において総合的な診療能力を有する医師の養成
- 医学生の医行為取得率の向上

長期アウトカム（成果目標）

- 医師の地域偏在への貢献
- 良質かつ適切な医療の提供

（担当：高等教育局医学教育課）

次世代のがんプロフェッショナル養成プラン

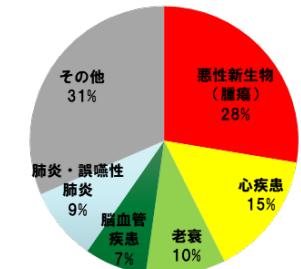
令和8年度要求・要望額
(前年度予算額)

9億円
9億円
文部科学省

背景・課題

我が国における高齢化や都市部への人口の集中がますます加速する中、現在の死因第一位である「がん」への対応は極めて重要である。地域格差に加え急速ながん医療の高度化に伴い、医療現場で顕在化した課題やがん予防の推進、新たな治療法の開発等の課題が浮上してきたことから、がん医療の新たなニーズや急速ながん医療の高度化に対応できる医療人養成を促進する必要がある。これらの状況を踏まえたがん専門医療人材を養成するため、優れた教育プログラムを開発し、大学間で連携し、開発・提供を担う拠点を支援する。

1	悪性新生物(腫瘍)	378,385
2	心疾患	205,596
3	老衰	132,440
4	脳血管疾患	102,978
5	肺炎・誤嚥性肺炎	121,196
6	その他	106,748
	死亡者数計	1,372,755



(出典)：令和2年度人口動態統計(速報値)

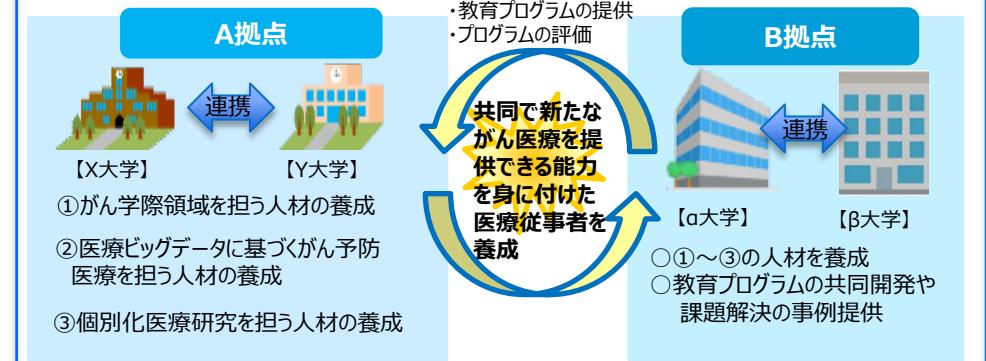
事業内容

- 「第4期がん対策推進基本計画（令和5年度～令和10年度）」を推進するため、大学院レベルにおける教育プログラムを開発・実践する拠点形成を支援（大学間で連携し、①～③のプログラムを開発・提供し、人材養成の拠点を形成）
- ①がん医療の現場で顕在化している課題に対応する人材養成（痛みの治療・ケア、地域に定着する放射線治療医・病理診断医、がん学際領域を担う人材）
- ②がん予防の推進を行う人材養成（医療ビッグデータに基づくがん予防医療、がんサバイバーに対するケアを担う人材）
- ③新たな治療法を開発できる人材の養成（個別化医療・創薬研究を担う人材）

がん医療の新たなニーズや急速ながん医療の高度化に対応できる医療人を全国に

- 事業実施期間：令和5年度～令和10年度
- 件数・単価：11拠点 × 約77百万円
- 選定大学（代表校）
東北大学、筑波大学、東京科学大学、金沢大学、名古屋大学、京都大学、大阪大学、岡山大学、九州大学、札幌医科大学、近畿大学

【イメージ】



【政府提言】第4期がん対策推進基本計画（令和5年度～令和10年度）

国は、関係学会・団体等と連携しつつ、がん医療の現場で顕在化している課題に
対応する人材、がん予防の推進を行う人材、新たな治療法を開発できる人材等の
専門的な人材の育成を推進する。

アウトプット(活動目標)

- 教育プログラムの開発 33件以上
各拠点において、事業内容①～③のプログラム開発を行う。
(11拠点×3種類)

アウトカム(成果目標)

- 【初期】教育プログラム学生受け入れ
- 【中期】がん専門医療人材数の増
- 【長期】個別化医療実施率の向上、がんの死亡率低下

インパクト(国民・社会への影響)、目指すべき姿

がん患者が地域を問わずオーダーメイド型の
がん診療など必要な治療や支援を総合的
に受けられるようになり、健康長寿社会の
推進に貢献する。

(担当：高等教育局医学教育課)

大学における医療人養成の在り方に関する調査研究

令和8年度要求・要望額

(前年度予算額)

0.9億円

0.6億円)



現状・課題

近年我が国では、人生100年時代を見据えて、健康寿命の延伸に向けた新しい健康・医療・介護システムを構築するため、医療・介護の連携強化、地域の医師確保支援、メディカルスタッフの業務実施体制の見直し等の取組が求められている。

このような中、医療人の養成においては、学生が卒業時までに身に付けておくべき必須の実践的能力の到達目標を定めたモデル・コア・カリキュラム（医学、歯学、薬学：令和4年度改訂）を踏まえた教育が実施されていることから、今後も保健医療分野におけるニーズの変化に対応するため、各モデル・コア・カリキュラムにおける学習目標等の改善・見直しや、卒前・卒後のシームレスな医療人養成を行うために、参加型実習のより一層の充実に向けた検討が必要である。

歯学分野では入学定員充足率、標準修業年限内国家試験合格率の向上や研究人材の養成など様々な課題があり、これらの課題を解決するために、歯学教育の現状や課題を調査・分析する必要がある。また、歯科医師法改正により共用試験が公的化され、歯学生が臨床実習において、歯科医業を実施できることが法的に明確化された。そのため、臨床実習を指導する歯科医師の資質・能力の確保及び向上が求められており、臨床実習を指導する歯科医師を認定する制度を創設等することで、その能力を明確化する必要がある。

事業内容

◆医学・歯学・薬学教育モデル・コア・カリキュラムの改訂に向けた調査・研究

【新規】

事業概要：各大学における現行版の適用状況及び参加型実習やその他教育現場の課題等について、実態を的確に把握・整理した上で次期改訂案を作成するため、学生・教員等へのヒアリング・アンケート調査及び教育現場等への実地調査を複数年行うことで十分なデータを蓄積し、さらにそのデータを分野間で共有しながら分析・検討を行う。

事業実施期間：令和8年度～令和10年度（予定）

選定件数・単価：3件×15百万円

◆歯学教育の改善・充実に向けた調査研究【新規】

事業概要：各大学の歯学教育の取組状況（歯学生の歯科医行為経験率等）や諸外国と日本の実態を調査して、優れた取組内容や課題等を分析する。また、各大学における歯学生の診療参加型臨床実習の充実に係る具体的な事例を調査して、優れた取組内容や課題等を分析すると共に、臨床実習を指導する歯科医師を認定する制度の創設や制度の普及に関する啓発教材等を作成する。

事業実施期間：令和8～9年度（予定）

選定件数・単価：1件×7百万円

◆地域医療に従事する医師の確保・養成のための調査研究

事業概要：地域枠制度の効果や学生に対する支援体制等について調査・研究を実施し、その運用改善事項等について検討を行う。

事業実施期間：令和6年度～令和8年度

選定件数・単価：1件×7百万円

◆薬学教育における創薬研究・実習に関する調査研究

事業概要：創薬研究に関する薬学教育の現状や課題を把握・分析した上で、創薬に貢献する医療人材養成の強化につながる博士課程プログラムを構築する。また、実務実習指導薬剤師が抱える課題を解決するために教育コンテンツを大学・病院・薬局へ広く普及させるための調査研究を実施する。

事業実施期間：令和7年度～令和9年度

選定件数・単価：1件×18百万円、1件×6百万円

◆学士課程における看護学教育の質向上に向けた調査研究

事業概要：看護カリキュラム改訂を契機に、看護学士課程における臨地実習を見学型から診療参加型臨床実習へ変革するための調査研究及び看護学教育の質を保証するための看護学教育分野別評価の充実のための調査研究を実施する。

事業実施期間：令和7年度～令和9年度

選定件数・単価：1件×7百万円、1件×3百万円

背景・課題

- 日本人学生の海外留学及び多様で優秀な外国人留学生の受入・定着からなる留学モビリティの拡大、その基盤となる大学の国際化の強化とともに、それぞれが相互に作用する好循環の創出が不可欠。
- 我が国の共生社会の実現をリードし、グローバルに活躍する人材の育成に向けて、「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ <J-MIRAI>」や「Global×Innovation人材育成フォーラム 最終まとめ」等を踏まえ、多文化共修環境の整備や、社会全体で留学機運の醸成を進め、安心して積極的に留学にチャレンジできる「国際ゲートウェイ」としての大学等への支援策等を促進。

事業内容

1. 大学教育のグローバル展開力の強化	56億円 (51億円)	2. 大学等の留学生交流の充実	355億円 (345億円)
(1) 大学の国際化のための教育プログラム構築	31億円 (30億円)	(1) 大学等の留学生交流の支援等	100億円 (96億円)
(1-1) 多文化共生社会の実現に資する教育プログラムの推進	15億円 (15億円)		早期留学経験による留学機運醸成と中長期留学の促進を図るため、海外大学との協定に基づく留学生派遣・受入れを支援するとともに、学位取得目的の留学に対し奨学金を充実させることにより経済的負担の軽減を図る。
●大学の国際化によるソーシャルインパクト創出支援事業 13件 (地域等連携型10件/海外展開型3件: 令和6年度-令和11年度)		●大学等の海外留学支援制度 〈協定派遣型〉 56億円 (56億円) 〈学位取得型〉 大学院: 16億円 (13億円) 〈協定受入型〉 17億円 (17億円) 学部: 11億円 (10億円) 等	100億円 (96億円)
(1-2) 質の保証を伴った学生交流を行う教育プログラムの推進	15億円 (15億円)	(2) 多様で優秀な外国人留学生の戦略的な受入れ	256億円 (250億円)
我が国にとって重要な国・地域の大学との間で、質保証を伴った連携・学生交流を進め、国際通用性の高い教育を実現するとともに、我が国の高等教育の国際競争力の更なる向上を図る。		大学や日本学生支援機構などを始め、戦略的な留学生受入れのための情報収集・分析、海外における関係機関の連携により日本留学に関する情報発信等を強化し、多様で優秀な外国人留学生の我が国への受入れを促進する。また、こうした留学生の受入れや国内定着を促進するため、奨学金の効果的活用や国内就職等に資する取組を支援する。	
●大学の世界展開力強化事業 ○人口増加や急速な経済成長を背景として国際場において存在感を高めるアジア諸国との大学との質保証を伴う国際交流プログラムの構築・実施を支援 (キャンパス・アジア、キャンパス・アジアプラス) 5億円 (新規) (令和8年度-令和12年度: 25件程度)		●日本留学促進のための海外ネットワーク機能強化事業 5億円 (5億円) (令和6年度-令和10年度: 6拠点)	
○グローバル・サウスの国々との大学間交流形成支援 3億円 (令和7年度-令和11年度: 12件程度) ○EU諸国との大学間交流形成支援 1億円 (3億円) (令和6年度-令和10年度: 9件) (1億円)		●外国人留学生奨学金制度 218億円 (219億円) ・国費外国人留学生制度 176億円 (176億円) ・留学生受入れ促進プログラム 32億円 (32億円) ・高度外国人材育成課程履修支援制度 2億円 (2億円) 等	
○米国等との大学間交流形成支援 4億円 (令和5年度-令和9年度: 13件) (5億円) ○インド太平洋地域等との大学間交流形成支援 2億円 (令和4年度-令和8年度: 14件) (2億円)		●(独)日本学生支援機構運営費交付金 (留学生事業) 61億円 (59億円) ※留学生受入れ促進プログラム等の金額を除くと27億円 (25億円) ・留学生宿舎の運営・日本留学試験の実施 等	
(2) 大学院教育の国際化	26億円 (20億円)	●(独)日本学生支援機構施設整備費 5億円 (0億円)	
徹底した国際拠点形成の推進や、海外大学院・国際関係機関等とのネットワーク型の教育・研究指導の実施等を通じて、大学院教育の国際性を高める取組を支援する。			
●未来を先導する世界トップレベル大学院教育拠点創出事業 24億円 (19億円) ●人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業 (国際連携型) 2億円 (2億円)			

※ () 内は前年度予算額

(担当: 高等教育局参事官 (国際担当)・大学振興課)

大学の国際化によるソーシャルインパクト創出支援事業

(ソーシャルインパクト創出のための多文化共修キャンパス形成支援事業)

令和8年度要求・要望額

15億円

(前年度予算額

15億円)



背景・概要

事業実施期間

令和6年度～令和11年度（予定）

教育未来創造会議「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ（第二次提言）」（R5.4.27）

- 「多様な文化的背景に基づいた価値観を学び理解し合う環境を創出する」
- 「より強力に高等教育段階の人的交流を促進し、質の高い大学や留学生の交流を積極的に進め」
「多文化共生社会への変革」を目指す

中央教育審議会「我が国の『知の総和』向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）」（R7.2.21）

- 「日本人学生と外国人学生による多文化共修のための環境整備や海外との大学間連携等の強化を進める」

日本人学生と外国人学生がそれぞれの文化的多様性を活かし共に学修することを
「多文化共修」と位置付け、これらの共修科目や科目群・コースなどの開発・実施・普
及を通して、優秀な人材の育成・獲得や、更なる大学の国際化を図る。

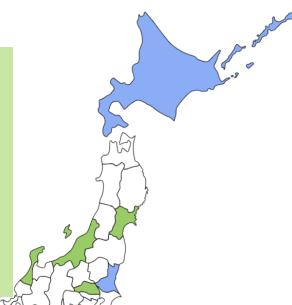
事業内容

多文化共生社会の実現を牽引

選定大学

タイプI：

東北大学、埼玉大学、長岡技術科学大学、金沢大学、豊橋技術科学大学、大阪大学、岡山大学、広島大学、関西大学（大阪公立大学）、立命館アジア太平洋大学（九州工業大学）※（ ）は連携校



タイプII：

北海道大学、筑波大学、名古屋大学

I. 地域等連携型

大学等が所在する、ないし教育研究活動を行う地域等との連携による多文化共修科目等を開発・実施。

- 件数・単価：10件×約100～150百万円

具体的取組例

- 地方公共団体や企業、NPO・NGO・国際機関等と連携し、これらの機関が所在ないし活動する国内外の地域が抱える課題をテーマとする多文化共修科目等の開発・実施
- 地方公共団体や地域の企業等との連携による、優秀な外国人留学生の受け入れ・定着

II. 海外展開型

現地連携大学等に開設する海外拠点の活用により、日本人学生の海外留学を促進し、これらの日本人学生と現地連携大学等の学生等が参加する多文化共修科目等を開発・実施。

- 件数・単価：3件×約150百万円

具体的取組例

- 現地の連携大学や地方公共団体、企業、NPO・NGO・国際機関等と連携し、これらの機関が所在ないし活動する国内外の地域が抱える課題をテーマとする多文化共修科目等の開発・実施
- 海外拠点で行われる教育研究活動への参加者を始めとする、日本人学生の海外派遣

成果指標（共通）

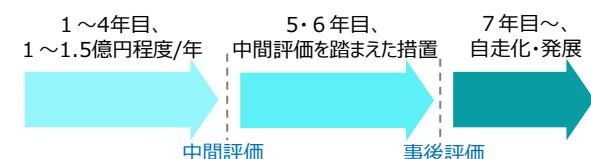
①多文化共修（科目数・参加学生数等）

②大学全体の日本人学生の海外留学/外国人留学生数・割合

③外国人留学生の国内及び地域への就職人数・割合

④プログラム実施の前提となる大学の国際化
(外国人留学生・外国人教員・外国語による授業)

事業実施のイメージ（予算措置は6年）



概要

- 世界的に学生の交流規模が拡大する中において、我が国にとって重要な国・地域の大学と質保証を伴った連携・学生交流を進め、国際通用性の高い教育を実現するとともに、我が国の高等教育の国際競争力の更なる向上を図る。
- 令和8年度は、既存の採択事業を着実に推進するとともに、人口増加や急速な経済成長を背景として国際場裡において存在感を高めるアジア諸国との質保証を伴う国際交流プログラムの構築・実施を支援する。本事業を通じて、アジア諸国との連携を深化させ、将来にわたる友好関係の架け橋となる人材を育成することで、アジアや世界の平和的発展への貢献を目指す。

【教育未来創造会議<未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ（第二次提言）>（2023年4月）】

- 戦略的に留学生交流を推進すべき国・地域との大学間連携・学生交流を推進

【日中韓サミット（2024年5月）@韓国・ソウル】

- ASEAN加盟国の大学を含むまでに拡大した大学間交流プログラムであるキャンパス・アジアの模範的な役割を評価するとともに、2030年度末までに30,000人の学生参加を目標として積極的に支援を推進

【経済財政運営と改革の基本方針（骨太）2025年】

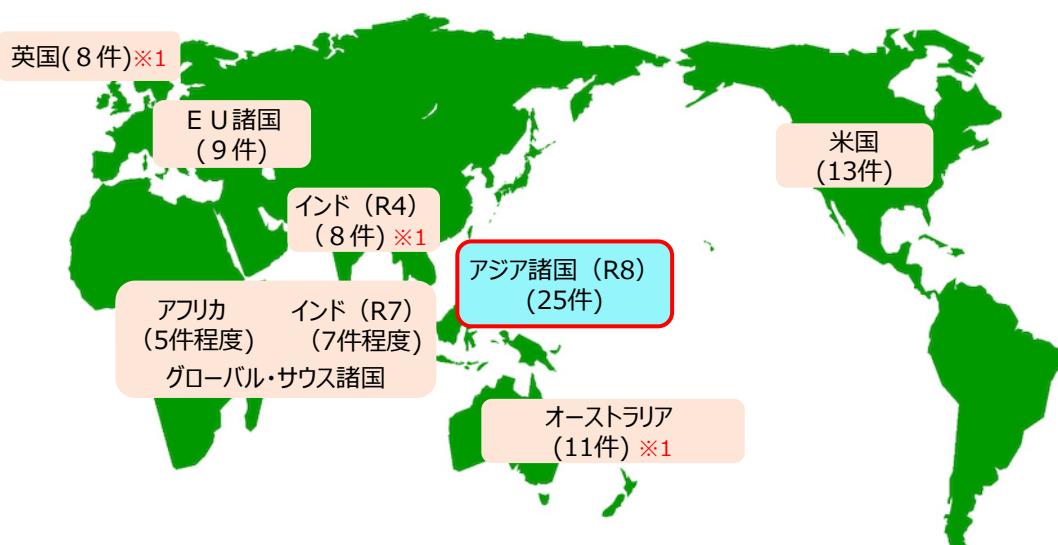
- G7を始めとした同志国やASEAN・インドを含むグローバル・サウスとの先端共同研究、研究者・学生交流など戦略的な国際連携を推進

事業内容

- 地域毎の高等教育制度の相違を超え、単位の相互認定や成績管理、学位授与等を行う先導的な質保証を伴う国際交流プログラムを開発・実施
- これらのプログラムにより、日本人学生の海外派遣と外国人学生の受入を促進（事業期間：最大5年間）

取組例

- ✓高等教育制度の相違を超えた質保証の共通フレームワークの形成
- ✓単位の相互認定、共通の成績管理の実施
- ✓国際共同学位プログラムの策定・実施
- ✓学修成果や教育内容の可視化
- ✓企業と連携による学生へのインターンシップ機会の提供



※1：英・印・豪の複数の対象国と交流するものを含むため、各国における件数は延べ数となっている。

補助期間	対象国	採択件数
令和4年度～8年度	インド太平洋地域等（英・印・豪）	14件※1
令和5年度～9年度	米国	13件
令和6年度～10年度	EU諸国	9件
令和7年度～11年度	グローバル・サウス諸国（インド・アフリカ）	12件程度
令和8年度～12年度	アジア諸国（キャンパス・アジア、キャンパス・アジアプラス）（新規）	25件程度

成果目標

- 日本の大学全体の国際通用性の向上
- 学生の成長を実現する教育力の向上
- J-MIRAIに掲げる目標（※）達成へ貢献

（※）2033年までに外国人留学生40万人受入れ、日本人学生50万人海外派遣

大学の世界展開力強化事業

～アジア諸国との大学間交流形成支援（キャンパス・アジア、キャンパス・アジアプラス）～

令和8年度要求・要望額

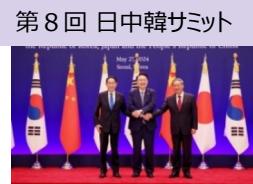
4.7億円

（新規）



現状・課題、背景

- 国際秩序を揺るがす危機に世界が直面する中、アジアや世界の平和的発展のため、人口増加や急速な経済成長を背景として国際場において存在感を高めるアジア諸国との連携を深化させることの重要性が高まっている
- アジア諸国の中複数の大学との協働により、学生交流を一体的に促進するプログラムを構築し、将来にわたる友好関係の架け橋となる人材を育成することが必要
- 政府間合意に基づき、将来にわたる友好関係の基盤である教育交流として、キャンパス・アジアを促進



【日中韓サミット（2024年5月）@韓国・ソウル】

ASEAN加盟国の大学を含むまでに拡大した大学間交流プログラムであるキャンパス・アジアの模範的な役割を評価。**2030年度末までに30,000人**の学生の参加を得ることを目標に、このプロジェクトを積極的に支援していく。



第4回 日中韓教育大臣会合



事業内容

事業実施期間

令和8年度～令和12年度（予定）

- 中国、韓国及びASEAN諸国の大学との質保証を伴う国際交流プログラムの構築・実施、プログラム自走化のための改革、大学全体の国際通用性ある体制の構築を一体的に行う先導的な大学を支援

① 第3モードから継続して、キャンパス・アジア（日中韓3か国）またはキャンパス・アジアプラス（日中韓3か国及びASEAN諸国）プログラムを実施

件数・単価 約11百万円～20百万円×15件程度（積算上）

② 第4モードから新規に、キャンパス・アジアまたはキャンパス・アジアプラスプログラムを実施

件数・単価 約20百万円～23百万円×10件程度（積算上）

キャンパス・アジアの拡大計画

（年度）

2011 2016 2021 2026 2031

日中韓3か国で実施

第1モード
パイロット
(10件)

第2モード
本格実施
(17件)

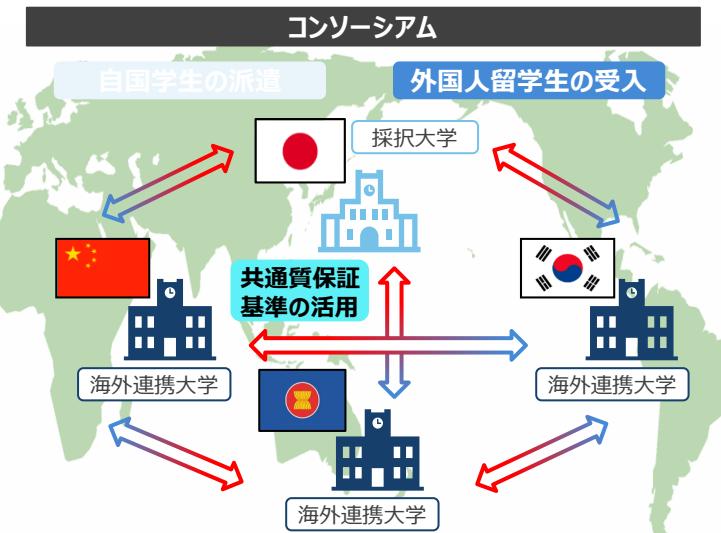
第3モード
パイロット
(20件)

第4モード
本格実施
(25件)

共通質保証基準の作成

同基準の活用

2011～24年度実績：（派遣）約7,700名、（受入）約8,300名



- 友好関係の架け橋となる人材育成
- 大学間ネットワーク強化
- アジアにおける日本のプレゼンス向上
- 外交や安全保障への貢献

（例）

質保証を伴う国際交流プログラム

◆ 質・量の両面で交流を一段と活性化させるため、より特色や強みを活かしたプログラムの開発・実施

プログラム自走化のための改革

◆ 適切な受講料の設定・徴収や、学外資源の獲得等による補助期間終了後の複数年に渡るプログラムの自走化の計画立案

アジアの平和的発展

大学全体の国際通用性ある体制の構築

◆ 学修歴のデジタル化などの教育DXの促進や、実渡航に繋がるカリキュラムや学事暦の柔軟化、安全保障貿易管理の強化を含む大学全体の国際通用性ある体制の構築

アウトプット（活動目標）

✓ 質を伴った学生交流プログラムの構築による、プログラムに参加する日本人学生の海外留学や外国人留学生受入の機会の増加

短期アウトカム（成果目標）

✓ プログラムに参加する日本人学生の海外留学と外国人留学生の受入の増加

長期アウトカム（成果目標）

✓ 日本の大学全体の国際通用性の向上
✓ 学生の成長を実現する教育力の向上
✓ J-MIRAIに掲げる目標（※）達成への貢献
(※) 2033年までに外国人留学生40万人受入れ、日本人学生50万人海外派遣

趣旨
・
目的

「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ<J-MIRAI>」を踏まえ、グローバルに活躍できる人材育成を強化。

【2033年までの目標：日本人の海外留学50万人（うち高等教育段階38万人）、留学生受入れ40万人（同38万人）・国内就職等6割】

- ✓ より多くの日本人学生の留学のため、早期からの留学機運醸成や高校段階との連携とともに、経済的支援を含め安心して留学できる環境の整備が急務。
- ✓ 多様で優秀な外国人留学生を呼び込み、国際的に開かれた日本社会における活躍を促進(国内企業・自治体等への定着等)。
- ✓ G7、ASEAN、インドといった重点地域との留学生交流・大学間交流の強化。

大学等の留学生交流の支援等

100億円（96億円）

大学等の海外留学支援制度

100億円（96億円）

奨学金等支給による経済的負担の軽減

- ① 海外大学との協定に基づく留学生派遣・受入れの支援
(早期留学経験により留学機運を醸成しつつ中長期留学の促進)
- ② 世界トップ大学の理系博士課程への留学の推進 等

- ・協定派遣型：56億円（56億円） 21.3千人分（21.3千人分）
- ・協定受入型：17億円（17億円） 5.2千人分（5.2千人分）
- ・大学院学位取得型：16億円（13億円） 0.5千人分（0.4千人分）
- ・学部学位取得型：11億円（10億円） 0.4千人分（0.3千人分） 等

多様で優秀な外国人留学生の戦略的な受入れ

256億円（250億円）

日本留学促進のための海外ネットワーク機能強化事業

（令和6年度-令和10年度：6拠点） 5億円（5億円）

ASEANやインド等の重点地域を中心に、在外公館などの関係機関、企業等との連携のもと、学生の早期からのリクルートや帰国後のフォローアップまでを一体的に促進する日本留学サポート体制の強化を実施。

外国人留学生奨学金制度

218億円（219億円）

- ・国費外国人留学生制度 176億円（176億円） 10.7千人分（10.7千人分）
- ・留学生受入れ促進プログラム（学習奨励費） 32億円（32億円） 6.6千人分（6.6千人分）
- ・高度外国人材育成課程履修支援制度 2億円（2億円） 0.8千人分（0.8千人分） 等

（独）日本学生支援機構運営費交付金（留学生事業）

61億円（59億円）

※留学生受入れ促進プログラム等の金額を除くと27億円（25億円）
留学を巡る諸外国の動向やデータ等の収集・分析・戦略提言の実施、留学生に対する学資金の支給、留学生宿舎の運営、日本留学試験等を実施。

（独）日本学生支援機構施設整備費 5億円（0億円）

※（ ）内は前年度予算額

（担当：高等教育局参事官（国際担当）付留学生交流室）

人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業

令和8年度要求・要望額
(前年度予算額)

4億円
4億円
文部科学省

現状・課題

- SDGs等の国際的価値基準の浸透や、これに基づくエシカル消費・ESG投資といった行動変容等、社会経済活動は、機能的価値から意味的価値を重視する時代へとシフトしつつある

- SDGs各目標の市場規模は70兆～800兆円程度
- 2020年のESG投資*総額は約4,000兆円
*Environment, Social, Governanceの要素も考慮した投資
- エシカル消費の国内市場規模は約8兆円

【出典】「SDGビジネスの市場規模」(株式会社デロイトトーマツ)、「GLOBAL SUSTAINABLE INVESTMENT REVIEW 2020」(GLOBAL SUSTAINABLE INVESTMENT ALLIANCE)、「サステナブル・ライフスタイル意識調査2021」(電通総研)、日本初のエシカル市場規模調査(エシカル市場規模調査実行委員会)

- このような中、高い付加価値をもたらす大学院卒人材の活躍、とりわけ価値発見的な視座を提供する人文科学・社会科学系の高度人材の輩出・活躍の促進が必要

- 日本では企業経営者の約8割が学士卒
- 米国では企業経営者の約7割が大学院卒
- 日本では諸外国に比べて人文科学・社会科学分野の大学院進学率が極めて低い

【出典】教育未来創造会議第一次提言参考資料(教育未来創造会議)、科学技術指標2024(科学技術・学術政策研究所)

- 他方、我が国的人文科学・社会科学系の大学院は、小規模・分散的な専攻が多く、スケールメリットを生かした取組*が進んでいない等、大学院教育の抜本的な改革が急務

*社会との相互理解に資する多様な学位プログラム
幅広いキャリアパスや円滑な学位授与に向けたきめ細かな研究指導
組織的な就職支援等の整備 等

- 人文科学・社会科学分野では博士課程修了者の8割近くが標準修業年限を超過

【出典】令和6年度学校基本調査

(目的) ネットワーク型の教育研究を通じて、国内及び国際社会の期待・ニーズに応える新たな人文科学・社会科学系の高度人材養成モデルを構築

事業内容

支援対象 国立・公立・私立の大学院における人文科学・社会科学系を中心とした教育研究プログラム(学位プログラム)の構想

事業実施期間 6年間
※ 修士・博士前期課程、博士後期課程、5年一貫制が対象(専門職大学院を含む)

① 大学院連携型 選定年度 令和5年度 件数・単価 5箇所×約38百万円

- 国内の複数大学院によるネットワーク型の教育研究指導・産学連携・キャリア支援体制の構築に係る費用(システム構築費・人社系URA雇用等)
- 教育研究ネットワークを介したチーム型の教育研究プログラムの立ち上げ・実施に係る費用(教育研究経費・教育研究指導時間の確保に向けた環境整備等)

② 国際連携型 選定年度 令和6年度 件数・単価 4箇所×約38百万円

- 海外大学院や産業界・国際関係機関等とのネットワーク型の教育研究指導・産学連携・キャリア支援体制の構築に係る費用(システム構築費、人社系URA雇用等)
- 国際社会で活躍する人文・社会科学系高度人材の輩出に向け、国際的な教育研究ネットワークを活用した協働教育の推進に係る費用(国際共同学位プログラム構築、学生・教員の海外派遣/受入、国際学会発表や外国語論文の執筆指導体制の構築、外国語能力向上に向けた取組、教育研究経費・教育研究指導時間の確保に向けた環境整備等)

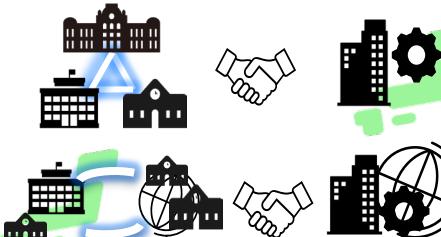
※ ①②いずれも、採択機関における修了者のキャリアパス(就職率)等による中間評価を実施。また、中間評価等により金額が増減する場合があるとともに、自走化に向けた遅延措置2年を含む

取組イメージ

- 物理的な距離を越えた教育研究ネットワークの構築
小規模・分散的な体制から、教育研究・就職支援におけるスケールメリットを発揮できる体制への転換



社会と繋がる組織的な体制の構築



- 対話の場や組織的な就職支援体制の構築
- 外部連携による教育研究プログラムの設計

学生の関心に沿ったきめ細かな研究指導



- 専門の近い教員による多面的指導(研究室異動の円滑化、専攻大括り化、研究指導委託等)
- 異分野融合
- 質の高い研究指導を行う教員へのインセンティブ設計

● 実社会や国際社会に即した価値創生を目指すチーム型教育研究の推進

地域や国際的・社会課題を題材にしたPBLや民間・海外大学・研究機関等との共同研究など、学生個々の研究テーマや関心に合わせた社会との結節点を多面的に構築

(担当: 高等教育局大学振興課)

現状・課題

- ◆ 第4次産業革命の推進、Society5.0の実現に向け、学術プレゼンスの向上、新産業の創出、イノベーションの推進等を担う様々な分野で活躍する高度な博士人材（知のプロフェッショナル）の育成が重要
- ◆ 優秀な若者が産業界・研究機関等の教育に参画し、多様な視点を養うことが重要であり、機関の枠を超えた連携による高度な大学院教育の展開が重要
- ◆ 優秀な日本人の若者が博士課程に進学せず、将来において国際競争力の地盤沈下をもたらしかねない状況に対応する必要

事業内容

【目的】 ◆ 各大学が自身の強みを核に、海外トップ大学や民間企業等の外部機関と組織的な連携を図り、世界最高水準の教育・研究力を結集した5年一貫の博士課程学位プログラムを構築

【対象領域】

- 国際的優位性、卓越性を有する領域
- 文理融合、学際、新領域
- 新産業の創出に資する領域
- 世界の学術の多様性確保への貢献が期待される領域

【事業スキーム】

- ◇ 対象：博士課程が設置されている国公私立大学
- ◇ 成果検証：毎年度の進捗状況等のフォローアップ、事業開始4年目・7年目に評価を実施。事業終了後10年間はプログラム修了者の追跡調査を実施。
- ◇ 学内外資：事業の継続性・発展性の確保のため、事業の進捗に合わせて補助金額の活用を遞減（最終年度は初年度の1/3に遞減）
 - 各大学は、初年度から企業等からの外部資金をはじめとする一定の学内外資源を活用するとともに、事業進捗に合わせて学内外資源を増加

事業実施期間 7年間（令和2年～令和8年） 件数・単価 4箇所×約93百万円

事業成果

- ・あらゆるセクターを牽引する卓越した博士人材の育成
- ・人材育成・交流及び新たな共同研究が持続的に展開される拠点創出
 - 大学院全体の改革の推進

- ・それぞれのセクターを牽引する卓越した博士人材の育成
- ・人材育成・交流、共同研究の創出が持続的に展開される卓越した拠点の形成
- ・各大学が養成する具体的な人材像を連携機関と共有し、4領域を組み合わせてプログラムを構築
- ・プログラム構築に当たっては、大学本部の強力なコミットメントを通じ、大学が総力を挙げて取り組む → 大学院改革につなげる



(担当：高等教育局大学振興課)

地域活性化人材育成事業 ~SPARC~

Supereminent Program for Activating Regional Collaboration

令和8年度要求・要望額

(前年度予算額)

6億円

8億円)



地域の大学における課題

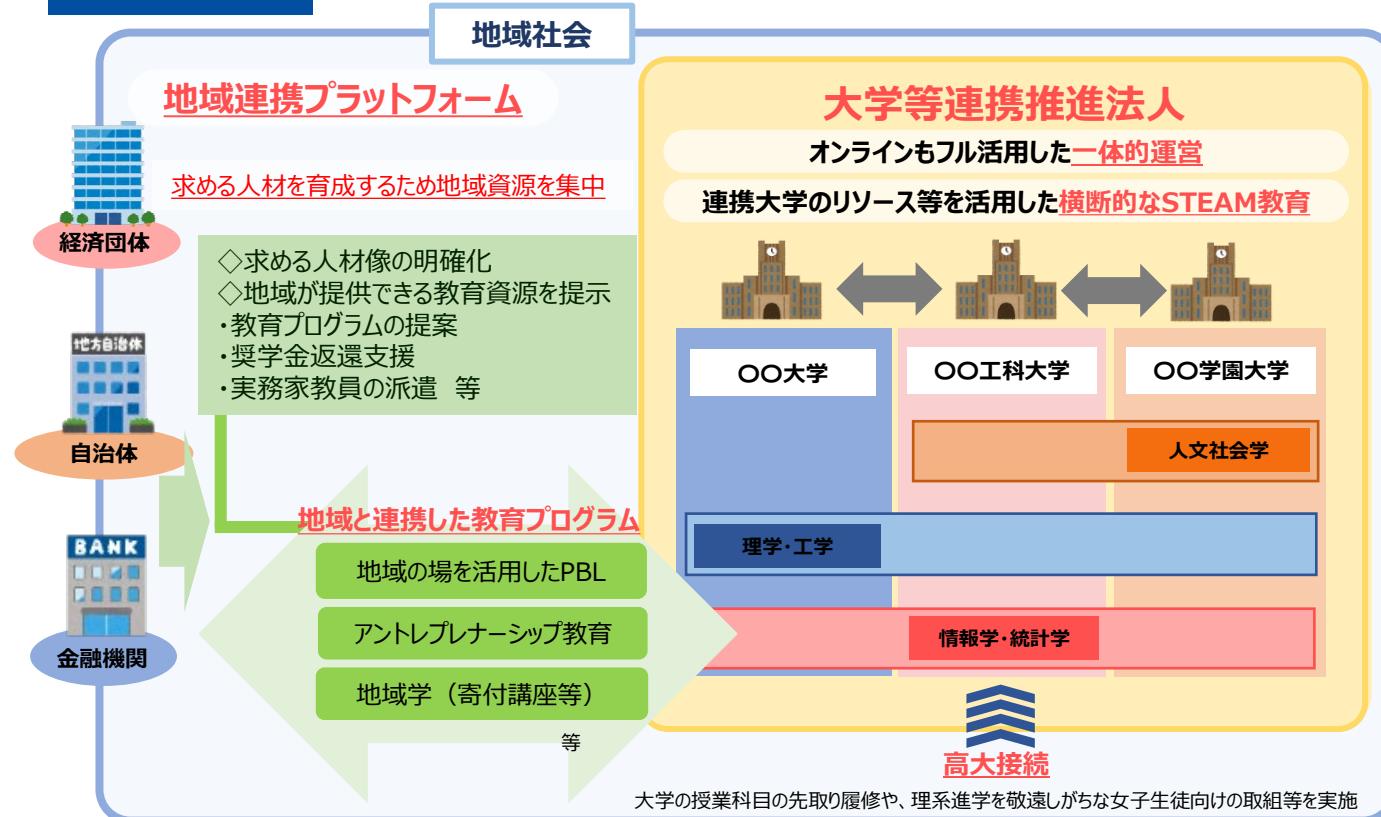
- Society5.0を支える人材として、自然科学の素養も求められる中において、自然科学を専攻する学生は3割に留まっている
- 大学が実施する教育プログラムが、地域社会が学生に期待・評価する能力の養成に十分に対応・機能していない
- 本格的な産学連携が進まず、外部リソースの獲得が不足

本事業で目指す姿

- 大学間連携により、文系学部でも自然科学の素養を身に付けられる教育体制を整備し、教育内容の充実を図る
(本事業を通じ、学部等の再編、拡充など科学技術分野の人材育成を促進)
- 地域社会との本格的連携による人材育成・イノベーションの創出
- 大学の学びを地域社会のフィールドへ展開

【事業内容】地域社会と大学間の連携を通じて既存の教育プログラムを再構築し、 地域を牽引する人材を育成

取組イメージ



【タイプ①】学部等の再編を目指す取組



【選定件数・単価】

3件（令和4年度選定分）×120,000千円程度
※中間評価時に学部等の再編計画を提出し、事業終了翌年度までに実施

【タイプ②】高度な連携を目指す取組



【選定件数・単価】

3件（令和4年度選定分）×64,000千円程度

【事業スキーム】

対象：異なる設置形態の大学による構想・計画

資金：民間からの資源も獲得

取組の内在化：事業の継続性発展性を確保するため、事業の進捗に合わせ補助額を遞減

事業期間：最大6年間（令和4年度～令和9年度）

趣旨・目的

- 今後の大学改革課題に機動的に対応し、大学改革の一層の推進、教育の質の向上、大学の構造転換の推進を図るため、以下のような調査研究を継続的に行うことが必要。
 - ① 中央教育審議会等の審議に資する専門的な調査研究
 - ② 政策目標、提言内容等の具体化、実質化を図るために必要な方策に関する調査研究
 - ③ その他、実施把握等の調査研究を必要とする政策課題等への対応
- これらの調査研究の成果を今後の国公私立を通じた高等教育行政施策の企画立案及び改善に資するとともに、成果を広く公表することにより各大学の取組を支援・促進し、大学改革の一層の推進と教育の質の向上を図る。

調査研究テーマ(R7)

- ・ 大学入学者選抜における多様な評価方法の実態把握・分析に関する調査研究
- ・ 大学による教学マネジメントの確立のための取組事例の把握等に関する調査研究
- ・ 大学入学者選抜の実態の把握及び分析等に関する調査研究
- ・ 海外大学に長期留学する者の留学資金調達の現状に係る調査研究
- ・ 獣医学教育の改善・充実に向けた調査研究
- ・ 大学教育改革の実態の把握及び分析等に関する調査研究
- ・ 高等教育機関の教育コスト算定基準に関する調査研究
- ・ 各都道府県における高等教育の現状に関する調査研究
- ・ 大学等の廃止が当該地域に及ぼす影響に関する調査研究－高等教育への「アクセス確保」と地方創生促進を図るために－
- ・ 博士（後期）課程学生の経済的支援状況に関する調査研究
- ・ 大学病院の組織形態の在り方に関する調査研究

事業成果物

これまでの成果物については、文部科学省HPにて公表。http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/itaku/index.htm

地域教員希望枠を活用した 教員養成大学・学部の機能強化

令和8年度要求・要望額

5億円

(前年度予算額)

5億円



背景・課題

- 子供たちへの質の高い教育を担う教師には、志ある優れた人材を得ることが必要。
- 近年、公立学校の教員採用倍率は低下傾向。
- 大学の教員養成段階から地域の教育委員会と連携・協働し、地域や現場ニーズに対応した質の高い教師を、継続的・安定的に養成し、確保することが重要。

事業内容

- 全国的な教育水準の維持・向上に資する教師養成をミッションとする教員養成学部・大学と教育委員会が連携・協働した教員養成の取組強化に係る経費を支援。
- 大学入学者選抜における【地域教員希望枠】の導入や地域課題に対応したコース・カリキュラム構築、高校生に対する特別プログラム構築・拡充し、大学における地域貢献機能を充実。
 - 大学入学前から教員採用に至るまでの一貫した取組を促進
 - 地域課題に対応した教員養成プログラムの構築により、単なる大学の機能強化にとどまらず、「令和の日本型学校教育」の牽引役として、成果を社会全体還元して社会的インパクトを創出するとともに、地域の公教育の質を確保

＜地域課題に対応したコース・カリキュラム構築の例＞

- ① 離島・へき地、特別支援教育、不登校対応、日本語教育等、特色ある実習校における早期からの学校体験活動の充実等、地域課題に対応した教員養成カリキュラムの構築
- ② 特定分野に強みや専門性を有する教員養成プログラムの構築（教育DX、教育データの利活用、心理・福祉、社会教育等）
- ③ 教員養成段階における留学の促進や海外大学と連携した教育課程の構築
- ④ 新しい学校づくりの有力な一員となり得る高度人材養成のための5年一貫プログラムの開発等、学部・教職大学院の連携・接続の強化
- ⑤ 採用者数や免許状保持者が少ない免許種等に関する、広域的な養成機能・体制構築 等

- ・件数・単価：【既選定分】単独事業 【上限】970万円（定額補助）【件数】30箇所
【新規】 複数大学連携事業 【上限】1,700万円（定額補助）【件数】1箇所
- ・単独事業 【上限】970万円（定額補助）【件数】15箇所
・複数大学連携事業 【上限】1,700万円（定額補助）【件数】1箇所
- ・補助期間：令和6年～令和10年（最長5年）、既選定分は令和8年度に中間評価を実施
- ・対象：教職課程を置く各公私立大学

【申請要件等】

- 申請に当たっては大学単独ではなく教育委員会と協議体を形成する等、相互に連携・協働する体制を構築とともに、学校現場での実務経験を有し、教育委員会と大学を結ぶコーディネータが中核となり、地域課題に対応したコース・カリキュラムを構築すること。
- 高校生に対する教職セミナー等の高大接続や、教員採用における特別選考等、地域が求める質の高い教師を継続的・安定的に養成し、確保するシステムを構築すること。
- 地域教員希望枠入試を導入又は補助期間内に導入する計画を有し、「地域教員希望枠」の取組を踏まえた学部全体への波及や改革について計画すること。

○新規学卒の受験者数（小中高）

H25：48,110人 ⇒ R6：39,905人

○教員採用倍率

・小学校 12.5倍（H12）→2.2倍（R6）

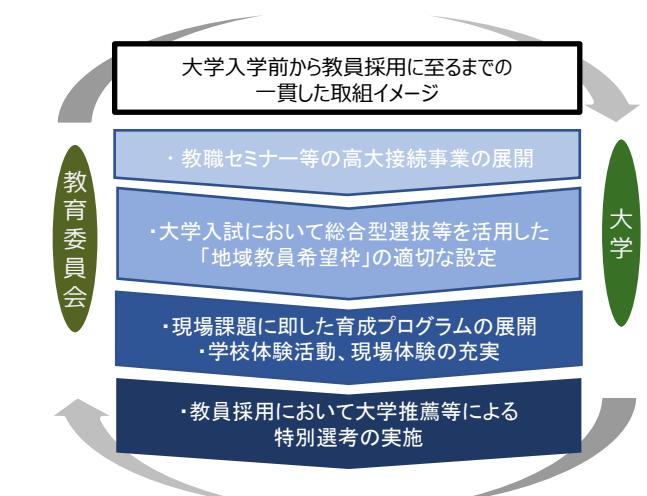
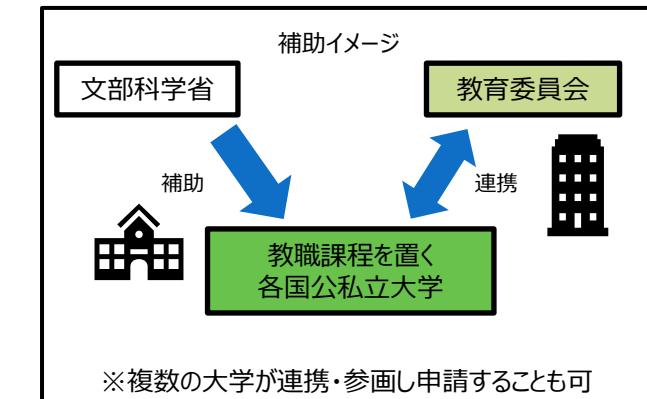
・中学校 17.9倍（H12）→4.0倍（R6）

出典：令和6年度（令和5年度実施）公立学校教員採用選考試験の実施状況

○国立教員養成大学・学部の教員就職率

R6.3卒業者：69.0%（進学者・保育士就職者除く）

出典：文部科学省「国立の教員養成大学・学部及び国私立の教職大学院の卒業者及び修了者の就職状況等」



（担当：高等教育局）※令和7年10月より総合教育政策局
教育人材政策課から高等教育局へ移管

障害のある学生の修学・就職支援促進事業

令和8年度要求・要望額

0.7億円

(前年度予算額)

0.5億円



現状・課題

- 大学等に在籍する障害のある学生数は約5.6万人※。障害種別では、**知的障害、精神障害、発達障害**が約6割と半数以上を占めている。
- 本事業の相談件数は631件、令和3年から3年間で約4倍に増加。
- 令和6年4月には改正障害者差別解消法が施行され、私立を含む**全ての大学等**で障害者への合理的配慮の提供が義務化。
- 一方、障害学生支援の専門部署を置いている大学等は全体の30.3%※紛争防止・解決等の調整を行う機関を設置している大学等は64.7%※であり、**体制整備や人材育成、相談対応等を一層推進することが必要**。
- さらに「手話に関する施策の推進に関する法律」が令和7年6月に公布され、大学等の手話通訳による配慮の取組など必要な施策を講ずるとしている。



先進的な取組や知見を持つ大学等が中心となり、**国公私立大学等や関係機関等が参加・連携するプラットフォームを形成することにより、専門的知識の涵養及び人材の育成等を図り、高等教育機関全体における障害学生支援体制を一層充実させること**が必要。

事業内容

事業実施期間

令和6年度～令和10年度（5年間・予定）

件数・単価

2拠点×3,355万円

交付先

東京大学、京都大学

障害学生支援ネットワークの形成支援及び連携の推進



プラットフォームへの参加大学等を増やすだけでなく、**地域ごとの障害学生支援ネットワークの形成支援**や**日本学生支援機構**を含む既存の**障害学生支援ネットワーク**との連携等を実施。

専門的知識を有する障害学生支援人材の育成・教職員の理解啓発に向けた研修実施



拠点大学等を中心に、**プラットフォーム参加大学等**に向け、基礎的な理解啓発から高度な専門的プログラムまで、**障害学生支援**に関する研修を実施し、**中・小規模の私立大学等も含めた高等教育機関全体**における**体制整備の促進**や、**専門的知識を有する障害学生支援人材**を育成。

大学等や学生等からの相談への対応及び大学等に対する支援機器の貸出



紛争防止・解決に向けた相談を含め、大学等や学生等からの相談に対して、**専門的な助言や提案を実施**。加えて、**大学等に対する支援機器の貸出**を含めた支援を実施。

規模や体制に問わらず全ての大学等が活用できる障害学生支援の好事例の収集・発信

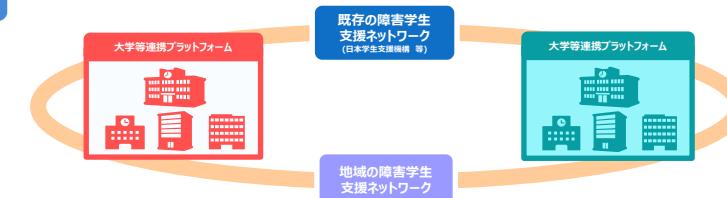


合理的配慮の提供、就職支援を始めとした取組、紛争の防止・解決、「心のバリアフリー」促進に向けたピア・サポートの実施方法などに関する**好事例を収集し、全ての大学等が参照出来るデータベース**を構築。さらに、低年次の障害学生に向けた卒後進路への意識付けや、中・小規模大学等における体制整備等の**モデル事例**を収集し、各大学等へ発信。

学術手話等の情報保障による障害学生支援の推進



大学等における**学術手話通訳等の情報保障**の実態把握等を行い、**ガイドラインやパターン別の実践例の策定・公表**。また、**手話通訳の関係団体等**と連携し、**学術手話通訳**に関する研修やコンテンツの作成等を実施。



アウトプット（活動目標）

- ◆ プラットフォームの形成（拠点校採択校数）

R7

2校（継続）

短期アウトカム（成果目標）

- ◆ プラットフォームにおける大学等からの相談対応の拡充
【相談件数】R6：631件 → R7～R8：500件（目標値）
- ◆ 事業参加大学等の増加
【参加校数】R6：103校 → R7～R8：160校（目標値）

中期アウトカム（成果目標）

- ◆ 大学間連携を含む関係機関との連携実施校数増加
R6：65.4%※ → R8～R9：90%（目標値）
- ◆ 障害学生支援の専門部署・機関設置校数増加
R6：30.3%※ → R8～R9：50%（目標値）

長期アウトカム（成果目標）

- ◆ 障害のある学生の就職者数の増加
- ◆ 障害者基本計画各成果目標の達成

→ 共生社会の実現

高等教育の修学支援の充実

令和8年度要求・要望額 事項要求※こども家庭庁計上予算含む

(前年度予算額

7,494億円)



事業概要

- 「大学等における修学の支援に関する法律」（令和元年5月法律第8号）に基づき、少子化の対処に寄与するため、社会で自立し活躍できる人材を育成する大学等において修学できるよう、**高等教育の修学支援新制度（給付型奨学金・授業料等減免）**により、**住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯、多子世帯の学生等への支援を確実に実施**（こども家庭庁計上）する。
- 無利子奨学金事業については、意欲のある学生等が経済的理由により進学を断念することがないよう、**貸与基準を満たす希望者全員に対する貸与を確実に実施する**。
- 返還支援制度や授業料後払い制度の充実等により奨学金事業を推進する。

高等教育の修学支援新制度（給付型奨学金・授業料等減免）：事項要求（6,532億円）

【対象学生等】大学・短期大学・高等専門学校（4年・5年）・専門学校の学生等

【事業内容】住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯（世帯年収目安600万円程度まで）の学生等について、給付型奨学金と授業料等減免をセットで支援（所得に応じて上限額の満額、2/3、1/3または1/4）
令和7年度から子どもを3人以上扶養する世帯の学生等について授業料等を上限額まで所得制限なく無償化

【財源】消費税による財源を活用（少子化に対処するための社会保障関係費としてこども家庭庁計上、文部科学省で執行）

個人要件

- 進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学修意欲を確認
- 大学等への進学後の学修状況に一定の要件

機関要件

（国等による要件確認を受けた大学等が対象）

- 学問追究と実践的教育のバランスが取れた大学等
- 経営課題のある法人の設置する大学等は対象外

給付型奨学金【日本学生支援機構が各学生等に支給】

- 学生生活を送るのに必要な費用を賄えるよう措置。
(給付型奨学金の給付額（年額）（住民税非課税世帯）)

国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 35万円、自宅外生 80万円
国公立 高等専門学校	自宅生 21万円、自宅外生 41万円
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 46万円、自宅外生 91万円
私立 高等専門学校	自宅生 32万円、自宅外生 52万円

授業料等減免【国等が各学校に交付】

- 各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。
(授業料等減免の上限額（年額）（住民税非課税世帯）)

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	28万円	54万円	26万円	70万円
短期大学	17万円	39万円	25万円	62万円
高等専門学校	8万円	23万円	13万円	70万円
専門学校	7万円	17万円	16万円	59万円

貸与型奨学金・授業料後払い制度

無利子奨学金：事項要求（962億円）

区分	無利子奨学金 (第一種奨学金)	授業料後払い制度	有利子奨学金 (第二種奨学金)
貸与人員	※ (48万人)		68万6千人
事業規模	※ (2,805億円)		6,342億円
うち 一般会計 等	※ 政府貸付金 962億円 (一般会計)		財政融資資金 5,382億円
貸与額 〔私立大学 の場合〕	学生が選択 (自宅通学の場合) 月額 2、3、4、5.4万円	授業料支援金 最大 776,000円 及び学生が選択する 生活費奨学金 月額 最大4万円	学生が選択 月額 2～12万円の1万円単位
家計基準 〔令和6年度 採用者〕	私大自宅・給与所得・4人世帯の場合(目安) ※家計基準は家族構成等による		
返還	約800万円以下	約300万円以下 ※本人年収	約1,250万円以下
	定額 (卒業後20年以内) ※所得連動返還方式 を選択した場合、卒業 後の所得に応じて変動	卒業後の所得に 応じて変動	定額 (卒業後20年以内) (元利均等返還)

返還期限猶予制度：（収入基準額：年間収入300万円以下）

- 経済困難、災害、傷病等の事由に該当し、返還が困難な場合、返還を猶予。

減額返還制度：（収入基準額：年間収入400万円以下）

- 経済困難、災害、傷病等の事由に該当し、返還月額を減額すれば返還を継続できる場合、月々の返還金額を一定程度まで減額。

(注) 無利子奨学金は事項要求のため※書きとしている。貸与人員、事業費における下段の()書きは前年度の予算規模

高等教育負擔輕減推進委託費

令和8年度要求・要望額

(前年度予算額)

0.9億円

0.4億円)



現状・課題

- 「高等教育の修学支援新制度」について、日本学生支援機構が行った広聴調査(令和6年度)によると、高校生の認知率は57.8%、保護者の認知率は53.3%であった。また、新制度を利用した学生等へのアンケート調査(令和6年度)によると、新制度を知りたかった時期については、高校段階が70%、中学校段階が19%であった。
 - これまで、高校等の生徒・保護者向けに、特設ホームページの開設やLINE、Instagram等のSNSにおける広告掲載や情報発信による周知の他、将来その支援対象となり得る中学生等に対し、制度に関する情報が裏表紙や余白に記載された広告付き「自習ノート」等の広報媒体の配布に取り組んできたところ。
 - 令和7年度からは、多子世帯の学生等について授業料等が無償化され、引き続き子育て世代の保護者やその子供に対しての周知の強化が重要である。「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」においても、“高等教育の修学支援新制度については、高校段階のみならず、将来その支援対象になり得る中学生など義務教育段階からの周知が重要”とされており、制度の不知等により将来の進路選択の幅を狭めることのないよう、本制度の認知度向上及び更なる理解促進が課題。

事業內容

- 「高等教育の修学支援新制度」に関する問い合わせ対応業務 988万円（988万円）
新制度について、コールセンターを設置して、学生や保護者等からの様々な問い合わせに丁寧に対応。制度の変更や対象者の拡大を踏まえて体制を強化。
 - 「高等教育の修学支援新制度」等に関する広報業務 4,011万円（2,511万円）
新制度に関する情報を含む広報媒体の作成、全国の中学校等への配布や、SNSを活用した制度に関する情報発信など教育費負担軽減施策に対する認知度の向上や理解促進を図る。
 - 高等教育費の負担軽減推進等のために必要な意識調査業務 3,700万円（726万円）
今年度から対象を拡大した修学支援新制度をはじめとした教育費負担軽減施策に関し、その効果や認知度、課題等についての意識調査等を行い、今後の支援施策の検討を促進。

アウトプット（活動目標）

広告付き自習ノート等広報媒体の配布人

数	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	165,000	220,000	<u>790,000 (見込)</u>

※令和7年度は自習ノートではなく、チラシ、ポスターなどの広報媒体を作成、配布する予定。

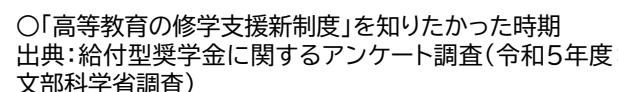
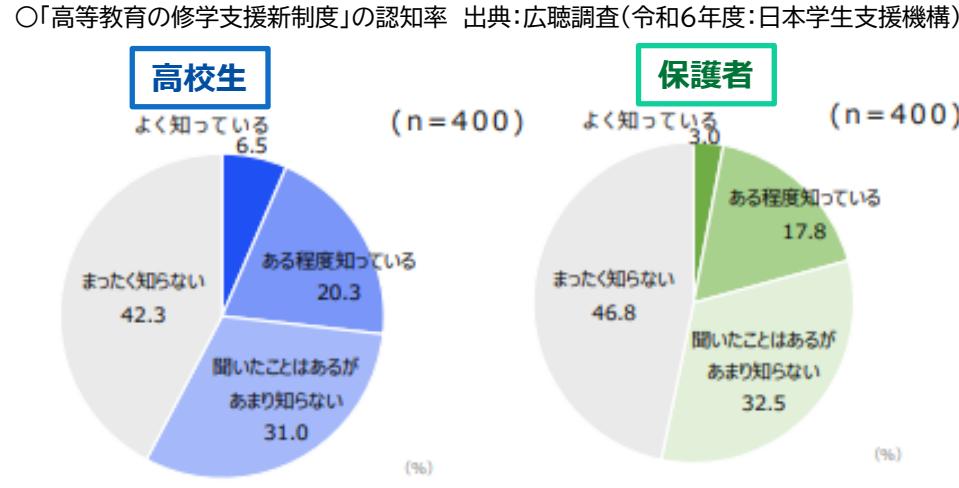
短期アウトカム（成果目標）

高等教育の修学支援新制度を認知していると回答した高校生の割合の増加

平成30年度 36.5% → 令和6年度 57.8%

長期アウトカム（成果目標）

高等教育の修学支援新制度を利用して
大学等へ進学する住民税非課税世帯の割合の増加



自習ノート

私立大学等経常費補助

3,124億円 (2,979億円)

約8割の学生が在学し、社会の各分野において活躍する専門人材を数多く輩出している私立大学等に対して、教育条件の維持向上等を図るとともに、改革に取り組む私立大学等を重点的に支援

(1) 一般補助 2,884億円 (2,773億円)

私立大学等の教育研究に係る経常的経費を支援

- 物価上昇等を踏まえた教育研究基盤の維持・強化に必要な支援
- 地域経済の担い手やエッセンシャルワーカーの育成等を行う地方中小規模大学等や日本の産業を支える理工農系人材の育成等を行う大学等への重点支援
- 教育研究の質の向上に向けたST比（専任教員一人あたり学生数）に係るメリハリある配分の強化

(2) 特別補助 241億円 (207億円)

特色・強みを活かして改革に取り組む大学等を重点的に支援

- イノベーション創出に向けた教育研究環境整備支援 30億円（新規）
科学技術・イノベーション人材の育成強化を図るため、研究力の高い私立大学等への施設・設備整備費と経常費の一体的かつ重点的な支援により、最先端の「知」を生み出し、日本の競争力を高める拠点機能を強化 ※別途、施設・設備整備費として21億円を計上
- 大学院の機能の高度化等 125億円(116億円)
若手研究者の積極的な確保等に向けた大学院の機能強化への支援の充実
- 少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援等 29億円（25億円）+一般補助の内数
教育研究面の構造転換や大学連携等を通じた経営改革支援等により、将来を見据えたチャレンジや連携・統合・縮小・撤退に向けた支援の充実
- 私立大学等改革総合支援事業 103億円（103億円）（一般補助+特別補助）
特色ある教育研究の推進や地域社会への貢献、社会実装の推進など、自らの特色・強みを活かした改革に全学的・組織的に取り組む大学等を支援

私立学校施設・設備の整備の推進 351億円 (91億円) + 事項要求

(1) 安全・安心な教育環境の実現 123億円 (45億円) 〔国土強靭化関係は事項要求〕

- 第1次国土強靭化実施中期計画に基づく非構造部材や構造体の耐震対策、避難所機能の強化等の防災機能強化を重点支援

注：上記ほか耐震化・施設の建替え等の融資事業を実施 事業規模600億円〔うち財政融資資金 288億円〕

(2) 私立大学等の教育研究基盤の向上 126億円 (23億円)

- イノベーション創出に向けた教育研究環境整備支援 21億円（新規）
- 私立大学等の教育研究基盤（装置・設備・施設）の充実・強化
基盤的な教育研究設備の充実を図りつつ、日本の産業を支える理工農系人材の育成に必要な研究設備への重点支援

※単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。

私立高等学校等経常費助成費等補助 1,050億円 (1,003億円)

私立高等学校等の教育条件の維持向上等を図るとともに、自主性に基づく特色ある質の高い教育を充実するため、都道府県による私立高等学校等の経常的経費への助成を支援

(1) 一般補助 860億円 (833億円)

都道府県による私立高等学校等の経常的経費への助成を支援

- 物価上昇等を踏まえ幼児児童生徒1人当たり単価の増額
- 継続的な賃上げや幼児教育の質の向上のための処遇改善

(2) 特別補助 150億円 (137億円)

都道府県による私立高等学校等の特色ある取組への助成を支援

○教育の質の向上を図る学校支援経費 25億円 (18億円)

次世代を担う人材育成の促進、教育相談体制の整備、特別支援教育に係る活動の充実等、教育の質の向上に取り組む私立学校を支援することにより、教員の働き方改革や多様な児童生徒等の教育機会の確保を推進

○子育て支援推進経費 40億円 (38億円)

子ども・子育て支援の更なる質の向上を図るとともに、多様な保育の受け皿を拡充

○幼稚園等特別支援教育経費 80億円 (77億円)

幼稚園等における特別支援教育の充実

(3) 特別支援学校等への支援 40億円 (33億円)

○物価上昇等を踏まえ幼児児童生徒1人当たり単価の増額

(3) 私立高等学校等の教育DXの推進 25億円 (22億円)

- ICT教育設備・校内LANの整備を支援することにより、各私立学校の特色を活かした個別最適な学び・協働的な学びを実現

(4) 持続可能な教育環境の実現 76億円 (1億円)

- 熱中症による事故を防止するため空調設備の整備を推進

○光熱費高騰等に対応するため省エネルギー化を加速
(照明設備のLED化・空調設備の高効率化)



事業内容

- ✓ 約8割の学生が在学し、エッセンシャルワーカーや産業人材等の育成、国際競争力強化に資する研究振興、地域創生など様々な観点で重要な役割を果たす私立大学等に対して、教育条件の維持向上、学生の修学上の経済的負担の軽減、経営の健全性の向上を図るとともに、私学の特色を活かして効果的で質の高い教育研究に取り組む私立大学等を重点的に支援。
- ✓ 「2040年を見据えて社会とともに歩む私立大学の在り方検討会議」の中間まとめを踏まえ、「地域から必要とされる人材育成を担う地方大学」、「日本の競争力を高める教育研究を担う大学」等を重点的に支援。

一般補助

2,884億円（2,773億円）

大学等の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費について支援。客観的指標に基づくメリハリある資金配分により、私立大学等の機能や成果に応じ重点配分。

- 物価上昇等を踏まえた教育研究経常費に係る単価の改善
- 地域経済の担い手やエッセンシャルワーカーの育成等を行う地方中小規模大学等への重点支援（教育研究経常費に係る単価の改善）
- 日本の産業を支える理工農系人材の育成を行う大学等への重点支援（教育研究経常費に係る単価の改善）
- 教育研究の質の向上に向けたST比（専任教員一人あたり学生数）に係るメリハリある配分の強化

補助基準額の算定

専任教職員給与費、非常勤教職員給与費、教育研究経常費等により、補助基準額を算定。

算定された補助基準額を客観的指標に基づき傾斜配分

- ①教育条件、②財政状況、③情報公開、④教育の質に係る項目に基づきメリハリある配分。

特別補助

241億円（207億円）

各大学の特色・強みを活かして改革に取り組む大学等を重点的に支援。

- イノベーション創出に向けた教育研究環境整備支援 30億円（新規）
科学技術・イノベーション人材の育成強化を図るため、研究力の高い私立大学等への施設・設備整備費と経常費の一体的かつ重点的な支援により、最先端の「知」を生み出し、日本の競争力を高める拠点機能を強化
※別途、施設・設備整備費として21億円を計上
- 大学院の機能の高度化等 125億円(116億円)
若手研究者の積極的な確保等に向けた大学院の機能強化への支援の充実
- 時代と社会の変化を乗り越えるレジリエントな私立大学等への転換支援パッケージ
- 少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援等 29億円（25億円）+一般補助の内数
 - ・少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援 27億円（24億円）（一般補助+特別補助）
 - ・私学経営DXの推進を通じた「アウトリーチ型支援」2億円（1億円）（特別補助）
※この他、成長分野等への組織転換促進や定員規模適正化に係る経営判断を支えるための支援を一般補助の内数で支援
- 私立大学等改革総合支援事業 103億円（103億円）（一般補助+特別補助）
特色ある教育研究の推進や地域社会への貢献、社会実装の推進など、自らの特色・強みを活かした改革に全学的・組織的に取り組む大学等を支援
- 成長力強化に貢献する質の高い教育 5億円（14億円）
- 大学等の国際交流の基盤整備への支援 19億円（19億円）
- 社会人の組織的な受け入れへの支援 2億円（2億円）

イノベーション創出に向けた 私立大学等の教育研究環境整備支援

令和8年度要求・要望額

51億円

(新規)



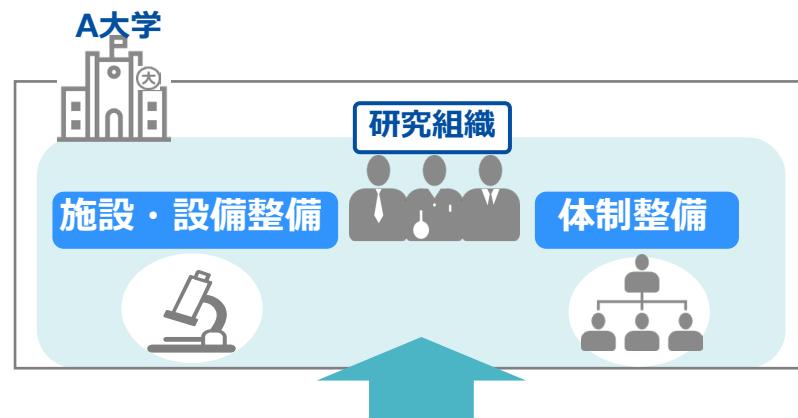
現状・課題

- 私立大学等の中には、新興領域をはじめとした特色ある研究に取り組み、科研費獲得額や大学発ベンチャー創出数において国立大学と肩を並べるなど、世界に伍する研究を展開するポテンシャルを有する大学が存在。
<世界大学ランキング上位6.1%に私大が50校ランクイン>
- 「2040年を見据えて社会とともに歩む私立大学の在り方検討会議」の中間まとめを踏まえ、我が国の国際競争力の源泉となる多様で卓越した「知」の総和の向上に向けて、研究力の高い私立大学等が、国際的にも研究力で競い合える拠点となり、私学全体の教育研究力の向上や研究成果の社会実装の加速化を推進する機能も果たせるよう、教育研究環境の整備を推進することが必要。

事業内容

【目的】

科学技術・イノベーション人材の育成強化を図るため、研究力の高い私立大学等への施設・設備整備費と経常費の一体的かつ重点的な支援により、最先端の「知」を生み出し、日本の競争力を高める拠点機能を強化。



施設・設備整備費と経常費の一体的支援

支援期間	令和8年度～令和12年度（予定）
件数・単価	（私立大学等経常費補助） 10校×約3億円
交付先	（私立学校施設整備費補助） [研究装置・設備]10校×約0.5億円 [施設改修]4校×約4億円
選定方法	私立大学等 分野ごと（「理学・工学・農学」、「人文・社会科学」、「学際・その他」を想定）に以下を踏まえた審査により選定。 ①学問分野別の教育研究活動実績 (若手研究者比率、科研費獲得額、企業等との共同研究実施数等) ②教育研究計画 科学技術・イノベーション人材の育成に向けた特色ある教育研究の展開を目指す計画

アウトプット（活動目標）

- 選定校における研究体制の充実
(イメージ)
・URA等マネジメント人材の増加
・先端機器の導入 等

アウトカム（成果目標）

- 選定校における研究力の向上
(イメージ)
・国際共著論文の増加
・研究機器の共用化による効率化 等

インパクト（国民・社会への影響）

- 私立大学等における科学技術・イノベーション人材の育成強化
・新たなイノベーションの創出による我が国の国際競争力強化

時代と社会の変化を乗り越えるレジリエントな私立大学等への転換支援パッケージ

18歳人口（2023年：110万人）は、2035年には100万人を割り、そこから5年間で急減し、その後更に少子化が加速化。2040年の大学進学者数は、約46万人と推計（低位推計）。現在の入学定員総数と17万人のギャップ

⇒現在の大学の入学定員の規模が維持された場合には、2040年の定員充足率は70%台

各私立大学の自主努力や市場原理に依りすぎると、地域から高等教育機関がなくなり、地方から都市部への若年者の流出、地方企業等への人材輩出の枯渇のおそれ

「集中改革期間」（令和6～10年度）を通じ、「チャレンジ」「連携・統合」「縮小・撤退」の3つの方向性に向けた支援を充実

※令和8年度以降、一定の基準に該当する場合、経営改革に関する計画の策定を求め、経営の健全性の確保等を図る。

拡充 1. 少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援（令和8年度要求・要望額 27億円）

少子化を乗り越えるレジリエントな私学への構造転換を図るため、日本の未来を支える人材育成を担い、付加価値を創出する新たな私立大学等のあり方を提起し、将来を見据えたチャレンジや経営判断を自ら行う経営改革の実現を図るとともに、その知見やノウハウの普及・展開を図る取組について、継続的に支援する。

（選定大学等に対し、文部科学省・私学事業団・有識者によるフォローアップ・支援体制を整備。中間評価を実施し、その結果を支援に反映するとともに、自走化を促進。）

※自走化に向け、計画後半は支援額を遞減予定

チャレンジ

メニュー1 少子化時代をキラリと光る教育力で乗り越える、私立大学等戦略的経営改革支援

社会・地域等の将来ビジョンを見据え、自治体や産業界等と緊密に連携しつつ、社会・地域等の未来に不可欠な専門人材（グローバルな学生や社会人学生等を含む）の育成を担う事を目的とし、教育研究面の構造的な転換や資源の集中等による機能強化を図ること等により、未来を支える人材育成機能強化に向けた経営改革を行う、大学/短大/高専（中・小規模中心）を支援。

件数・
単価

55校×1,000万円～2,500万円程度(加えて一般補助による増額措置)
※令和8年度において、新規で5件の選定を想定

連携・統合

メニュー2 複数大学等の連携による機能の共同化・高度化を通じた経営改革支援

人的リソースや各種システムの共用化、大学等連携推進法人制度や教育課程の特例制度等の活用により、複数の大学等が強固な連携関係を構築することで、経営の効率化や開設科目の相互補完等を通じた経営改革の取組を支援。

※本事業で得た知見を活用しつつ、各学校法人・大学が共同利用できる共通のプラットフォームの在り方を検討

件数・
単価

15グループ×3,500万円程度
※令和8年度において、新規で5グループの選定を想定

拡充

2. 私学経営DXを通じた「アウトリーチ型支援」（令和8年度要求・要望額 2億円）

チャレンジ 連携・統合 縮小・撤退

各種データや知見・ノウハウをフル活用し、各大学の主体的な経営判断の促進や文部科学省・私学事業団による「アウトリーチ型支援」を推進。

- ①財務・経営状況等の客観的な分析等に向けた支援ツールの提供により、各大学による改革・改善の機を失わない主体的な経営判断を促進
- ②客観的な経営診断を踏まえた、連携・統合・撤退を希望する学校法人への経営相談の支援体制の充実による、文部科学省・私学事業団による「アウトリーチ型支援」

連携・統合 縮小・撤退

3. 成長分野等への組織転換促進のための支援

チャレンジ

（令和8年度要求・要望額一般補助 2,884億円の内数）※集中改革期間中の時限的な措置

成長分野等への組織転換を促進するため、理工農系学部等を新設した大学等について、大学全体の収容定員を5か年以内に学部等新設前の水準以内とすること等を要件に、完成年度を迎えるまでの設置計画履行期間中に必要な経常的経費について支援。

4. 定員規模適正化に係る経営判断を支えるための支援

（令和8年度要求・要望額一般補助 2,884億円の内数）※集中改革期間中の時限的な措置

大学等の経営改善や効率化のための学生募集停止や合併等による定員規模の適正化を図る場合、情報の公表や教育の質に係る客観的指標等において減額措置を受けていないこと等を要件に、募集停止学部等への継続的な教育研究活動の支援や完成年度を迎えるまでの設置計画履行期間中に必要な経常的経費についての支援を実施。

5. 私立大学等改革総合支援事業（令和8年度要求・要望額 103億円）

チャレンジ

自らの特色・強みを活かした改革に全学的・組織的に取り組む大学等を支援。（各タイプ50～100件程度 × 約1,100万～2,600万円 + 一般補助における増額）

※ ① 特色ある教育の展開、② 高度な研究の展開、③ 地域社会の発展への貢献、④ 社会実装の推進の4タイプを設定（複数タイプの選定可）

※ 毎年度、各タイプごとの特色を踏まえ、客観的・定量的に把握可能な、改革に係る総合的な体制整備等の状況を事後的に評価し、選定。

事業概要

未来を支える人材を育む特色ある教育の推進や高度研究を実現する体制・環境の構築、地域と連携した取組や大学間や自治体等とのプラットフォーム形成等を通じた地域社会への貢献、产学連携の強化等を通じた社会実装の推進など、自らの特色・強みや役割の明確化・伸長に向けた改革に全学的・組織的に取り組む大学等を重点的に支援する。

基本スキーム（イメージ）

※ 1校当たりの特別補助交付額：タイプ1, 3は1,100万円程度、タイプ2は2,600万円程度、タイプ4は1,700万円程度を想定（各選定校数等により変動。このほか、一般補助における増額措置。）

タイプ1 「『Society5.0』の実現等に向けた特色ある教育の展開」 105校程度

- 「Society5.0」時代に求められる力を養う、総合知を育む文理横断的な教育プログラムの実施、学修の幅を広げる教育課程の工夫、グローバル化対応等、未来を支える人材育成のための教育機能の強化を促進
- 入学者選抜の充実強化、高等学校教育との連携強化等、高大接続改革への取組を支援

タイプ2 「特色ある高度な研究の展開」 45校程度

- 研究基盤・支援体制の整備、博士人材活用、研究インテグリティの確保、他大学や研究機関等との連携による研究の推進など、特色ある研究の高度化・強化に向けた大学等の機能強化を促進

タイプ3 「地域社会の発展への貢献」 115校程度（20～40グループ含む）

- 地域と連携した教育課程の編成や社会人の受入れ、サテライトキャンパスの活用による地域の教育拠点形成、地域の課題解決に向けた研究の推進など、地域の経済・社会、産業、文化等の発展に寄与する取組を支援
- 大学間、自治体・産業界等との連携を進めるためのプラットフォーム形成を通じた、地域と大学等双方の発展に向けた取組を支援

タイプ4 「社会実装の推進」 40校程度

- 産業連携本部の強化や企業との共同研究・受託研究、知的財産・技術の実用化・事業化、産業界と連携した社会実装の推進に向けた取組を支援

背景説明

私立高等学校等は、多様な人材育成や特色ある教育を行うことにより、我が国の学校教育の発展に大きく貢献している。私立高等学校等が我が国の初等中等教育に果たしている役割の重要性に鑑み、都道府県による経常的経費への助成を支援する必要がある。



目的・目標

私立高等学校等の教育条件の維持向上や学校経営の健全性の向上等を図ることにより、私立高等学校等の健全な発展に資するとともに、私立高等学校等における多様な人材育成や特色ある教育を充実する。

事業内容

○私立高等学校等の教育条件の維持向上や学校経営の健全性の向上等を図るとともに、自主性に基づく特色ある質の高い教育を充実するため、国が都道府県による経常費助成等に対して補助を行う。

私立高等学校等経常費助成費補助

●一般補助 860億円（833億円）

都道府県が、私立の高等学校、中学校、小学校及び幼稚園等の経常的経費について助成する場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助。

- 物価上昇等への対応、私立学校における教育の高度化等に必要な**幼児児童生徒1人当たり単価の増額**
- 幼稚園教諭等の継続的な賃上げ及び**幼児教育の質の向上のための処遇改善**に対する支援を引き続き実施

●特別補助 150億円（137億円）

教育改革推進特別経費 <66億円>

都道府県が、私立学校の特色ある取組等に助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助。

- ①**教育の質の向上を図る学校支援経費の充実**（次世代を担う人材育成の促進、外国人入学生の受け入れのための環境整備、ICT教育環境の整備、教育相談体制の整備、安全確保の推進、教員業務支援員の配置等）<25億円>
- ②**子育て支援推進経費**（預かり保育推進事業、幼稚園の子育て支援活動の推進）<40億円>

幼稚園等特別支援教育経費 <80億円>

都道府県が、特別な支援が必要な児童が1人以上就園している私立の幼稚園等に特別な助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助。

授業料減免事業等支援特別経費 <3億円>

私立の小中学校等が、家計急変等の経済的理由から授業料の納付が困難となった児童生徒に対し授業料減免措置を行い、都道府県がその減免額に助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助。

過疎高等学校特別経費 <1.5億円>

都道府県が、過疎地域に所在する私立高等学校の経常的経費に助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助。

私立高等学校等経常費補助

●特定教育方法支援事業 40億円（33億円）

特別支援学校等に対して、国がその教育の推進に必要な経費の一部を補助。

※単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。
※（ ）は前年度予算額

事業内容

都道府県が、教育の質の向上に取り組む学校に助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助。

＜取組みメニュー＞

① 次世代を担う人材育成の促進

グローバル人材育成のための英語教育の強化、国際交流の推進、数理・データサイエンス・AI教育等の推進等
(外部講師の活用等により、教育の質の充実に資する取組が対象)

② 外国人入学生受け入れのための環境整備

外国人入学生受け入れのための校内サインの設置、学校生活等のための通訳やサポート人材等の配置等

③ ICT教育環境の整備推進

情報通信技術活用支援員の配置、校務支援システムの導入、ICT機器の管理委託（リース含む）等

④ 教育相談体制の整備

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用、不登校の生徒等の教育機会についての支援 等

⑤ 職業・ボランティア・文化・健康・食等の教育の推進

職業体験、ボランティア活動、伝統・文化体験、自然体験、地域社会や産業界等と連携・協同した取組、
栄養教諭の活用など食に関する指導の充実 等

⑥ 安全確保の推進

防犯・安全対策のための警備員（ガードマン）等の配置、登下校時における交通安全指導員等の人員配置、
児童生徒等への講習会（防犯、防災、交通安全）の実施、地域住民や関連機関等との合同防犯訓練の実施 等

⑦ 特別支援教育に係る活動の充実

教員の専門性向上のための研修や講師派遣、個別の支援計画の策定等をはじめとする児童生徒の学習・生活・進学・就職等をサポートする
支援体制の構築（特別支援教育支援員やコーディネーターの配置など） 等

⑧ 外部人材活用等の推進

教員の負担軽減を図るため学習指導員、部活動指導員等の専門スタッフや外部人材等の活用 等
(教員が児童生徒への指導や教材研究等に注力できるよう、外部人材の配置促進を図る取組が対象)

⑨ 教員業務支援員の活用の推進

教員が児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制整備のための教員業務支援員の配置 等

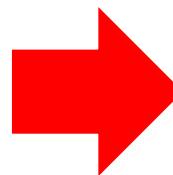
※①から⑨毎に都道府県補助金の対象となった学校数に、単価を乗じた額を補助。ただし、都道府県補助額の1/2を上限とする。

※補助対象となる学校種について、③は幼稚園、幼保連携型認定こども園は除く。⑦は幼稚園、幼保連携型認定こども園、特別支援学校及び特別支援学級を置く学校は除く。⑨は①～⑧に該当する取組は除く。

※補助要件は前年度と同様の予定。

背景説明

幼児教育の質の向上のためには、質の高い教職員を持続的に確保することが重要であり、幼稚園教諭等の待遇改善等に取り組むことが必要。



目的・目標

教職員を対象とする継続的な賃上げによる待遇改善を行う私立幼稚園の取組を支援とともに、幼児教育の質の向上のための待遇改善に取り組む私立幼稚園を支援することで、人材確保を図る。

事業内容

都道府県が、幼児教育の質の向上のために、幼稚園教諭等の人材確保を実施している私立幼稚園に助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額を補助。

補助対象の範囲

以下の待遇改善を実施している私立幼稚園を補助。

- ① 継続的な賃上げによる待遇改善の実施
- ② ①に加え、教員のキャリアアップやマネジメント力の強化等を目的とした幼児教育の質の向上のための待遇改善の実施

※②については、①を実施している園を対象として、中核リーダー・専門リーダー・若手リーダーとなる教員の発令や専修免許状・一種免許状への上進に対する待遇改善を支援。

一般補助を
増額補正

②幼児教育の質の向上のための待遇改善
(教員対象)

①継続的な賃上げによる待遇改善
(教職員対象)

一般補助

	補助対象の範囲	国庫補助のメニュー	負担割合
支援①	教職員を対象とした継続的な賃上げによる待遇改善	継続的な賃上げによる待遇改善に対する都道府県補助の一部	国 1/4 都道府県 1/4
支援②	①の実施に加え、教員を対象とした研修による技能の習得を 通じたキャリアアップや免許の上進を踏まえた待遇改善	<input type="radio"/> 中核リーダー・専門リーダー 40,000円（月額） <input type="radio"/> 若手リーダー 5,000円（月額） <input type="radio"/> 専修免許状・一種免許状への上進者 5,000円（月額） ※月額は全て上限額であり、上記待遇改善に対する都道府県補助の一部	園 1/2

※その他、専修免許状・一種免許状の取得の促進についても支援。

事業内容

子ども・子育て支援の更なる質の向上を図るとともに、多様な保育の受け皿を拡充するため、幼稚園における預かり保育や子育て支援活動を支援する。

①預かり保育推進事業

幼稚園の教育時間終了後や休業日に「預かり保育」を実施する私立の幼稚園等に特別な助成措置を講じる都道府県に対して、国がその助成額の1／2以内を補助。



預かり保育推進事業単価表（令和8年度）

① 通常 の 預 か り 保 育	基礎単価	【A】開園日の4/5以上の日数、1日4時間以上開設 加えて、18時以降（18時を含む）も開設		の場合	700,000円
		【B】開園日の4/5以上の日数、1日4時間以上開設		の場合	600,000円
		【C】開園日の4/5以上の日数、1日2時間以上から4時間未満開設 (教育時間と合わせて8時間以上)の場合			400,000円
		【D】開園日の4/5以上の日数、1日2時間以上から4時間未満開設 (教育時間と合わせて8時間未満)の場合			200,000円
	加算単価	次の要件に該当する幼稚園等			
② 長 期 休 業 日 等 預 か り 保 育	基礎単価	-		預かり保育時間 5時間～6時間/日	預かり保育時間 6時間～7時間/日
		-		150,000円	400,000円
	預かり保育担当者数 2人/日	250,000円	600,000円	1,050,000円	1,550,000円
	預かり保育担当者数 3人以上/日	500,000円	970,000円	1,600,000円	2,250,000円
	加算単価	次の要件に該当する幼稚園等			
		（1）長期休業日の10日以上の日数、1日2時間以上開設		80,000円	
		（2）休業日の19日以上の日数、1日2時間以上開設		150,000円	
③ 休 業 日 等 預 か り 保 育	（1）長期休業日		（2）休業日		
	預かり保育担当者数 2人/日	140,000円		200,000円	
	預かり保育担当者数 3人以上/日		260,000円		370,000円

②幼稚園の子育て支援活動の推進

親子登園や未就園児の受け入れ、教育相談など、施設を広く地域に開放することを積極的に推進する私立の幼稚園等に特別な助成措置を講じる都道府県に対して、国がその助成額の1／2以内を補助。

背景説明

一人一人の教育的ニーズに応じた支援の実施等の観点から、特別な支援が必要な幼児への早期支援の必要性が高まっている。

目的・目標

特別な支援が必要な幼児が、幼稚園等において適切な教育が受けられない事態を未然に防ぐとともに、幼児期の子育て支援の充実の観点からも、私立幼稚園等における受入れに対する支援を行う。

事業内容

都道府県が、特別な支援が必要な幼児が1人以上就園している私立の幼稚園等に特別な助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助。

特別な支援が必要な幼児が就園している私立の幼稚園等

①所轄庁である都道府県が特別な助成を実施

都道府県

②国が都道府県に対して助成額の一部を補助

国

幼稚園等特別支援教育経費の推移（予算額・対象幼児数）

年 度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度 概算要求
予算額	68億円	71億円	75億円	77億円	80億円
対象幼児数	1.82万人	1.9万人	2.04万人	2.1万人	2.15万人

特別な支援が必要な幼児数の補助基準の推移

年 度	S53年度	S60年度	H2年度	H4年度	H6年度	H11年度	R6年度
人数	8人以上	7人以上	5人以上	4人以上	3人以上	2人以上	1人以上※

※1人受け入れ園の補助対象は80人未満の園に限定

幼稚園等における特別支援教育の充実



私立学校施設・設備の整備の推進

令和8年度要求・要望額 351億円 + 事項要求
(前年度予算額 91億円)

背景説明

今後発生が懸念される南海トラフ地震等の大規模地震や熱中症による事故、また教育研究環境の高度化に対応するため、私立学校の施設・設備の環境整備について、早急に取り組む必要がある。



目的・目標

私立学校施設は、学生・生徒等の学習・生活の場であり、災害時には避難所機能を果たすことから、耐震化の早期完了や熱中症対策などにより安全・安心な環境を確保する。また、私立学校の教育DXを推進するとともに、研究力の向上や研究成果の社会実装を加速化すること等により教育研究環境の充実を図る。

1. 第1次国土強靭化実施中期計画の推進による安全・安心な教育環境の実現

123億円（45億円）

私立学校施設は、学生・生徒等^{※1}の学習・生活の場のみならず、災害時の避難所機能を果たすことから、安全・安心な環境の確保は備えるべき基本条件として極めて重要

※1 私立学校に通う学生・生徒の割合 大学：約75% 高校：約35%

※2 指定避難所等を有する私立学校 大学：約5割 小・中・高・特：約4割 [R6調査]

- 非構造部材（吊り天井・外壁など）や構造体の耐震対策
- 避難所機能の強化（空調・自家発電・備蓄倉庫・バリアフリー化など）
- バリアフリー（合理的配慮）対応（EV・多目的トイレなど）
- 防犯対策 ●アスベスト対策

このほか日本私立学校振興・共済事業団において耐震化・施設の建替え等の融資事業を実施
事業（貸付）規模 600億円（うち財政融資資金 288億円）



耐震化未完了の建物が
大規模地震により甚大な
被害を受けた例

【耐震対策の実施率（%）令和6年4月1日時点】

- ①構造体の耐震化 大：96.6 [国：99.9] 高：94.6 [公：99.9]
- ②屋体等の吊り天井等の対策 大：73.3 [国：99.8] 高：83.2 [公：99.6]
- ③②を除く非構造部材の対策 大：20.8 [国：78.7] 高：43.1 [公：68.0]

「第1次国土強靭化実施中期計画」（令和7年6月6日閣議決定）私立学校施設に関する目標
・構造体の耐震対策を令和10年度までに完了
・非構造部材の耐震対策や避難所施設のバリアフリー化を令和22年度までに完了
・国公立に比べ耐震対策（特に非構造部材）の遅れが顕著、対策の強力な推進は喫緊の課題

補助率 大学1/2以内・高校等1/3以内等

126億円（23億円）

2. 私立大学等の教育研究基盤の向上

私立大学等の基盤的な教育研究設備の充実を図りつつ、日本の産業を支える理工農系人材の育成等に必要な研究設備への重点支援を行う

- 教育研究環境（装置^{※3}・設備・施設）の高度化

※3 情報通信ネットワークの構築に要する光ケーブル等敷設工事を含む



【装置の例】高分解能走査電子顕微鏡

- ・物質構造を微小領域（ナノレベル）で観察可能
- ・学生が授業で活用し、高度な分析技術を習得

補助率 装置・施設1/2以内



【設備の例】DNAシーケンサー

- ・DNAの塩基配列を解明
- ・遺伝病や感染症の診断・治療法の開発等に大きく寄与

補助率 教育基盤設備1/2以内・研究設備2/3以内

3. 私立高等学校等のICT環境整備による教育DXの推進

25億円（22億円）

学校教育の基盤的なツールであるICT教育端末・設備を更新し、各私立学校の特色を活かした個別最適な学び・協働的な学びを実現

- 1人1台端末の整備
- 電子黒板や周辺機器等ICT教育設備
- 校内LANの整備

【教育DXの推進】



補助率 端末整備2/3以内
ICT教育設備整備1/2以内
校内LAN整備1/3以内

4. 热中症・光熱費高騰・温暖化等への対応の加速化による持続可能な教育環境の実現

76億円（1億円）

熱中症による事故を防止するため空調設備の整備を推進するとともに、光熱費高騰等への対応として省エネルギー化を加速することにより、持続可能な教育研究環境を実現し、温暖化対策に貢献

- 空調設備の整備や省エネルギー機器の導入

- 照明設備のLED化

【エアコン整備 熱中症対策】



【照明のLED化による省エネ対策の推進】



補助率 大学1/2以内・高校等1/3以内

私立学校施設高度化推進事業（利子助成）

令和8年度要求・要望額
(前年度予算額)

18億円
8億円)



日本私立学校振興・共済事業団による融資

- ✓ 学校法人等に対し、校舎等の施設設備の整備やその他経営に必要な資金を長期・固定金利にて融資
事業（貸付）規模：600億円（うち財政融資資金 288億円）
融資対象事業：校舎・園舎等の建築・改築、グラウンド等の造成、実験・実習機器や通学バス等の整備、教育環境充実のための経営資金、施設の取壊しに要する資金 等
- ✓ 融資率 80%以内（幼稚園・幼保連携型認定こども園：95%以内）
- ✓ 貸付金利（※令和7年8月現在、返済期間20年の場合）一般施設費（耐震改築・改修事業、指定避難所事業）：2.30%、特別施設費（大学病院の建替事業）：2.40%

利子助成制度について

- 私立学校施設の耐震化等促進のため、学校法人が私学事業団の融資を利用した場合、利息の一部を国から助成
(例) 耐震改修・貸付利率2.30%の場合、利子助成率は $2.3 - 0.5 = 1.8\%$
※助成を受けるには、学校法人等から文部科学省へ申請が必要
※利子助成率は上限あり

事業のイメージ



（1）利子助成対象事業及び対象期間

	利子助成対象事業	利子助成期間
①	危険建物と認定された旧耐震基準の施設の改築・改修事業	20年以内
②	大学附属病院の改築事業	10年以内
③	指定避難所施設等の機能強化整備事業	20年以内

（2）利子助成率

	対象学校	利子助成率	備考
①	大学、短大、高専、 高校～特別支援 学校	(1～3年目) 貸付金利と同率 (4年目以降) 貸付金利-0.5%	Is値0.3未満 <利子助成上限率> 大学・短大・高専 2.1% 高校～特別支援学校 1.6%
		貸付金利-0.5%	Is値0.3以上0.7未満 利子助成上限率は、上記と 同様
②	幼稚園・幼保連携型 認定こども園	貸付金利-0.5%	<利子助成上限率> 幼稚園・幼保連携型 認定こども園 1.6% 専修・各種学校 0.5%
	専修・各種学校	貸付金利-0.5%	<利子助成上限率> 2.1%
③	老朽施設の建替	貸付金利-0.5%	<利子助成上限率> 1.6%
	老朽施設以外の建替	貸付金利-1.0%	<利子助成上限率> 大学・短大・高専 2.1% 高校～特別支援学校、 幼稚園・幼保連携型 認定こども園 1.6% 専修・各種学校 0.5%